

令和8年度 第1回川西市環境審議会 次第

日時：令和8年8月6日（木）14:00

場所：川西市役所 庁議室

1. 開会
2. 委員委嘱
3. 部長挨拶
4. 会長副会長選出
5. 会長挨拶
6. 委員紹介、事務局紹介
7. 議事
 - （1）第1回生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について（報告）
 - （2）第3次川西市環境基本計画について
 - ・進行管理表について
 - ・地球温暖化対策実行計画の取組みについて
 - （3）第6次川西市環境率先行動計画にかかる令和7年度の実績について（報告）
 - （4）環境の概況（令和7年度の内容）について（報告）
8. その他

【配布資料】

令和8年度 第1回川西市環境審議会 次第

令和8年度 第1回川西市環境審議会委員 名簿

【資料1】 令和8年度第1回生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会資料

【資料2】 第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料3】 温室効果ガス排出状況等

【資料4】 川西市のエネルギー需要量

【資料5】 自治体排出量カルテ(川西市)

【資料6】 川西市住宅用太陽光発電設備等導入補助事業実績概要

【資料6 補足】 県の太陽光発電設備導入支援施策（概要）

【資料7】 市 HP：川西市ゼロカーボンシティパートナー企業取組み実績

【資料8】 令和7年度川西市環境率先行動計画結果について(案)

【資料9】 環境の概況(案)

令和 8 年度 第 1 回 川西市環境審議会部会 次第
(生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会)

日時：令和 8 年 7 月 8 日(水) 14:00～

場所：川西市役所 4 階 庁議室

1. 委員委嘱

2. 部会長選出、あいさつ

3. 委員紹介

4. 議事

生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和 7 年度）について
【資料 1】【資料 2】

5. その他

(1) 出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群
保存のための啓発について 【資料 3】

(2) 川西市における特定外来生物の確認状況について
【資料 4】

6. 市民環境部長 あいさつ

【配付資料】

- ① 令和 8 年度 第 1 回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会） 次第
- ② 令和 8 年度 第 1 回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）委員名簿
- ③ 令和 8 年度 第 1 回 川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）座席表
- ④ 【資料 1】生物多様性ふるさと川西戦略評価指標（令和 7 年度）
- ⑤ 【資料 2】生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査（令和 7 年度）
- ⑥ 【資料 3】出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について
- ⑦ 【資料 4】川西市における特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の確認状況について

令和8年度第1回川西市環境審議会部会（生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会）委員名簿

委嘱期間令和8年7月1日～令和10年3月31日

No.		氏名	役職	選出区分
1	審議会委員	武田 義明	神戸大学 人間発達環境学研究科名誉教授	環境審議会委員
2	専門委員	井浦 澄夫	大和フォレストクラブ会長	市民又は 関係団体の代表者
3	専門委員	石丸 京子	兵庫県立尼崎の森中央緑地パークセンター 生物多様性アドバイザー	学識経験者
4	専門委員	牛尾 巧	環境省環境カウンセラー	市民又は 関係団体の代表者
5	専門委員	下芝 勇登	流域ネット猪名川代表	市民又は 関係団体の代表者
6	専門委員	橋本 佳延	兵庫県立人と自然の博物館 自然・環境再生研究部主任研究員	学識経験者
7	専門委員	山田 量崇	兵庫県立大学 自然・環境科学研究所教授	学識経験者

生物多様性ふるさと川西戦略評価指標（令和7年度）

No.	基本戦略	評価指標	担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	備考	委員意見(R8.7.8)と市回答
1. 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育												
1	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	保育所	教育保育課	市立保育所の全園児・保育士	—	440 (対象者全員)	366 (対象者全員)	421 (対象者全員)			(委員意見) 環境教育にSDGsの視点を入れてほしい。 (市回答) 我々としても、初めて本格的に環境教育をする小学校3年生というのは重要視しており、根本的に見直しを図りたいというのは学校に提案をしている。 (委員意見)№1～№4 環境教育を受けた「人数」を記載する意味があるのか。実施回数や延人数を記載すべき。 (市回答) 指標については以前この戦略を改訂するときに市民にパブリックコメントで意見を求めたり、議会に報告して意見を求めたりして手続きを経て決めているので、戦略の指標自体は、戦略の計画期間の2032年度までは変えることは難しい。 ただ、委員がおっしゃるように、毎回全児童が受けているので、増減は指標、評価には驚がらないのではないかと思います。 (市回答) 回数については、委員会のほうで何回以上というのを定めている。具体的には小学校3年生の環境体験学習であれば、年に3回以上、4年生の里山学習であれば年2回以上、そして5年生の自然学校に関しては、4泊5日というふうに、県の事業との絡みもあるが基本最低回数というのは定めている。そしてその中で我々から学校現場に最低回数ですとお伝えしている。例えば里山体験学習も、我々の実施したフィールドワークを経て、形式景観の変化を子供たちに見せてあげたいということと、3回以上実施している学校も実際には存在するが、指標には出てこないというのが実情である。 (市回答) 実態については今教育保育課のほうから説明があったとおりだが、このままでは指標がどうなっているのかわかりにくい。例えば資料2の「成果と課題」「今後の方向性」のところに回数を入れるとか、もう少しわかりやすいように来年度以降に教育保育課と相談して変えていけたらと考えている。
2	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	幼稚園	教育保育課	市立幼稚園の全園児・教諭	—	761 (対象者全員)	634 (対象者全員)	626 (対象者全員)			(委員意見) 幼稚園の先生に対しての研修等はやっているのか。 (市回答) 環境体験の研修については幼稚園や保育所の先生向けにも公開して、参加できるような形をとっている。
3	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	小学校	教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年生	3904 (対象者全員)	3,531 (対象者全員)	3,648 (対象者全員)	3581 (対象者全員)			
4	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	各環境教育を受けた1年間の人数(人)	中学校	教育保育課	市立学校の全中学2年生	1243 (対象者全員)	1,206 (対象者全員)	1,243 (対象者全員)	1,229 (対象者全員)			
5	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	研修を受けた年間の教職員数(人)		教育保育課	市立小学校の全3年・4年・5年教員	45	19	24	21			

生物多様性ふるさと川西戦略評価指標（令和7年度）

No.	基本戦略	評価指標	担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	備考	委員意見(R8.7.8)と市回答
6	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	環境に関する公民館講座を受けた人数(人)	川西公民館		—	78	111	76				
2. 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発												
7	◆広報や市HPによる情報発信	1年間の各HPへのアクセス数(件)	環境政策課	増やす	7,289	8,767	8,264	7,388				
8	◆広報や市HPによる情報発信	1年間に紹介した自然環境の数(件)	環境政策課	増やす	4	5	5	5				
9	◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	指標「景観に関心のある市民の割合」(%) (市民実感調査)	都市政策課	85.0	—	82.6	76.9	73.0				
3. 生物多様性保全の取組みの強化												
10	◆市民生活での生物多様性保全の活動の支援	2032年に実施予定のアンケート調査結果	環境政策課	—							2032年に実施予定	
11	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	指定・登録文化財(天然記念物)の件数(件)	観光・文化財課	—	—	13	14	14				
12	◆本市による文化財の保全及び生物多様性向上の事業の実施	緑地における維持管理団体数(団体)	公園緑地課		—	3	3	3				
13	◆本市による生物多様性に被害を与える獣害対策などの実施	1年間に捕獲した有害鳥獣及び 外来動物の数(頭)	産業振興課	254	193	213	286	216				
4. 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大												
14	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1年間の情報交換などの実施回数(回)	環境政策課		1	1	1	1			R7.7に環境フェスタを実施	

生物多様性ふるさと川西戦略評価指標（令和7年度）

No.	基本戦略	評価指標		担当課	目標値	R3年度 (2021年度)	R5年度 (2023年度)	R6年度 (2024年度)	R7年度 (2025年度)	R8年度 (2026年度)	R9年度 (2027年度)	備考	委員意見(R8.7.8)と市回答
15	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	1年間に支援したボランティア数		産業振興課	250	267	153	146	165				
16	◆兵庫県や市民団体との既存事業の継続	1年間に実施した河川美化活動の回数(回)		美化推進課		12	8	10	10				

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和7年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施できていない。実施内容等を再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	令和7年度自己評価	令和7年度の実施状況 (2025年度)	令和7年度 成果と課題	今後の方向性	備考	委員意見（R8.7.8）と市回答
1. 環境教育の充実による「ふるさと川西」意識の醸成及び生物多様性教育												
1	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	①	就学前園児の環境教育方針	国の定める3法令や市規定の全体的な計画などに基づいて、各園所で計画を立てて、園所内の自然環境を生かした取組みや恵や市の企画に参加したりして環境保育に努めています。 ※国の定める3法令：保育所保育指針、幼稚園教育要領、幼保連携型認定こども園教育・保育要領	教育推進部	教育保育課	A	・園所内の自然を生かして植物や生き物に触れたり、散歩や園外保育の際に地域の身近な自然に触れる機会を意図的にもったりして、子どもの興味、関心を深めてきた。 ・栽培活動を通して、世話をしたり収穫したりする喜びを味わってきた。	園所内の自然だけではなく、散歩や園外保育等を通して、自然や生き物に触れあう機会をもつことができた。見つけたものや気がついたことについて調べたり、自然物を使って遊びを楽しんだりするなど、子どもたちは自然に興味をもち、自分からかかわろうとする姿が見られた。今後も機会を捉えて自然に触れるようにしていくことが、大切である。	年間通して自然に触れる体験ができるよう計画し、教育・保育活動を実施していく。また、保育の中で自然物を取り入れて楽しめるような環境構成について考えていく。		
2	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	②	小学校体験活動（環境体験）	小学校3年生を対象とした「環境体験」を実施し、児童が普段生活している地域の自然の中に出かけて環境体験をします。また、本市独自の自然や産物を知り、それを広めていくことで、環境問題を考え解決していく素地を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で校区内の地域の畑や河川、公園、猪名川流域等へ赴き、植物や動物等に触れた。	園所内の自然については各園所違いがあるので、栽培など計画的に自然に触れる機会を今後もつくっていくことが必要である。	地域参画を目指し、SDGsの視点を取り入れ、各小学校の独自性を活かした小学生が主体的に環境教育に取り組むことができる環境体験プログラムを構築していく。 また、3年生の環境体験、4年生の里山体験、5年生の自然学校と系統性をもったカリキュラム（内容やプログラム）の設定を各校へ促していく。		
3	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	③	里山体験学習	小学校4年生を対象に「里山体験学習」を実施し、日本一の里山である黒川地域を体験活動の場として、自然に対する畏敬の念をはじめ、生命のつながり・環境保護の大切さを実感し、美しさに感動する豊かな心を育んでいきます。本市の自然特性を活かした、独自の環境教育です。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で2回以上実施した。黒川地区へ赴き、観音や動物等へ触れた。 また、黒川地域の方々に触れ、里山と共に人間がどのように生活してきたかを学習した。 社会教育団体の方々と共に、里山資源を使い、木工クラフト等を作成した。	小学校4年生が黒川の方々や社会教育団体の方々の協力を得て、川西の特産品をはじめ、環境問題や生活の知恵等、幅広く学習をすることができた。 里山と人間がどのように関わってきたかを学習し、SDGsについて理解を深めることができた。 黒川地区のサポーターの方々や、年々減少しているが、広域に募集を行い、増員することができた。 既存の活動だけでなく、柔軟に会場や内容を工夫することができた。	黒川地区のサポーターの数を増員し、少人数による体験学習を実現できるようにする。 サポーターの方々の資質向上を目的とした実地研修や、活動内容をより良くしていくための打ち合わせを増やしていく。		
4	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④	小学校体験活動（自然学校）	小学校5年生を対象に「自然学校」を実施し、児童が兵庫県にゆかりのある人や自然、地域社会と触れ合い、理解を深めるなど、長期宿泊体験を通して、自分でも考え、主体的に判断し、行動し、よりよく問題を解決する力や、生命に対する畏敬の念、感動する心、共に生きる心を育むなど、「生きる力」を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内16小学校で兵庫県内での長期宿泊体験を通して、兵庫県内の自然、生物に触れ、理解を深めた。	小学校5年生の児童が環境問題により興味関心を持つようになった。また、県内にどのような環境があるかを学ぶことができ、川西市の良さや特徴を学ぶことができた。 施設によって、活動時期の選択肢が限られ、看護師などの外部人材の確保、教職員の負担が大いことが課題である。 また、4泊5日の中で体調不良者や熱中症が起こり、体調面における安全性の確保が困難である。	引き続き、充実した自然学校を実施したい。そのために、今年度から始まった自然学校人材バンクの活用や、市のHPを通じて看護師などの外部人材の募集に力を入れている。 また、3年生の環境体験、4年生の里山体験、5年生の自然学校と系統性をもったカリキュラム（内容やプログラム）の設定を各校へ促していく。		
5	◆児童・生徒を対象とした環境教育の実施	④	中学校教育支援	中学校2年生を対象に地域に学ぶ「トライや・ウーエ」を実施し、地域や自然の中で、生徒の主体性を尊重した様々な活動や体験を通して、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てるとともに、自立性を高め「生きる力」を育んでいきます。	教育推進部	教育保育課	A	市内7中学校の2年生と川西養護学校の中学部2年生について県立一座公園などで実施した。 地域の自然の中で、地域の方々や従業員の方々と環境保全体験や職場体験を行った。	地域や自然の中で、地域の方々や従業員の方々と環境保全体験や職場体験を行い、地域に学び、自分を見つめ、他人を思いやる心を育てることができ、「生きる力」を育むことができる。	地域参画の視点を継続する中で、SDGsの視点を引き続き取り入れていく。 地域の事業所やボランティアの方々や継続して「トライや・ウーエ」に今後も取り組んでいけるよう関係構築していく。		
6	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	①	教育研究	教職員対象に「環境体験研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを体験し、自然・生物・環境教育など体験的な研修を行っています。	教育推進部	教育保育課	A	教職員対象に「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然などを教職員が体験した。	日本一の里山である黒川地域・猪名川水系・身近な自然への恵みを教職員が再認識した。 各学校の実情に合わせて教職員が児童へ授けるには専門的な知識の定着が課題であり、自然活動団体とのさらなる連携など検討する必要がある。	継続的に「環境体験研修」と「里山フィールド研修」を実施し、専門的な知識の定着を教職員に図るとともに、川西市を教材とした環境学習プログラムの定着も同様を図る。		
7	◆教職員や市民を対象とした研修の実施	②	環境学習の充実	公民館などの学習の充実を図り、様々な世代への環境教育も充実させていきます。	生涯学習部	川西公民館	A	清和台公民館（「カーボンニュートラルの全体像と具体例」と「カーボンニュートラルに貢献する超電導技術」講座）、川西公民館（子ども生もの観察隊～小川で水生生物観察～）、けやき坂公民館（「里の川」学生川「水辺の観察会」、東谷公民館（冬の野鳥観察会）を実施し、4館合計で76人が環境に関する公民館講座を受講した。	各館で地域の特性に沿った環境学習を実施した。地域ニーズや公民館の立地の特性等により講座を開催していることか、全館で実施とはなっていない。	関係所管課と協力して環境学習の充実に努める。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和7年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない。実施内容等を再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策 No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	令和7 年度 自己 評価	令和7年度の実施状況 (2025年度)	令和7年度 成果と課題	今後の方向性	備考	委員意見（R8.7.8）と市回答
2. 自然に関する情報発信による生物多様性保全の普及・啓発												
8	◆広報や市HPによる情報発信	①	自然環境情報の発信	市HPや広報かわにしなどの媒体を通じ、かわにしの自然環境、生物多様性に関する情報を定期的に発信することにより、ふるさと川西のすばらしさを伝えていきます。	市民環境部	環境政策課	A	以前から市HPに自然活動団体や企業を紹介するページを設けている。令和7年度にはシロバナウシベンツツジの公開や菊友友の会など自然活動団体の活動を広報誌に掲載した。	市広報誌を中心に自然活動団体の活動を紹介することが出来た。また、環境フェスタを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。その他、自然活動団体の活動をPRする場としてのパンフレットブックを市役所と中央図書館に設置し、令和7年度から運用を開始。今後は市民が閲覧しやすいように市HPを改訂していく。また、市HPの各団体の紹介ページを更新していくとともに活動内容を発信していく必要がある。	市民が閲覧しやすいように市HPを改訂していくとともに活動団体や企業を紹介するページの内容等を更新し、引き続き情報発信に努める。		(委員意見)№8、№9 発信内容に対する広報手段が適切であるかを考えるべき。緊急性があるものについては、あらゆる広報手段をとってほしい。 (市回答) 今、学校の父兄に対してお知らせをするシステムなども、別の部署ではあるがそういうものも参考にしたい。予算やシステム上の制約等はあるが今後考えていきたい。
9	◆広報や市HPによる情報発信	②	国や兵庫県が作成する上位計画などの広報、普及啓発	生物多様性に関する国や兵庫県の情報について、市HP上で概要版の掲載やリンクを張り、一元で閲覧でき、情報が入手しやすくなるよう整備します。	市民環境部	環境政策課	A	国・兵庫県からの情報を速やかに市内部で情報共有するとともにHP、メールなどを活用し、市民、自然活動団体等に情報を発信した。	国・兵庫県からの情報を市内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信することができた。	引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。		
10	◆広報や市HPによる情報発信	③	観光の推進	市HPや観光マップなどを通して、市の自然や歴史、市内の観光地のPRを行います。	生涯学習部	観光・文化財課	A	昨年に引き続き、市観光協会と協力し、市の自然や歴史、観光地を紹介するHPを更新した。	HPを更新し、最新の市の自然・観光の情報を発信した。	市内に整備している看板の情報更新やHPの見直しを行いながら、市内の自然や歴史、観光地のPRを進めていく。		
11	◆広報や市HPによる情報発信	④	地産地消の推進	本市の特産品であるイチジク、クリ、モモなどについて、市広報誌や市HP等を用いてPRし、地産地消を進めます。	市民環境部	産業振興課	A	モモ及びイチジクの即売会を実施。クリは直売所にて特設ブースを設けて販売され、市HPでPRを行った。本市で樹井ドーアフレッシュの栽培が始まって100周年を迎え、兵庫県いちじく研究大会を開催した。 また、市内で採れた作物を「川西そだち」とし、PRのPRを作成・配布し、市HPでもPRを行った。市内・タルト専門店のSNSなど多数の紹介がなされたことで市内外産農産物を販売する小売店にも積極的にのほりる配布した。 さらに、イチジクは、航空会社とタルト専門店の協力で東京へ空輸し、イチジクタルトを販売し、市HP等でPRを行った。	モモ及びイチジクの即売会を実施した。 市HP以外にも、PRの(ほり)川西そだち」の設置、航空会社や市HPのほか、直売所マップに情報を追加する等、積極的にPRする。	引き続き特産品の即売会を実施する。 市HPのほか、直売所マップに情報を追加する等、積極的にPRする。		
12	◆広報や市HPによる情報発信	⑤	市街地における里山のPR	JR川西池田駅前ロータリーのクスギを台場クスギに仕立てるなど、市街地において、北部の里山の自然を身近に感じられるようになります。	土木部	公園緑地課	A	JR川西池田駅前ロータリーのクスギについて台場クスギへの仕立てを行い、市街地において里山の自然を身近に感じられるよう努めた。	台場仕立てを実施したことにより、駅前やキセツ川西を行き交う人々に里山の自然を感じられる場を創出している。	より多くの市民に里山を感じてもらえるよう、維持管理を実施する。		
13	◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	①	再生可能エネルギーの普及啓発	市役所本庁舎南側壁面やキセツ川西プラザ、市消防本部に太陽光発電システムを設置し、モニターで観察できるようにするなど、地球温暖化対策(地球温暖化による生きものの衰退・絶滅の防止)として再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を進めています。	市民環境部	環境政策課	A	キセツ川西プラザと消防本部についてはモニターで発電状況を表示している。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセツ川西プラザと消防本部についてはモニターで発電状況を見ることが出来る状態であり、来場者に再生可能エネルギーの普及促進のための啓発を行うことが出来た。一方、市役所モニターについては部品の不具合により活用できていない。	キセツ川西プラザと消防本部については引き続きモニターで再生可能エネルギーの啓発を行う。市役所についても啓発の再開に向けモニター部品の交換等を検討する。		
14	◆本市によるモデル整備や景観計画による情報発信	②	景観形成の情報発信	川西市景観計画により、市の自然や歴史文化をはじめとする様々な景観資源を活用し、魅力的な景観を形成するとともに、景観形成に向けた取組みの啓発を進めています。	都市政策部	都市政策課	A	HPへの活動紹介(黒川里山センター、川西里山クラブ、川西市婦人会、大和フォレストクラブ、菊友の会)・SNSでの川西市の見所(景観樹木の見守り)の紹介等、市民や事業者の活動をインターネットを使って発信することにより、参画と協働を推進する仕組みづくりを行った。	市民や事業者の活動をインターネットに掲載することより、事業者や市民にも情報発信できた。	今後もSNSや動画を活用することで積極的な情報発信を行い、川西らしい魅力的な景観の形成を進めていく。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和7年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施できていない。実施内容等を再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策 No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	令和7 年度 自己 評価	令和7年度の実施状況 (2025年度)	令和7年度 成果と課題	今後の方向性	備考	委員意見（R8.7.8）と市回答
3. 生物多様性保全の取組みの強化												
15	◆市民生活での 生物多様性保全 の活動の支援	①	外来種対策の推 進	外来種の侵入経路、影響、対策の必要性や市 民でも実施できる外来種対策の方法などをま とめ、市HPなどで広報するなど、外来種に対 する対策を進めます。	市民環境部	環境政策課	A	以前からヒアリやセアカゴケグモ、アカミミガ メ、アメリカザリガニ、ナガエツルノゲイトウ などについての対策、駆除方法などについて の対策、駆除方法などを市HPに掲載している が、R7年度はR7年7月に市内で初めて確認 されたクビアカツヤカミキリの発見情報につ いて速やかに市内部で情報共有するととも にHP、メールなどを活用し、市民、自然活動 団体等に情報を発信した。	以前からヒアリやセアカゴケグモ、アカミミガ メ、アメリカザリガニ、ナガエツルノゲイトウ などについての対策、駆除方法などを市HPに 掲載しているが、R7年度はR7年7月に市内 で初めて確認されたクビアカツヤカミキリ の発見情報について速やかに市内部で情報 共有するとともにHP、メールなどを活用し、 市民、自然活動団体等に情報を発信した。	引き続き、クビアカツヤカミキリやその他特 定外来生物に関する情報の迅速な発信に努 める。		
16	◆本市による文化 財の保全及び生 物多様性向上の 事業の実施	②	文化財保存啓 発	天然記念物などの貴重な財産である文化財 の保全を進めるとともに、その普及啓発、活 用を進めています。	生涯学習部	観光・文化財課	A	市内でクビアカツヤカミキリが発見されたた め指定登録文化財(天然記念物)の所有者、 管理者に対して注意喚起を行った。	指定・登録文化財(天然記念物)の所有者・ 管理者に対してクビアカツヤカミキリの危険 性を周知できた。	指定・登録文化財(天然記念物)に被害が生 じないように注視していく。 指定・登録文化財(天然記念物)の普及啓 発、活用を推進する。		
17	◆本市による文化 財の保全及び生 物多様性向上の 事業の実施	②	ため池などの保 全	農業用灌漑のため、水利組合が管理するた め池や農業用水路などの補修・改修、水漏 防止のため、安全柵の設置などへの支援を 行っています。今後の改修などに際しては、 ため池などにおける生物多様性の重要性に 配慮し、進めていくよう検討していきます。	市民環境部	産業振興課	A	地元水利組合等が実施する農業用施設の補 修や改修の工事について支援を行うととも に、工事に際しては生物多様性の重要性に 配慮して進めるよう依頼した。	地元水利組合等が農業用施設の補修や改修 の工事を実施することで、農業用施設の適 切な管理やため池などの保全を行うことが できた。	今後も地元水利組合等が実施するため池や 農業用水路などの補修や改修の支援を行う とともに、工事に際しては生物多様性の重 要性に配慮するよう依頼する。		
18	◆本市による文化 財の保全及び生 物多様性向上の 事業の実施	③	生物多様性に配 慮した公園・緑 地管理の推進	公園整備の際は、在来種の植樹に努め、特 定外来生物の防除に向けた管理を実施して いきます。 緑地は、生物多様性の観点から、保全する 維持管理団体が継続して活動を行えるよう 、公園、緑地など、みどりの維持管理活動 を行う団体間の連携により、活動を高め 合う仕組みづくりを行います。	土木部	公園緑地課	A	開発による提供公園について、事業者との 協議を行い、在来種の植樹に努めた。また、 市内緑地において、市民活動団体主体の維 持管理、緑地の清掃活動により集められた ごみの回収を行うなど活動を支援し、まじ 山の保全に努めた。3団体が継続して維持 管理を行うことができた。	公園整備の際は、在来種の植樹に努めるこ うできた。管理する緑において、特定外来 生物であるクビアカツヤカミキリの被害が 確認されたため、被害木の伐採を行ったも のの今後の被害拡大を懸念している。	公園整備の際は、在来種の植樹に努める。 また、クビアカツヤカミキリの被害拡大を 防止するため、公園や街路樹におけるサ クラやモモについて被害調査を順次実施 し、早期発見と防除に努める。		
19	◆本市による生物 多様性に被害を 与える獣害対策 などの実施	①	ナラ枯れ対策	カンナガキタイムシによるナラ枯れ被害が 西日本を中心に発生しているため、被害大 小防止に取り組んでいます。	市民環境部	産業振興課	A	被害最先端地の指定外のため、ナラ枯れの 被害拡大防止事業は行わなかった。	ナラ枯れ被害の確認数が減少し、被害最先 端地から外れている。	県と連携し、ナラ枯れの発生状況等、動 向を注視する。		〔委員意見〕 被害拡大防止事業は行わな かったとなっているが、自己評価「A」であ っているのか。ナラ枯れ被害が発生してい ないのであれば発生していないと書くべき。 〔市回答〕 カンナガキタイムシについては 発生していないが、県の阪神農林振興事務 所と情報共有をしながら、もし発生した場 合は現場確認をするということをやっている 。あと、今年度から所管課が、環境政策課 に変更になっている。 〔市回答〕 環境政策課と、県農林振興事務 所と情報共有しながら進めていくと考 えている。 〔市回答〕 令和8年度の進捗は環境政策課 で記入することになる。わかりやすいよう に改善していきたいと考えている。 〔委員意見〕 担当課から出てきた資料は 修正しないのか。 〔市回答〕 内容を見て、不明なところなど は確認している。この件について、もう少し わかりやすいように産業振興課と話を して、修正するかどうか検討させていただ きたい。
20	◆本市による生物 多様性に被害を 与える獣害対策 などの実施	②	有害鳥獣対策	川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作 物の被害などの防止を目的に、個体数の調 整などとしてイノシシやシカの捕獲・処分 を行っています。また、鳥獣による食害防 止対策としての防護柵設置等に対する補助 を行っています。	市民環境部	産業振興課	A	県猟友会川西支部協力のもと、川西市鳥 獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防 止等を目的にイノシシやシカの捕獲及び 処分を実施した。	県猟友会川西支部協力のもと、一定数の 捕獲・処分成果が上がっているが、農作物 被害は無くならない。	引き続き県猟友会川西支部と連携し、イ ノシシやシカの捕獲・処分を行い、個体数 管理を図っていく。		

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和7年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施できていない。実施内容等を再検討する必要がある。

No.	基本戦略	施策 No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	令和7 年度 自己 評価	令和7年度の実施状況 (2025年度)	令和7年度 成果と課題	今後の方向性	備考	委員意見（R8.7.8）と市回答
21	◆本市による生物多様性に被害を及ぼえる被害対策などの実施	③	外来生物対策	農作物の被害などの防止、希少種を含めた在来生態系の保全・回復のため、特定外来生物であるアライグマ・ネオトリアを対象に捕獲・処分を行っています。また、農作物被害防止対策に對する補助を行っています。さらに、セアカサカグサ、ヒヨリ、アルゼンチンアリや、今後サクラやモモへの被害の拡大が懸念されるクビアカツヤカミキリについて、注意喚起や駆除に関する啓発を行っています。	市民環境部	産業振興課 環境政策課	A	【産業振興課】 県親友会川西支部協力のもと、川西市鳥獣被害防止計画に基づき、農作物被害の防止等を目的にアライグマやネオトリアの捕獲及び処分を行った。 【環境政策課】 セアカサカグサ、ヒヨリ、アカミガミ、アカカザリガサ、ナガエツルノゲイトウなどに加えてクビアカツヤカミキリについて、国・兵庫県からの情報を速やかに市内部で情報共有するとともに、市民や自然活動団体等へ速やかに発信することができた。	【産業振興課】 引き続き県親友会川西支部と連携し、アライグマやネオトリアの捕獲・処分を行い、農作物被害等の防止に努めている。 【環境政策課】 引き続き、国や兵庫県の動きを確認し、迅速な情報発信に努める。			（委員意見） アライグマの捕獲は親友会に任せているのか、捕獲努力量は定めているのか、捕獲機の貸し出し件数は把握しているのか、していないのであれば、増加傾向にあるかどうかを知るためにも把握すべき。後日教えてほしい。 （市回答） まず、アライグマの捕獲の依頼については、親友会に捕獲依頼をしている。 努力量だが、特に具体的な数値というところは定めていない。 農作物被害であったり、住民の生活被害、家庭菜園の被害であるとか、そういうものがあれば、捕獲機の貸出しを産業振興課でしている。貸出し依頼、申請があったものに対して、親友会に鑑の設置であるとか、捕まえた場合の処分を依頼している。 （委員意見） シガについては、捕獲件数を増やすための戦略（ハンターの育成、罠の設置、補助等）の策定をすべき。 （市回答） まずハンターの育成については、現在は国の補助金も活用、交付金も活用して、新規にわな無免許を取る方に対して、親友会の初回講習、初回講習費用については補助するという制度はある。 たまたそれは新規の方になる。免許の更新については対象ではない。 あと、ワナについても国の交付金を活用して購入したことはあるが、他に設置をして欲しいであるとか、地元農家さんからの要望もあるので、購入については今後検討していきたいと思っている。 最後に補助制度だが、森林保全しているところで木の柵の設置であるとか、令和6年度に新たに森林環境譲与税を活用して、森林整備補助金という補助制度を設けている。 その補助では、そういう施策も補助対象となるので、それも今後森林がランディアをはじめ、森林で活動されている方、団体に活用していただくとは思っている。 7年度までは、産業振興課で森林の補助金などを担当していたが、8年度からは環境政策課に移っているので、またさらの対応となる。 （市回答） 森林の整備補助金については先ほど産業振興課が申し上げたとおりで8年度から環境政策課が担当になっている。 実際に団体がその柵などを設置した分の補助については50%なり、補助ができるようになっている。 そのため実際に設置していただくのは市民活動団体様になります。それについて費用の補助はしつかりやっています。ホームページなどいろいろなPRの方法は、考えていかなければいけないと考えています。
4. 各主体の連携による生物多様性保全活動の継続と拡大												
22	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	①	生物多様性に関する情報交換の場の提供	生物多様性に関する取組みを行っている市民、市民活動団体、事業者などが交流、情報交換などができる機会や場を設けます。「黒川を中心としたまちづくり方針」に基づき、旧黒川小学校グラウンド内に川西市黒川里山センターを整備します。里山保全や教育の振興、観光の推進を図るとともに、地域住民に限らず市内から様々な方が集まる交流拠点として、生物多様性に関する情報を発信していきます。	生涯学習部	観光・文化財課	A	黒川里山センターは令和5年度より指定管理者による管理運営を行っており、旧黒川小学校の南北棟で里山学習の受け入れや生物多様性に関する事業を行うことができました。引き続き情報発信していくとともに、地域外の担い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要があります。	川西市黒川里山センターの管理運営を指定管理者が行い、旧黒川小学校南北棟を拠点として生物多様性に関する事業を行うことができました。引き続き情報発信していくとともに、地域外の担い手である関係人口の拡大による地域課題の解決及び活性化につなげる必要があります。	今後もセンターを中心として情報発信を行います。		
23	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	②	森林ボランティアの支援	森林の保全に取り組む森林ボランティア団体の活動支援を行い、日本一の里山と言われる黒川地区の里山を含めた森林の整備に努めていきます。	市民環境部	産業振興課	A	新たな支援制度により黒川地区の里山を含めた森林の整備を行う市内の活動団体に補助金を交付することで、活動支援を実施した。	支援対象や支援額の拡充により、4団体に対し計170万円の支援を実施した。 支援対象を拡充したが、申請団体数は増加していない。	森林保全に取り組む団体等へ支援することにより、森林の整備や保全に努めていくとともに、支援制度の活用が進むよう周知を図る。		
24	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	③	自然や景観への保全活動をサポート	市街地に点在する自然環境や景観については、市民団体や事業者などが実施する保全活動へのサポート方法を検討します。	都市政策部	都市政策課	A	HPへの活動紹介やまちづくり支援事業の募集案内の掲示等の住民・事業者等による景観形成の取組みや支援により、保全活動へのサポートを繋げるよう情報発信を行った。	市民団体の活動をインターネットを使って掲載することにより、知ってもらい興味を持ってもらうことで保全活動へのサポートへ繋げるような情報発信ができた。 現在掲載できている件数が少なく、また市内には知られていない団体、活動があるため、順次発信していく。	住民・事業者等による景観形成の取組みをホームページで紹介する等、今後もインターネットを活用し積極的な情報発信を行う。		
25	◆市民、団体、企業などとの連携の構築	④	事業者との連携及び生物多様性戦略作成の応援	兵庫県立一庫公園、独立行政法人水資源機構一庫ダム管理所、国崎クリーンセンターなど生物多様性の拠点となる地点を管理する事業者などと連携し、生物多様性の保全活動を推進します。	市民環境部	環境政策課	A	環境月間の展示を6月に実施した。また、環境フェスタを7月に開催した。その中で国崎クリーンセンター啓発施設ゆめはたるの活動内容を紹介するなど、団体、事業者と連携、協力を維持することができた。	環境フェスタを通じて団体、事業者の活動を市民に紹介することが出来た。	今後も環境フェスタなどを通じて団体、事業者と連携・協力を維持していきたいと考えている。		（委員意見） 環境フェスタについて、来場人数、参加団体数を記載すべき。 （市回答） 令和7年度は、自然活動団体、環境に力を入れている企業なども含めて25団体で、来場者の方は266名。266名のうち、幼稚園や保育所、小学生低学年ぐらいの子供連れの親子で来ていただく方が多かった。次回から人数と出席団体数を明記するよう考えていきたい。

生物多様性ふるさと川西戦略 進捗状況調査
(令和7年度)

自己評価の評価方法
A 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降も継続的に実施する。
B 目標に向かって事業を実施することができた。次年度以降は廃止、または実施できるかは不明。
C 実施できていないが、次年度以降に実施する予定である。
D 実施していない。実施内容等を再検討する必要がある。

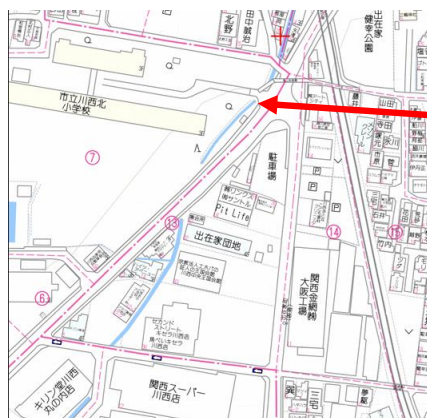
No.	基本戦略	施策 No.	施策名称	施策内容	担当部	担当課	令和7 年度 自己 評価	令和7年度の実施状況 (2025年度)	令和7年度 成果と課題	今後の方向性	備考	委員意見（R8.7.8）と市回答
26	●兵庫県や市民 団体との既存事 業の継続	①	北摂里山博物 館構想	都会近くに残された北摂の里山地域一帯を「北 摂里山博物館(地域まるごとミュージアム)」とし て整備し、生産活動はもとより環境学習、野外活 動など、訪れる人々それぞれのニーズにあわせて 利活用していくことを通じ、北摂里山の持続的 な保全を図り、北摂地域の活性化につなげてい く取組みを兵庫県と連携して実施していきます。	生涯学習部	観光・文化財 課	A	里山保全や教育の振興、観光の推進を図ると ともに、地域住民に限らず市内外から様々な方が集 まる交流拠点として黒川里山センターの活動を継 続した。	川西市黒川里山センター新棟南北棟の管理運営を指定管 理者が行い、こどもを中心とした里山体験学習等の事業を 行った。昨年に引き続き関係人口の拡大を図り地域課題の解 決及び活性化につなげる必要がある。	センターを中心とした北摂里山を持続的に保全しつつ、 地域の活性化につながる取組を展開していくために足を 運んでもらうための方法を協議していきたい。		
27	●兵庫県や市民 団体との既存事 業の継続	②	NPOなどと連携 した河川美化の 実施	猪名川水系の美化環境を保全し、豊かな生物 多様性を守るために、NPOなどが実施する河川 美化活動を支援し、発生した廃棄物の収集、処 理などを行っていきます。	美化衛生部	美化推進課	A	NPOなどが実施する河川美化活動の支援とし て、ごみの収集を10回実施した。	NPOなどと連携し、ごみの収集を行った。	引き続き、NPOなどが実施する美化活動を支援してい く。		

全体、その他												【委員意見】 自己評価基準が適切でない、着手さえすれば「A」となってしまうので、一定の基準を達成できたかどうかで基準をつくる べき。 〔市回答〕 一番いいのは全て目標値があって、それに対して達成出来たか出来てないかわである。 数字ではっきり出せるものならばそれが一番いいかと思う。 来年度以降、委員がおっしゃるような方向に可能な範囲で改善はしていきたい。
--------	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--	--

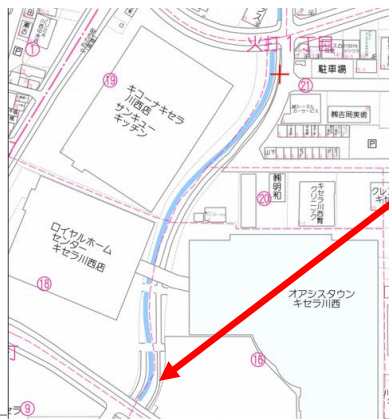
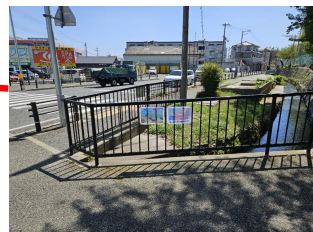
出在家町（川西北小学校横）キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について

<水路周辺地図>

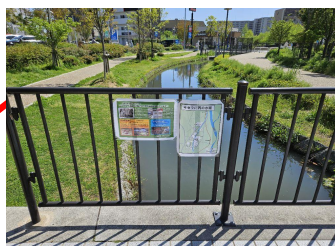
揭示場所



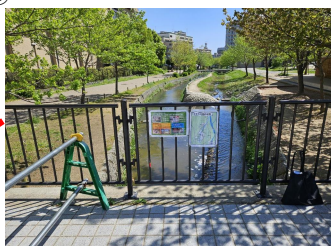
①



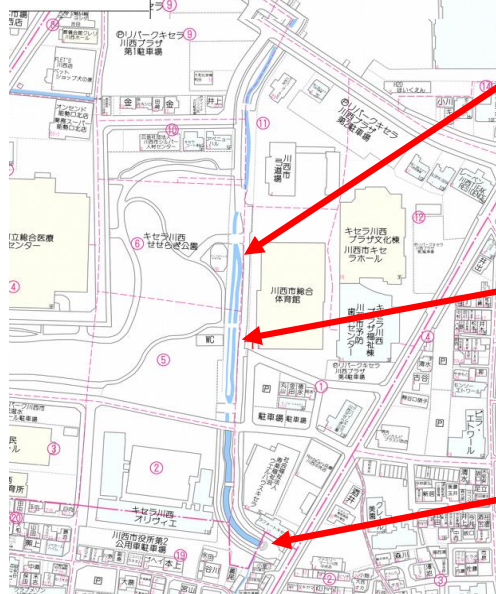
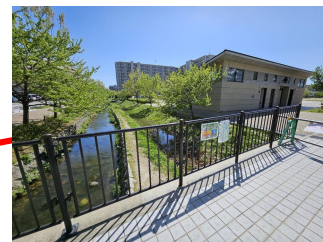
②



③



④

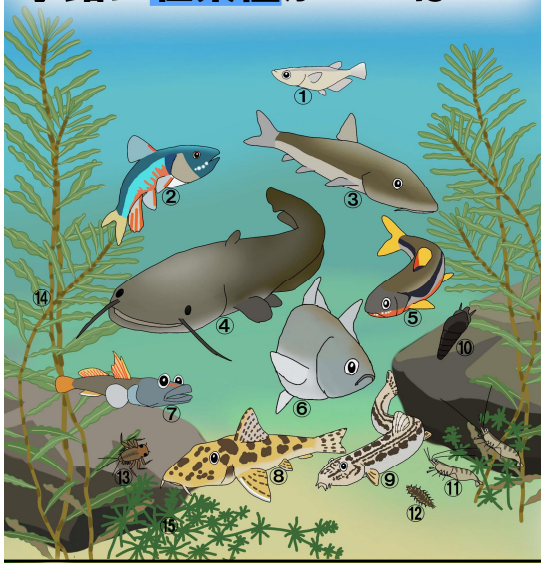


⑤



掲示場所①（川西北小学校前）

すいろ ^{ざいらいしゅ}
水路に在来種がいっぱい

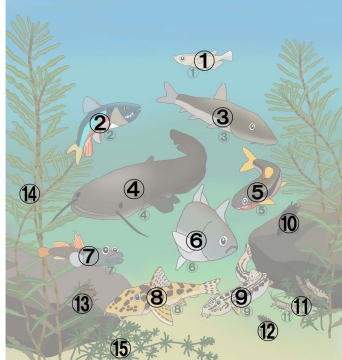


^{がいらいしゅ}
外来種がふえると…



^{がいらいしゅ}
外来種 があると、なにがちがうだろう？

川西市
掲示に対する問い合わせ先
 市民環境部 環境政策課
 TEL：072-740-1202



^{ざいらいしゅ}
在 来 種

① ミナミメダカ	⑨ シマドジョウ
② オイカワ	⑩ カワニナ
③ ニゴイ	⑪ ミナミヌマエビ
④ ナマズ	⑫ ホタル幼虫
⑤ カワムツ	⑬ カゲロウ幼虫
⑥ ギンブナ	⑭ エビモ
⑦ ヨシノボリ	⑮ シャジクモ
⑧ カマツカ	



^{がいらいしゅ}
外 来 種

⑬ オオクチバス
⑭ ブルーギル
⑮ アメリカザリガニ

^{がいらいしゅ}
外来種がふえると

- ・ ^{さかな たべ} ほかの魚を食べて生き物がへる。
- ・ ^{みすくさ かい} ザリガニが水草や貝をたべて水をきれいにできなくなる。
- ・ ^な たべものやかくれるところが無くなるとほかの生き物がすめなくなる。

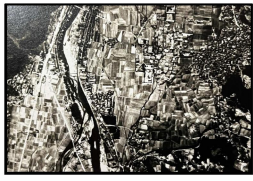
^{い もの}
**おおくの生き物が
すめることがたいせつ**

すいろ ^{せいぶつたようせい}
水路の生物多様性をまもろう

川西市
掲示に対する問い合わせ先
 市民環境部 環境政策課
 TEL：072-740-1202

掲示場所②～⑤（キセラ川西地区内）

生物の多様性を守る大切さ ここキセラ川西の水路には貴重な自然が残っています



昭和23年航空写真
昔は田園風景が広がっており
多くの自然が残っていました。
その後都市開発が進み
徐々に現在の姿になる過程で
生物たちは水路などに残され
たと考えられます。



魚類、水生昆虫をはじめ
絶滅危惧種に指定された
生物も多く残っています。
しかし人間との距離が近
いために環境変化を受け
やすいです。
地域に住む私たちが見守
っていく必要があります。

外来種問題も… 外来魚の侵入

アメリカザリガニの繁殖
水路ではアメリカザリガニが繁殖しており、在来の生き物を食べたり往還を奪うなどの問題が起きています。
条件付き特定外来生物に指定されており、放すことが禁止されています。
捕まえることは問題ありませんが他の場所に移さないようにしましょう。



特定外来生物のブラックバス、ブルーギルがいたと希少な在来生物を捕食してしまいます。
また、本来日本にはあまりいない大きな湖や大河川などにいる魚で浅い川にはありません。現在諸川に多い多くの場所で見られるのは、短背型コイと呼ばれる人間が持ちこんできた外来種です。コイは水草、貝類、水生昆虫、小型の魚類まで何でも食べつくし、在来の生き物がすみずみ環境になってしまいます。



川西市が誇る自然 みんなでまもろう！

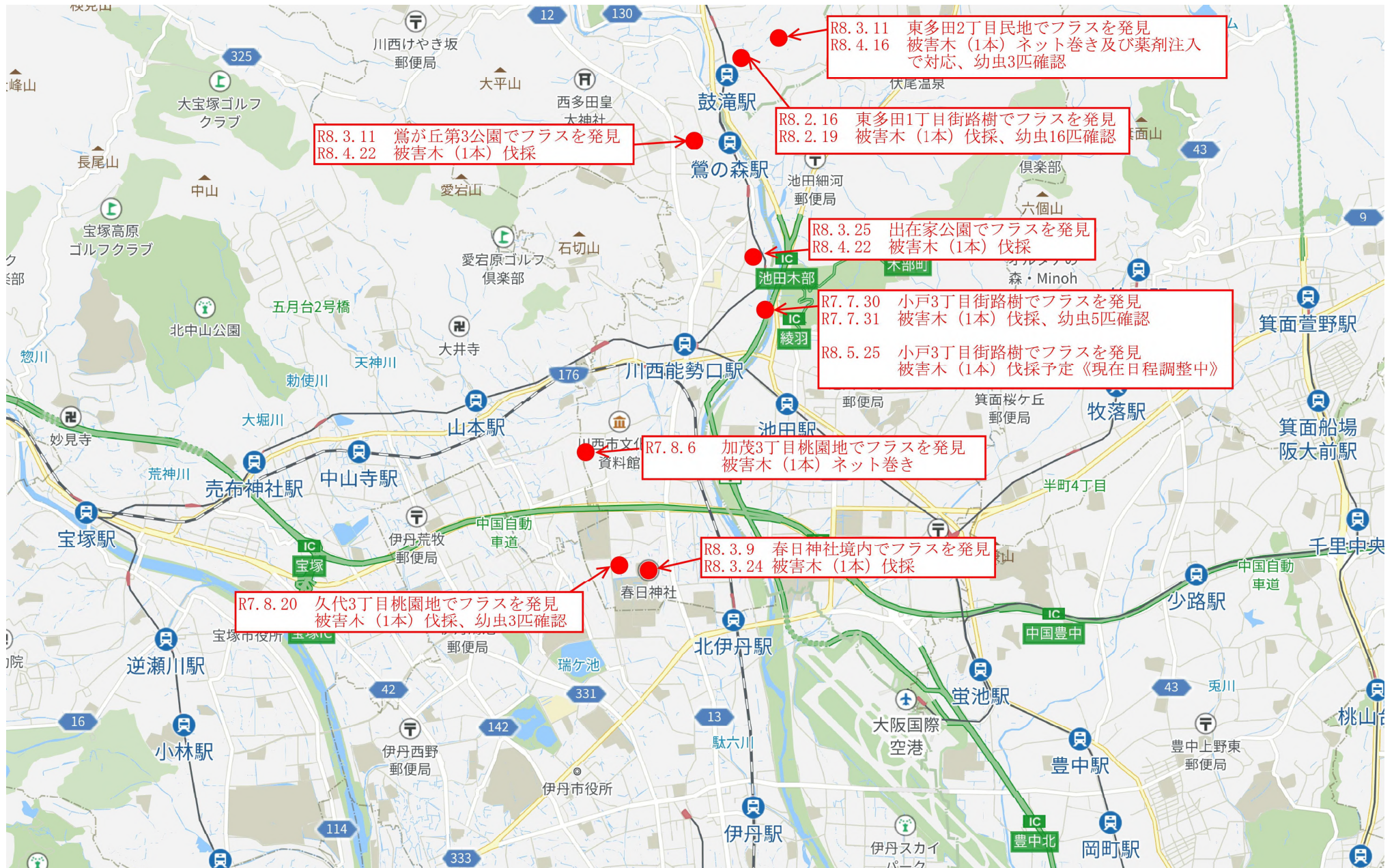
増えすぎたザリガニの駆除や
希少生物の生息調査など



川西市
 掲示に対する問い合わせ先
 市民環境部 環境政策課
 TEL : 072-740-1202



川西市における特定外来生物「クビアカツヤカミキリ」の確認状況について



第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況			R7年度の取組状況 (成果及び問題点)	①R8年度の方針性	担当課 (回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
地球環境	地球温暖化対策	1	川西市市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO ₂	486千t-CO ₂	530千t-CO ₂	470千t-CO ₂	令和7年度(令和5年度の実績)は近年で最も低い温室効果ガス排出量となった。コロナ禍も収束し、経済活動が従前に戻ってきつつある中、家庭部門の排出量(対前年27千t-CO ₂ 減)が抑制されており、各家庭での取り組みが結果に現れつつある。 ※温室効果ガス排出量は、毎年2年前の数字が出るため、令和7年度に記載している数字は、令和5年度の実績となっている。	削減に向けては、市民が環境への関心を持ち、一人ひとりが脱炭素へ向けた担い手となることが重要である。市は、引き続きそのプラットフォームの形成に積極的に関わっていく。	環境政策課
			参考 川西市環境率先行動計画における温室効果ガス排出量	温室効果ガス総排出量削減への取組み	参考値	11,701t-CO ₂	12,550t-CO ₂	13,351t-CO ₂	15,120t-CO ₂	－	－	
		2	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26.530MW	31.303MW	37.372MW	38.725MW	基準年度に比べ、再生エネルギーの市内導入量は増加している。	令和7年度に引き続き兵庫県が重点加速化事業に採択されたことにより、個人向けの太陽光発電設備への導入補助金を実施。引き続き補助金の周知等を行っていく。	環境政策課
		3	自家用車よりも公共交通を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%	46.9%	50.4%	MM、利用促進活動及び高齢者運転免許自主返納キャンペーンなどの取組効果もあり、指標を改善することができた。	継続的にMM、利用促進活動及び高齢者運転免許自主返納キャンペーンなどに取組むとともに、これまで関わりが少なかった20代～50代に対して、効果的な取組を検討していく。	交通政策課
		4	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件	11件	4件	認定基準や補助金の対象、税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果減少したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数で見ると、増加した結果となった。	低炭素建築物の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や登録免許税の軽減措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	建築指導課
		5	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件	329件	370件	認定基準や補助金の対象、税優遇のメリット等が比較された結果、長期優良住宅に件数が流れ、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数で見ると、増加した結果となった。	長期優良住宅の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や補助金の対象、登録免許税の軽減措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	建築指導課
			参考:4低炭素住宅認定数と、5長期有料住宅認定数の合計	省エネルギーに関する取組み	参考値	266件	235件	340件	374件	－	－	
		6	市民一人一日あたりのごみの排出量 (総ごみ排出量÷365日÷年度末人口)	市民のごみ減量化に向けた取り組み	減らす	822g	800g	787g	774g	市民一人一日あたりの排出量は前年度実績より13g減少している。減少要因として、これまで増加傾向にあったペットボトルを含めて家庭系ごみの全てのごみ種が減少していることがあげられる。一方で、事業系ごみは横ばい傾向にあるため、事業系ごみに対する減量啓発や適正排出の強化が必要と考える。	さらなるごみの減量のため情報発信等の啓発を推進するとともに、事業系ごみの減量や適性排出を強化するため、事業系ごみの適正処理ハンドブック作成などに取り組む。	美化推進課

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況			R7年度の取組状況 (成果及び問題点)	①R8年度の方向性	担当課 (回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
	循環型社会の形成	7	ごみのリサイクル率	再資源への取組み	増やす	26%	25.7%	25.2%	24.70%	再生利用する新聞紙やカン、ビンの排出量が減少しているため、前年度実績より0.5ポイント減少した。	ごみ行政特集やSNS発信で分別方法等の情報発信を行い、資源物の持ち去り対策や燃やすごみに含まれる紙やプラスチック製容器包装の分別を推進する。	美化推進課
		8	市内の公共施設における紙使用量 (A4換算、外注分除く)	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚	31,586,977枚	32,449,502枚	基準年度(令和4年度)と比較すると使用量は使用量は減少している。減少した理由として、電子決裁や庁内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。令和6年度と比較して令和7年度の紙の使用量が増加した理由は、川西総合医療センターで外来・入院の患者数が増えたため、患者に渡す書類が増え、紙の購入枚数も増えたことおよび学校での紙の使用量が増加したことが、主要要因の一つと考えられる。	第6次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーン購入を進めていくこととしているが、紙の使用量についても動向を確認する。	環境政策課
	里山・水辺の保全	9	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民意識	増やす	212人 (6団体)	153人 (5団体)	146人 (4団体)	165人 (4団体)	令和6年度に引き続き、「川西市森林整備等活動交付金」により森林ボランティア団体に限らない支援制度を実施した。申請された団体が4団体で、令和6年度と同数であった。今後も制度のPRを進めるとともに、里山保全活動への支援を継続する。 ※令和5年度までは川西市森林ボランティア団体支援事業補助金、令和6年度からは川西市森林整備等活動交付金へと移行	森林機能の保全のため、制度を有効に活用して貰えるようPRするとともに、里山保全活動の支援を継続する。	環境政策課
			河川の自然環境保護活動参加者数 (令和6年度より下記の指標へ移行)	河川環境の保全に関する市民意識	増やす	531人	586人	—	—	—	—	—

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況			R7年度の取組状況 (成果及び問題点)	①R8年度の方針性	担当課 (回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
自然環境		10	市内の5つの河川の除草及びごみの収集実施面積	市内の河川区域の環境保全	現状維持	38,000㎡	36,700㎡	41,900㎡	46,200㎡	除草範囲は変わっていないが、除草面積の算出方法を精査した結果、面積が増加している。	兵庫県が管理する河川において、「河川環境の美化」と「生活環境の保全」を図るため、県市費用負担のもと、河川区域の除草及びごみの収集等を実施する。	下水道課
	農地の保全	11	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画	559区画	559区画	新規開設はなかったため、区画数は横ばいとなった。	引き続き民間による市民農園の新規開設を支援し、空き区画については追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		12	新規の農業就業者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人 (基準年度からの累計:10人)	5人 (基準年度からの累計:15人)	8人 (基準年度からの累計:23人)	市独自の農地バンク制度を活用して、新規就農者に農地をあっせんすることができたため、新規就農者が増加した。農地バンク登録農地が減少したことから、登録農地を増やすことが課題である。	農地バンクの登録数が伸び悩んでいる現状を踏まえ、農業委員会や生産組合長会議等の場を通じて周知し、新規就農者にあっせんできる農地を増やす。	農業委員会
		13	直売所のぼりを掲げている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店	17店	21店	市内産農産物を販売する小売店に周知を行い、直売所のぼりを掲げている店舗数が増加した。	引き続き直売所のぼりの掲示について周知を行い、地産地消の推進に努める。	産業振興課
	様生物の多 性の保全	14	1年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹 (有害94匹、外来92匹)	213匹 (有害122匹、外来91匹)	286匹 (有害100匹、外来186匹)	216匹 (有害127匹、外来89匹)	特定外来生物の捕獲数が大幅に減少する一方、有害鳥獣の捕獲数が増加した。捕獲活動従事者の担い手確保が課題である。	担い手の確保のため、わな猟免許取得時の講習会受講費用の補助を行う。	産業振興課
	環境美化の推進	15	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組みの効果	減らす	12,980kg	9,950kg	11,110kg	13,560kg	不法投棄防止重点地区(5地区)を中心としたパトロール等を重点的に実施したが、不法投棄物の総量は増加した。マナーやモラルに起因するところが大きいことから、パトロールや看板設置など対策は実施しているものの、不法投棄を未然に防ぐ効果的な対策を検討することが課題である。	パトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うなどパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として啓発用の電柱幕や市民モラルに訴える看板等を設置し、不法投棄を抑止するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
		16	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民意識	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	32,982人	参加団体数は増加したが、前年度より参加者が617人減少した。	各地域・団体の美化活動を支援するとともに、市ホームページ、広報誌、SNSで市民への参加を促進する。	美化推進課

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況			R7年度の取組状況 (成果及び問題点)	①R8年度の方針性	担当課 (回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
都市・生活環境	住環境の安全・安心の向上	17	放置自転車強制移動台数	駅周辺環境の美化拡充	減らす	443台	369台	386台	325台	上半期は前年度を大幅に上回る放置自転車等の撤去があったものの、放置多発エリアを分析し、重点地区を設定し、啓発及び撤去の強化を行なったことにより、最終的には前年比で全体の撤去台数を減少させることができた。一方で川西能勢口駅北側の民間駐輪場が一部閉鎖になる等、駐輪環境の変化も生じているため、駐輪施設の環境整備も含め、新たな対策と取り組みが必要である。	放置自転車の撤去台数が年々減少傾向にあることも踏まえ、R8年度より放置自転車対策業務の委託日数を減少させている。そのため、より効率的で効果的な啓発・撤去を行なうことで、駅前等の放置自転車の削減に努める必要がある。ついで、R7年度に実施した放置多発エリアの重点的な啓発・撤去を継続すると共に、状況を分析しながら柔軟に対策を講じることで、更なる放置自転車の減少に努める。	交通政策課
		18	加茂大気測定局における二酸化窒素の日平均値の年間98％値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.025ppm	0.023ppm	0.022ppm	0.022ppm	環境基準(0.06ppm)に対して安定して下回った状況が継続している。	継続して監視(測定)を行い、環境基準に適合しているか公表していく。	環境政策課
						(環境基準達成)	(環境基準達成)	(環境基準達成)	(環境基準達成)			
		19	多田浄水場における生物化学的酸素要求量(BOD)の年間75％値	公害による周辺環境への影響	基準達成を維持	0.7mg/L	0.6mg/L	1.0mg/L	0.8mg/L	環境基準(2.0mg/L)に対して安定して下回った状況が継続している。	継続して監視(測定)を行い、環境基準に適合しているか公表していく。	環境政策課
						(環境基準達成)	(環境基準達成)	(環境基準達成)	(環境基準達成)			
		20	道路に面する騒音の環境基準達成率	公害による周辺環境への影響	増やす	87.5％ (7/8)	75.0％ (6/8)	62.5％ (5/8)	75.0％ (6/8)	令和6年度に環境基準に不適合であった市道993号が令和7年度には環境基準に適合したため、環境基準達成率が増加した。	中国縦貫自動車道及び国道176号線において環境基準に不適合であったが、都道府県公安委員会に措置を要請する要請限度未満の値が継続していることから、継続して監視していく。	環境政策課
		21	航空機騒音の測定結果	公害による周辺環境への影響	減らす	61dB	62dB	62dB	62dB	・空港関連事業者への環境対策施策の実施を継続して要望している。懸案の遅延便対策については、R7年度より新たな制度が導入された。 ・航空機需要はコロナ前水準並に回復しており、騒音値は3年連続同値で高止まりしている。	・遅延便に対し通常の着陸料の2倍に相当する額を徴収する新制度(夜間騒音抑制料)の収益を、生活環境の改善に繋がる事業等に活用する。 ・空港関連事業者への環境対策施策の実施を引き続き要望する。	都市政策課
		22	行政が受理する年間公害苦情件数	行政が受理する年間公害苦情件数	減らす	58件	63件	44件	41件	昨年度と比較し苦情件数及び苦情の内訳(大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭)について、ほぼ横ばいであった。 R5年度からの工事事業者等に近隣住民等へ工事説明を行っていただくよう依頼したことなどが、苦情件数の増加を抑制している要因であると考ええる。	引き続き事業者に対して、近隣住民への事前説明を行っていただくよう依頼するなどして、事業者と協力しながら、苦情に繋がらないような取組みを行っていく。また、水質汚濁については、県や関係課と協力して対応していく。	環境政策課
		23	「生活道路が安心して通行できる」と思う市民の割合(市民実感調査)	道路環境の整備に関する取り組みの効果	増やす	62.1%	66.9%	62.4%	65.3%	都市計画道路「見野線」の工事が完了し、計画に基づき橋梁および舗装の修繕を実施したことで、安心安全に移動できる道づくりの実現に寄与した。	車と人が安心安全に移動できる道づくりの実現に向けて、都市計画道路等の整備や舗装、橋梁など老朽化する施設の長寿命化を着実に進めていく。	道路整備課
	良好な都市景観の	24	川西の景観に関心がある市民の割合(市民実感調査)	都市景観に関する市民意識	増やす	81.9%	82.6%	76.9%	73.2%	・景観まちづくりに関する情報をまとめたホームページ「景観ポータルサイト」に景観形成に関する活動をしているボランティア団体のいくつかを紹介をした。 ・まちづくり出前講座を行い、川西市の景観類型や景観計画を紹介した。	・引き続きホームページで景観に関する情報を公開する。 ・啓発や情報発信について、SNSを活用し、市民の関心を高めるような内容になるように工夫する。 ・景観形成への関心を高めるための情報発信について、川西市景観計画に基づき、市民・事業者との協働による取り組みを進める。	都市政策課
		25	「川西市は緑が豊かなまちだ」と感じる市民の割合(市民実感調査)	自然共生の実態	増やす	85.9%	91.20%	86.20%	87.90%	都市緑化祭や駅前の草花の植栽の実施などによる緑化啓発、また、維持管理では、街路樹の剪定等、例年と同水準でみどりの保全に努めていることが実績値の向上の要因として挙げられる。	みどりの魅力や活動団体に関する情報発信、イベントの開催等により、みどりに対する関心を深めていただく機会を引き続き創出していく。	公園緑地課 環境政策課

第3次川西市環境基本計画 進行管理表

【資料2】

環境分野	施策体系項目	進行管理指標		評価したい項目	行動方針	基準	現況			R7年度の取組状況 (成果及び問題点)	①R8年度の方針性	担当課 (回答課)
						R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
	形成	26	グリーンフラワーグループ登録団体数	緑化活動に関する市民意識	増やす	36団体	39団体	41団体	42団体	グリーンフラワーグループの活動報告展を行うなど、緑化活動の魅力を伝えながら広報誌やホームページなどで広くで活動団体の募集を行うことで、団体数が増加したと考えられる。これにより公園に彩りや安らぎを与えるとともに、緑化活動に関する市民意識が向上した。	昨年度に引き続き、緑化啓発やグリーンフラワーグループの活動報告展などを継続して開催することで、活動団体数の増加を目指す。	公園緑地課
環境行動	環境情報の発信と共有	27	市の環境関連ホームページアクセス数	市民の環境に関する取り組みや活動への興味・関心	増やす	13,740 アクセス	10,333 アクセス	13,774 アクセス	14,956 アクセス	令和6年度より1,182アクセス増加した。住民にとって必要な情報を発信するため、「令和7年度V2H充放電設備への補助金制度について」や「【募集】自宅や事業所の再エネ電力を使って、地元の交通機関の脱炭素化を支えよう」など新たなページを追加した。	環境に関する動向等の情報収集を行い、住民にとって必要な情報を発信していく。	環境政策課
			「ボランティアやNPOの活動に関する情報は入手できる」と思う市民の割合(市民実感調査) (令和6年度より下記の指標へ移行)	環境保全活動に関する情報の入手状況	増やす	20.3%	22.0%	—	—	—	—	—
		28	川西市環境フェスタの来場者数	市で活動する自然活動団体や企業の環境に関する取り組みを知る人数の多さ	増やす	実施無し	200人	262人	266人	令和7年度は、出展団体と相談し、子どもが来場しやすい7月に開催した。当日は各出展団体が、環境に関する取組みについて体験ブースや展示を行い、活動を周知した。	引き続き出展団体と協力して環境フェスタを開催し各団体の取組みを周知する。加えて出展団体以外でも、金融機関(池田泉州銀行、尼崎信用金庫)、郵便局、イオンタウン川西にチラシを配架していただくように依頼した。	環境政策課
	環境学習の促進	29	小学校の里山体験学習実施校数の割合	環境学習の推進	現状維持	100%	100%	100%	100%	黒川地区を題材とし、ボランティア団体の支援、協力を得ながらフィールド学習や体験学習を実施することができた。	今年度も継続して、各ボランティア団体に支援・協力を仰ぎながら、フィールド学習や体験学習を実施する。	教育保育課
		30	自然フィールド研修参加者数	環境学習を進める上での環境整備	現状維持	29人	29人	30人	32人	黒川地区を題材とした教職員研修、支援員の資質向上研修を実施した。	実践的なフィールド学習研修を実施することで、教職員がより専門性の高い指導や学習計画立案ができるようにする。	教育保育課
	環境保全活動	31	ボランティアやNPOなどの活動に参加している市民の割合(市民実感調査)	環境保全活動への市民意識	増やす	9.0%	7.0%	9.9%	11.6%	令和6年度に引き続き、より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的とした「川西市環境フェスタ」を開催。夏休み期間中の方が、より子どもの参加がし易いという声も受け、令和7年度は7月に開催を行った(令和6年度は10月開催)。	引き続き、環境フェスタの開催を含め、環境保全活動に関心を持っていただけるような発信を行っていく。	環境政策課

温室効果ガス排出状況等（R8.7月作成）

【資料3】

①本市の温室効果ガス排出量および削減目標

年度	〈基準年度〉 2013年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度（現況）	〈目標〉 2030年度	〈長期目標〉 2050年度
基準年度比	－	31%削減	32%削減	25%削減	34%削減	50%削減 (吸収源含む)	排出実質ゼロ (カーボン ニュートラル)
温室効果 ガス排出量	710千t	492千t (▲ 218千t)	486千t (▲ 224千t)	530千t (▲ 180千t)	470千t (▲ 240千t)	355千t (▲ 355千t)	

①と②の出典）自治体排出量カルテ① CO2排出量の現状把握（2025年7月末時点）
温室効果ガス排出量の（ ）内の数字は、2013年度との差

②部門・分野別の温室効果ガス排出量の比較

部門・分野	2020年度排出量	2021年度排出量	2022年度排出量 ①	2023年度排出量 ②	2023年度②- 2022年度①
	千t	千t	千t	千t	千 t
産業	86	112	107	95	-12
業務その他	115	107	121	109	-12
家庭	140	123	149	124	-25
運輸	129	127	131	130	-1
一般廃棄物	22	17	22	13	-9
合計	492	486	530	470	-60

③再生可能エネルギーの導入状況

区分		既導入分										既存計画分									
		導入件数（件）					導入容量（MW）					導入件数（件）					導入容量（MW）				
		2022年9月末	2024年6月末	2024年12月末①	2025年9月末②	②-①	2022年9月末	2024年6月末①	2024年12月末②	2025年9月末②	②-①	2022年9月末	2024年6月末①	2024年12月末②	2025年9月末②	②-①	2022年9月末	2024年6月末①	2024年12月末②	2025年9月末②	②-①
太陽光発電	10kW未満	4,339	4,855	5,012	5,240	228	17.864	20.689	21.537	22.891	1.354	71	1	84	34	-50	0.419	0.003	0.442	0.195	-0.247
	10kW-1MW未満	307	307	307	307	0	4.965	4.965	4.965	4.965	0.000	16	1	1	0	-1	0.535	0.125	0.125	0.000	-0.125
	1MW以上	1	2	5	5	0	1.000	2.950	8.170	8.170	0.000	4	1	0	0	0	7.170	1.240	0.000	0.000	0.000
	太陽光発電合計	4,647	5,164	5,324	5,552	228	23.830	28.604	34.672	36.025	1.353	91	3	85	34	-51	8.124	1.368	0.567	0.195	-0.372
風力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0.000	0	0	0	0	0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
水力発電		0	0	0	0	0	0	0	0	0.000	0.000	0	0	0	0	0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
バイオマス発電		1	1	1	1	0	2.700	2.700	2.700	2.700	0.000	0	0	0	0	0	0.000	0.000	0.000	0.000	0.000
合計		4,648	5,165	5,325	5,553	228	26.530	31.303	37.372	38.725	1.353	91	3	85	34	-51	8.124	1.368	0.567	0.195	-0.372

既導入分：FIT・FIP制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー事業計画のうち、既に導入された設備分
既存計画分：FIT・FIP制度の事業計画認定を受けた再生可能エネルギー事業計画のうち、未導入の設備分

出典）再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法 情報公表用ウェブサイト
「エリア別の認定及び導入量 市町村別認定・導入量」

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

川西市のエネルギー需要量

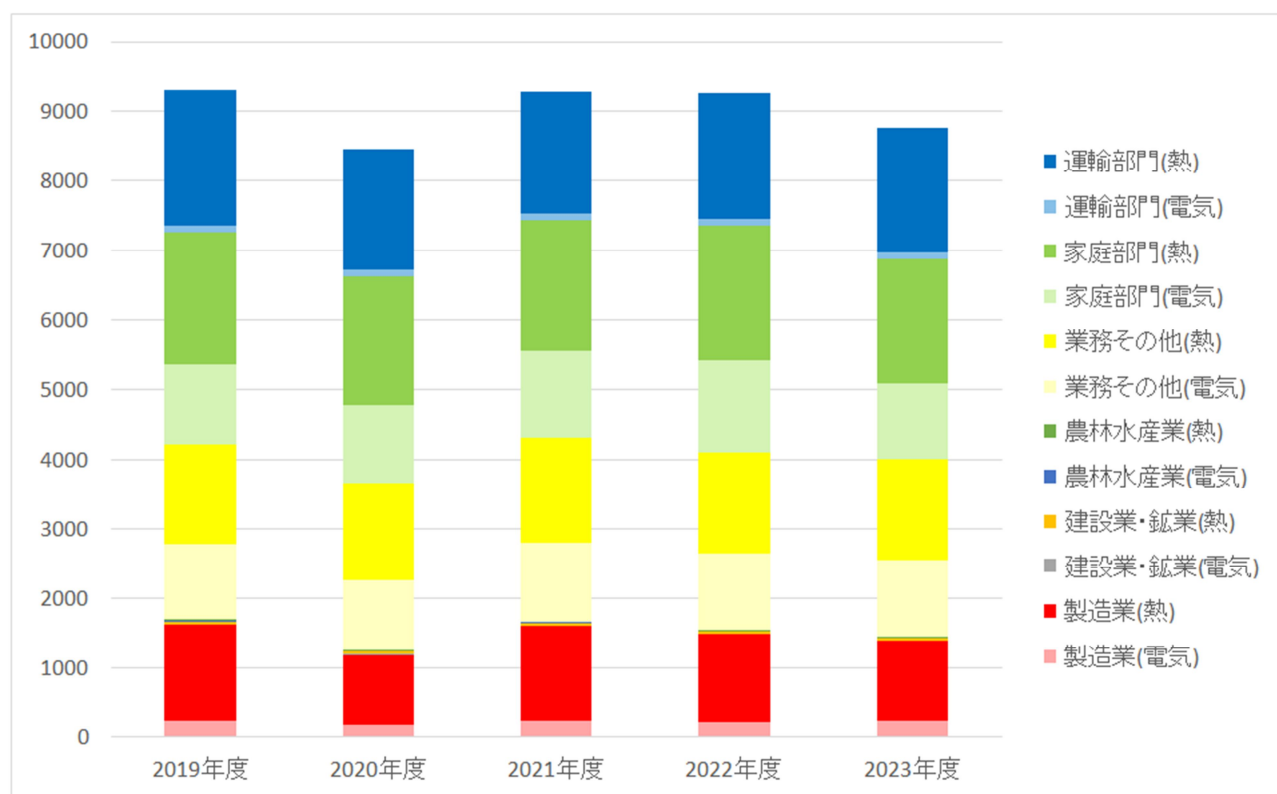
凡例；各部門で、2023 年度の数値が 2019 年度比で

増加：赤色で示している

減少：青色で示している

	2019 年度	2020 年度	2021 年度	2022 年度	2023 年度
単位	TJ/年	TJ/年	TJ/年	TJ/年	TJ/年
製造業(電気)	233.1	175.9	237.8	212.4	202.2
製造業(熱)	1380.7	1007.3	1353.5	1263.6	1,138.0
建設業・鉱業(電気)	11.2	9.9	11.5	11.2	11.4
建設業・鉱業(熱)	38.3	37.8	41.7	37.9	37.7
農林水産業(電気)	2.5	0.9	0.9	0.9	1.1
農林水産業(熱)	35.5	13.6	12.7	11.4	14.5
業務その他(電気)	1056.4	1002.8	1135.0	1087.2	1,086.6
業務その他(熱)	1437	1404.4	1499.3	1471.2	1,460.9
家庭部門(電気)	1164.5	1117.6	1248.7	1318.6	1,086.2
家庭部門(熱)	1896.7	1848.4	1884.0	1929.7	1,779.9
運輸部門(電気)	97.1	90.2	94.1	94.6	96.5
運輸部門(熱)	1945.8	1731.8	1746.2	1802.2	1,795.7

川西市のエネルギー需要量の推移

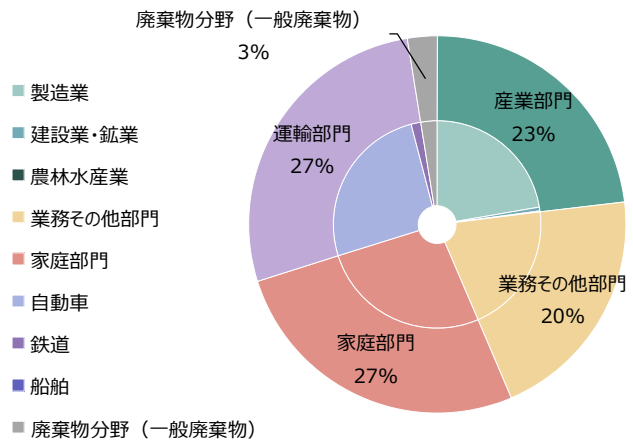


自治体排出量カルテ① CO₂排出量の現状把握

川西市

○地方公共団体の部門・分野別CO₂排出量（標準的手法）

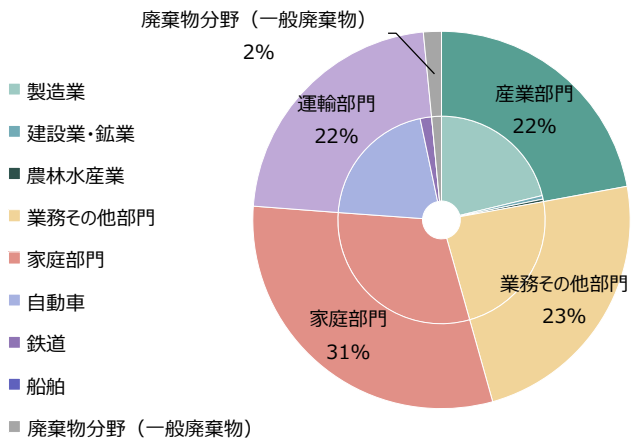
1) 部門・分野別CO₂排出量構成比 平成17年度（2005年度）



部門・分野	平成17年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	633	100%
産業部門	146	23%
製造業	141	22%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	1	0%
業務その他部門	130	20%
家庭部門	168	27%
運輸部門	173	27%
自動車	164	26%
旅客	122	19%
貨物	41	7%
鉄道	9	1%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	16	3%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

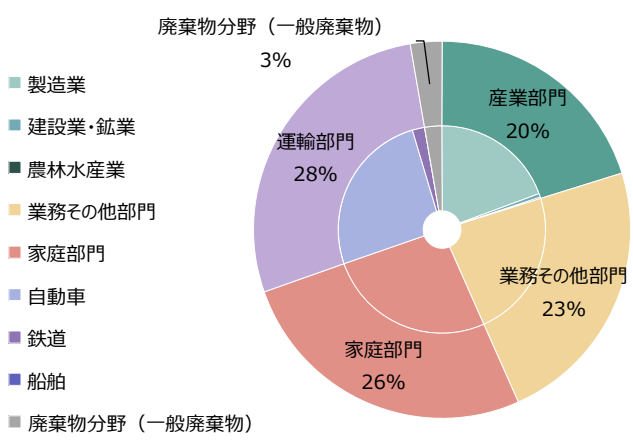
2) 部門・分野別CO₂排出量構成比 平成25年度（2013年度）



部門・分野	平成25年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	709	100%
産業部門	157	22%
製造業	150	21%
建設業・鉱業	4	1%
農林水産業	3	0%
業務その他部門	167	23%
家庭部門	217	31%
運輸部門	158	22%
自動車	146	21%
旅客	109	15%
貨物	37	5%
鉄道	12	2%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	11	2%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

3) 部門・分野別CO₂排出量構成比 令和5年度（2023年度）



部門・分野	令和5年度 排出量 [千t-CO ₂]	構成比
合 計	470	100%
産業部門	95	20%
製造業	91	19%
建設業・鉱業	3	1%
農林水産業	1	0%
業務その他部門	109	23%
家庭部門	124	26%
運輸部門	130	28%
自動車	121	26%
旅客	84	18%
貨物	37	8%
鉄道	9	2%
船舶	0	0%
廃棄物分野（一般廃棄物）	13	3%

※表中の構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

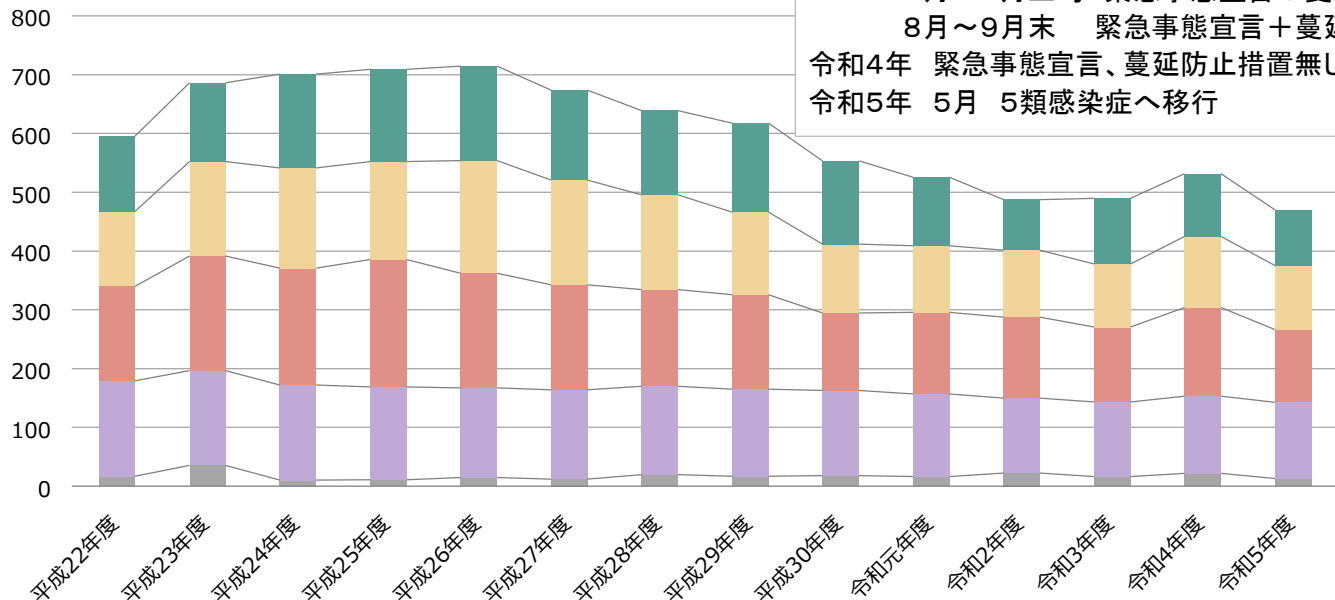
区域のCO₂排出量は、環境省「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」の標準的手法に基づき、統計資料の按分により地方公共団体別部門・分野別CO₂排出量を推計した値です。なお、一般廃棄物のCO₂排出量は、一般廃棄物処理実態調査結果の焼却施設ごとの年間処理量等から推計しています。

各地方公共団体の過年度のデータは、脱炭素地域づくり支援サイト「都道府県別・部門別CO₂排出量の現況推計」(https://policies.env.go.jp/policy/roadmap/local_keikaku/kuiki/suikai.html) を御参照ください。

本カルテに掲載している推計年度は、地方公共団体実行計画（区域施策編）で地域の温室効果ガス排出量の目標を策定する際に基準年度や現状年度として選択できます。令和5年度（2023年度）は最新の現況推計年度です。各部門・分野別CO₂排出量構成比を分析することで施策の検討に役立てることができます。

4) 部門・分野別CO₂排出量の推移

[千t-CO₂]



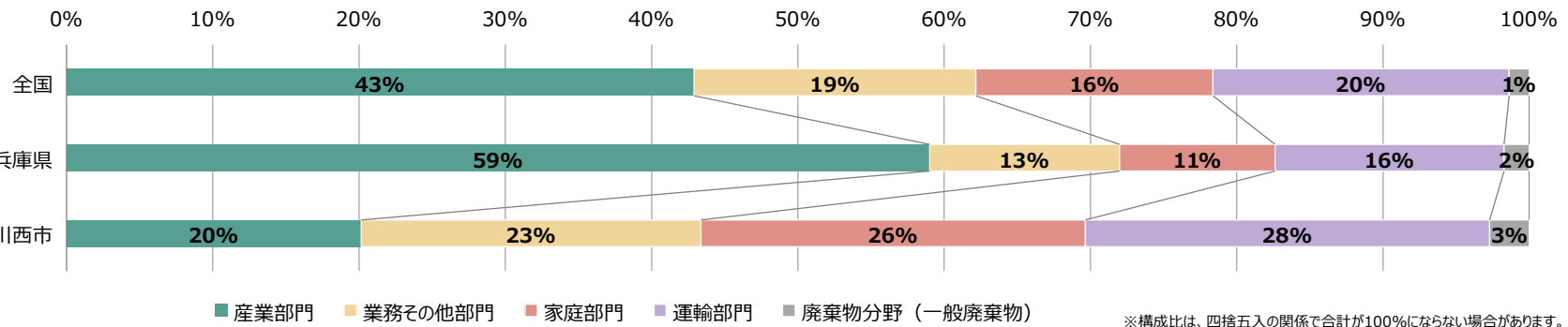
参考
新型コロナウイルス感染症対策（兵庫県）
令和2年 4月～5月 緊急事態宣言
令和3年 1月～3月 緊急事態宣言
4月～7月上旬 緊急事態宣言＋蔓延防止措置
8月～9月末 緊急事態宣言＋蔓延防止措置
令和4年 緊急事態宣言、蔓延防止措置無し
令和5年 5月 5類感染症へ移行

[千t-CO ₂]														
部門・分野	部門・分野別CO ₂ 排出量													
	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
合 計	595	686	701	709	715	674	639	618	553	526	488	490	532	470
産業部門	128	134	159	157	161	153	143	152	141	117	86	112	107	95
製造業	119	127	152	150	154	146	136	146	136	112	83	108	103	91
建設業・鉱業	5	5	5	4	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3
農林水産業	4	3	3	3	3	4	3	3	3	3	0.86	0.90	0.82	1
業務その他部門	128	160	170	167	192	178	161	140	117	113	114	107	121	109
家庭部門	161	195	199	217	195	179	165	161	132	139	138	127	151	124
運輸部門	162	161	162	158	152	152	150	148	145	141	127	127	131	130
自動車	153	150	150	146	140	140	139	137	135	131	118	118	122	121
旅客	115	113	113	109	104	103	102	100	98	94	83	81	85	84
貨物	38	37	37	37	37	37	37	38	37	37	35	37	37	37
鉄道	10	11	12	12	12	12	11	11	10	10	9	9	9	9
船舶	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
廃棄物分野（一般廃棄物）	17	36	10	11	15	12	20	17	18	16	22	17	22	13

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

5) 部門・分野別CO₂排出量構成比の比較（都道府県平均及び全国平均）

(令和5年度)



※構成比は、四捨五入の関係で合計が100%にならない場合があります。

令和 8 年度川西市住宅用太陽光発電設備等導入補助事業 実績概要(令和8年7月21日現在)

申請受付期間：令和8年5月1日～

予算金額 14,040千円(24件)

【概要】

項目	内容	参考値（平均）
交付確定件数	10 件	-
交付確定金額	5,106 千円	510,600 円/件（5,106千円÷10件）

【設置設備の状況】

項目	内容	参考値（平均）
太陽光パネルの合計出力①	55.349 kW	5.5 kW/件（55.349kw÷10件）
パワーコンディショナーの合計出力	55.85 kW	5.6 kW/件（55.85kw÷10件）
蓄電池の蓄電容量	88.2 kwh	8.8 kwh/件（88.2kwh÷10件）

【参考】

太陽光発電による年間のCO₂の排出量削減量：3.6（t-CO₂）

参考の算出について

- ・1kwの太陽光発電システムの年間発電量：約1,000Kwh
- ・火力発電を太陽光発電へ置き換えた場合、約650g/1 kWhのCO₂排出量削減

$$55.349\text{kw} \times 1,000\text{Kwh} \times 650\text{g} = 3.6 \text{ (t-CO}_2\text{)}$$

参考：クールネット東京（東京都地球温暖化防止活動推進センター）HP

【補助内容】

太陽光発電設備：上限35万円(7万円/kW、上限5kW)

蓄電池：23.5万円(14.1万円/kWhの1/3、上限5kWh)

※太陽光発電設備・蓄電池のセット導入に限る。

※発電した電力のFIT売電不可

※他の国庫補助と重複不可。

【予算額】

令和 8 年度予算 14,040千円（585千円×24件）

【令和8年度実績の設備設置費用】

設置費等	太陽光発電システム・蓄電池の商品代	太陽光発電システム商品代①(税抜き)	太陽光発電システム工事代②(税抜き)	蓄電池システム商品代③(税抜き)	蓄電池システム工事代④(税抜き)
10件合計(税抜き)	25,325,641	9,239,097	2,289,289	12,234,255	1,563,000
1件当たりの金額(税抜き)	2,532,564	923,910	228,929	1,223,426	156,300

※設備の設置費用には、補助対象外機器の費用（コントローラーパネル等）および、消費税は含まれていない。

県の太陽光発電設備導入支援施策（概要）

【資料6補足】

個人向けの支援

＜自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助事業(令和7年度から実施)＞(重点加速化事業)

※市 県への補助金申請・市民からの受付・市民への補助金支給、市ホームページ、広報誌への掲載などの広報

兵庫県：エネルギー地産地消×山里山生ようプロジェクト

事業計画の特徴

- 個人向け太陽光発電設備及び蓄電池については、令和7年度から市町経営でセセット導入を条件として実施する。なお、市町に対しては、余剰電力買取事業の積極的促進シミュレーション、市民向け補助金事業の早急な実施を提供し支援する。
- 事業者向け支援については、1,000家を対象とし、太陽光発電設備導入について共同調達促進を実施するとともに、風、神、沖、海、川等の活用、地産地消推進等と相連する「山里山生交流ネットワーク」と連携して、そのうち出産地産サービスの提供や工芸体験等の支援を行う。
- 北摂里山産地を核に市内各所に村営バイオマスボイラーを導入して、伐採木活用の出産地産を構築し、地域内における経済循環につなげる。

※県は、令和7年度から、令和8年度から令和9年度までの3年度にわたって、太陽光発電設備の導入促進に力を入れる。この内容は、令和7年度事業計画、令和8年度事業計画、令和9年度事業計画にそれぞれ記載されている。

事業計画の概観（概観）

取組（個人）	規模
太陽光発電設備の導入	・1,500台 ・2,500kW
蓄電池の導入	・1,500台

事業計画の効果・活用

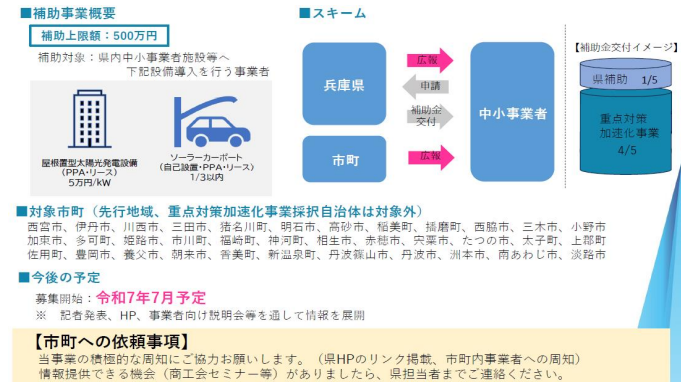
再エネ導入	CO2削減	事業費	交付金額	計画年度
11,880kW	135,090 t-CO2	29億円	15億円	令和7年度 令和11年度

取組イメージ

山・林・川・海・風
再生可能エネルギー
太陽光発電設備
蓄電池
電力会社
電力系統
県民生活
産業・商業
生活エネルギー
生活エネルギーの活用
生活エネルギーの活用
生活エネルギーの活用
交通機関
交通機関

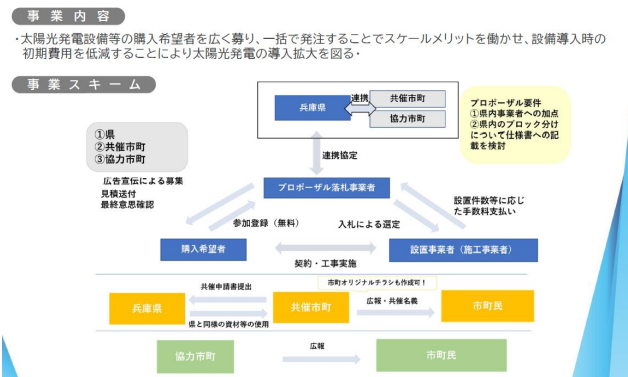
事業者向けの支援

＜自家消費型非住宅用太陽光発電設備等導入補助事業(令和7年度から実施)＞
(重点加速化事業＋県補助)
※県 受付・補助金支給
※市 広報誌への掲載、環境政策課でのチラシの配架などの広報



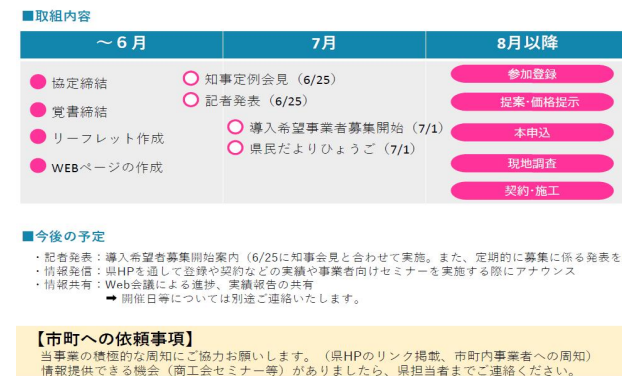
＜太陽光パネル・蓄電池の共同購入支援事業(令和8年度から実施)＞

※令和7年度までは伊丹市が主体に行っている。令和8年度から県が引き継ぐ形で実施。
※市 協定書締結、市ホームページや、チラシの全戸配布、広報誌への掲載、公民館へのポスター掲
示、SNSでの発信などの広報



＜事業者用太陽光発電の共同調達支援事業(令和7年度から実施)＞

※市 市、事業者と覚書を締結。市ホームページへの掲載、環境政策課および、産業振興課窓口でのチラシの配架、商工会議所でのチラシの配架を行うなどの広報。



English
한국어

サイトマップ日本語やさしい日本語文字サイズ・背景色の変更

清和源氏のふるさと

Google 提供

暮らし・手続きイベント・観光市役所・施設案内市政情報事業者向けいざというとき

現在の位置: [トップページ](#) > [暮らし・手続き](#) > [ごみ・環境・斎場・霊園・上下水道局](#) > [環境](#) > 川西市ゼロカーボンシティパートナー企業取組み実績

暮らし・手続き

ごみ・環境・斎場・霊園・上下水道局

環境

環境の取組みについて阪急電鉄「SDGsトレイン」で紹介

川西市ゼロカーボンシティ宣言について

猪名川でのPFASの水質検査について

川西市の大気測定

豊能郡ダイオキシン問題に関する本市の対応について

微小粒子状物質 (PM2.5) についてお知らせします

喫煙マナー向上のため喫煙所を設置しました

野焼きについて

今年は7月25日(土曜日)に川西市環境フェスタを開催します

太陽電池発電設備による感電事故防止について

令和7年度 V2H充放電設備への補助金制度について

猪名川沿い(清和台付近)に環境啓発の横断幕を掲示しました

太陽光パネル・蓄電池設置費補助金について (受付は終了いたしました)

【受付中】令和8年度川西市自家消費型住宅用太陽光発電設備等導入補助金について

【募集】自宅や事業所の再生エネ電力を使って、地元の交通機関の脱炭素化を支

川西市ゼロカーボンシティパートナー企業取組み実績



ページ番号1022339

更新日 令和8年7月9日

印刷

「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業の取り組み実績」

「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業」の取り組みについて公表します。

○7年度(2025年度)の実績

【温室効果ガス(CO2)削減に関する取組(削減量を数値化できるもの)

企業名	取り組み内容	CO2排出削減量の算定方法	基準年度	基準年度と比較したCO2排出削減量
大阪ガス株式会社	エネファームの拡販によるCO2の削減貢献	エネファーム販売台数を年度別に集計し、以降の年度を加算し、CO2排出削減量を算出	2013年	約28,913t-CO2
株式会社ミツワ	自社で空調や温水に使用するプロパンガスにカーボンオフセットLPGを活用	削減量は米国カーボנקレジット認証大手のVERAにて認証	2013年	396t-CO2

温室効果ガス(CO2)削減に関する取組(現時点で削減量を数値化できないもの)

企業名	取組み	開始年度	令和7年度(2025年度)の取組み
アサヒ飲料株式会社	BtoB(ボトルトウボトル)の取組み	2024年	自治体およびリサイクラー(注)との連携により、使用済みペットボトルの回収・再生(ボトルtoボトル)に関する取組みを推進した。回収体制の構築および連携スキームの整備を進めることで、温室効果ガス排出削減に資する資源循環の取組みを実施した。 注)アサヒ飲料株式会社が展開する「リサイクラー」とは、家庭や自販機から回収された使用済みペットボトルを、再び新たなペットボトルへと再生(水平リサイクル)する専門の処理業者(再資源化事業者)を指します。
アサヒ飲料株式会社	CO2を食べる自販機の設置提案	2024年	CO2を食べる自販機の設置に向け、能勢電鉄株式会社と連携を図りながら導入検討および設置調整を進めた。能勢電鉄株式会社は川西市とのつながりが深く、地域に根ざした公共交通機関であることから、ゼロカーボンシティ実現に向けた取組みとして連携を推進した。その結果、2026年5月に能勢電鉄の日生中央駅、多田駅および山下駅において、「三ツ矢記念館」のデザインをラッピングした当該自動販売機の設置を実現した。
株式会社ミツワ	エネファーム、ハイブリット給湯器、エコジョーズといった高効率給湯器の普及促進	2013年	積極的に高効率給湯器の販売に取組み普及促進に努めた。
株式会社ミツワ	燃料転換によりCO2の排出を削減する	2013年	重油を使用している需要家へ積極的にCNLPG(注)への燃料転換推進を行った。 注)CNLPG(カーボンニュートラルLPガス)とは、ガスの採掘から消費(燃焼)に至るまでの全過程で発生する温室効果ガスを、環境保全プロジェクトで創出された「カーボנקレジット」で相殺(オフセット)し、実質的に二酸化炭素の排出量をゼロにするLPガスのことです。

環境・自然に係る啓発の取組み

えよう

[川西市ゼロカーボンシティ
パートナー企業の募集に
ついて](#)[川西市ゼロカーボンシティ
パートナー企業一覧](#)[川西市ゼロカーボンシティ
パートナー企業取組み実
績](#)[兵庫県住宅用太陽光発電
等の共同購入支援事業](#)[【事業者向け】太陽光発電
の共同調達支援事業](#)[生物多様性ふるさと川西
戦略について](#)[「COOL CHOICE\(クー
ルチョイス\)」について](#)[川西市環境基本計画](#)[環境の概況](#)[路上喫煙・ポイ捨て防止対
策について](#)[環境率先行動計画・光化
学スモッグの監視など](#)[エコドライブ・ノーマイカー
デー](#)[届出手続きのご案内](#)

企業名	取組み	内容	開始年 度	実施日	参加 者数
アサヒ飲料株式会社	環境フェスタへの出展	ペットボトルリサイクルのBtoB(ボトルトウボトル)を学ぶことができるブースを出店	2023年	R7年7月25日	来場者 266人
アサヒ飲料株式会社	三ツ矢サイダー水の未来と環境教室	三ツ矢サイダーを題材に、水の大切さや地球環境保全について考えるSDGsスクール		2022年 多田小学校 2023年 けやき坂小学校 2024年 緑台小学校・北陵小学校 2025年 陽明小学校	
アサヒ飲料株式会社	三ツ矢サイダーLABO	三ツ矢サイダーを題材に、水の大切さや地球環境保全について考えるSDGsスクール		市内各所で実施可能。 希望があれば要相談	

(注) 環境フェスタは、出展団体と市が協力して開催しており、来場者は環境フェスタに来た人数を示しています。

より良いウェブサイトにするために、ページのご感想をお聞かせください。

質問1:このページは分かりやすかったですか？

☐ (1)分かりやすかった ☐ (2)どちらともいえない ☐ (3)分かりにくかった

質問2:質問1で(2)(3)と回答されたかたは、理由をお聞かせください。(複数回答可)

☐ ページを探りにくい ☐ 内容が多すぎる ☐ 内容が少なすぎる ☐ タイトルが分かりにくい ☐ 文章の表現が分かりにくい ☐ 箇条書きや表の活用など見せ方の工夫が足りない ☐ その他

質問3:質問2でその他と回答されたかたは、理由をお聞かせください。

(注)個人情報・返信を要する内容は記入しないでください。
所管課への問い合わせについては下の「このページに関するお問い合わせ」へ。

送信

このページに関するお問い合わせ

市民環境部 環境政策課(衛生業務)

〒666-8501 川西市中央町12番1号 市役所3階

電話:072-758-3262 ファクス:072-740-1336

市民環境部 環境政策課(衛生業務)へのお問い合わせは専用フォームをご利用ください。

[前のページへ戻る](#) [トップページへ戻る](#)

表示

PC

スマートフォン

[ご意見・お問い合わせ](#)[リンク集](#)[このサイトについて](#)[サイトポリシー](#)[個人情報の取扱いについて](#)

川西市役所 [法人番号:9000020282171]

〒666-8501 兵庫県川西市中央町12番1号 [地図] 電話:072-740-1111(代表)

Copyright © City of Kawanishi. All rights reserved.

1. 令和7年度川西市環境率先行動計画結果について(案)

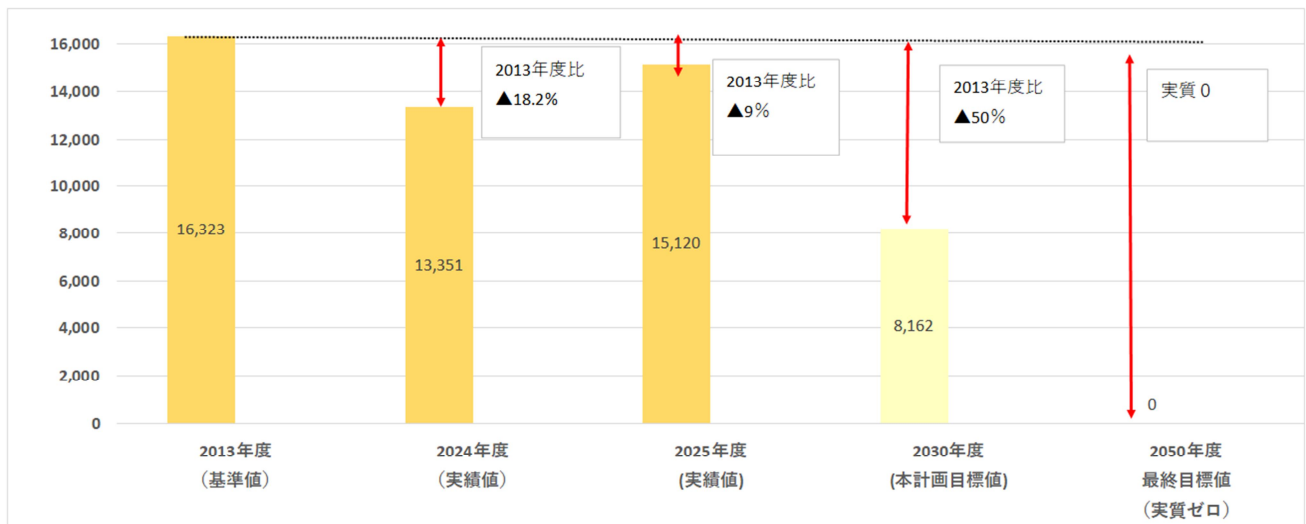
(1) 第6次川西市環境率先行動計画の目標値

ア) 温室効果ガス排出量：2030年度に2013年度比で50.0%以上削減

表1 温室効果ガス排出量

	2013年度 (基準値)	2024年度 (実績値)	2025年度 (実績値)	2030年度 (本計画目標値)	2050年度 最終目標値 (実質ゼロ)
削減率 (対2013年度)	-	18.2%	9.0%	50%	100%
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	13,351	15,120	8,162	0

図1 温室効果ガス排出量の推移



温室効果ガスの排出量は、使用量×その年度の排出係数で計算している。

2025 年度の温室効果ガス排出量「15,120t-CO2」の算出方法について

各電気事業者別の温室効果ガス排出量と、電気以外の温室効果ガス排出量の合計。

→10,552.8t-CO2(①)+4,566.8t-CO2(②)≒15,119.6≒15,120

表2 電気事業者別排出係数および温室効果ガス排出量

事業者	電気使用量 (kwh)	排出係数 (基礎排出係 数)	温室効果ガス 排出量(t-CO2)
関西電力メニューJ(残差)	25,421,593	0.415	10550.0
(株)エネット メニューF(残差)	5,171.0	0.547	2.8
(株)能勢・豊能まちづくり メニューA	17,113.0	0	0.0
計	25,443,877.0	-	10,552.8 ①

電気事業者別排出係数は環境省・経済産業省データ

表3 電気以外の温室効果ガス排出量

排出源	使用量	排出係数	温室効果ガス 排出量(t-CO2)
都市ガス	1,720,791	2.09	3596.5
液化石油ガス(LPG)	16,812	5.95	100.0
A重油	4,733	2.75	13.0
軽油	106,581	2.62	279.2
灯油	138,400	2.5	346.0
ガソリン	101,316	2.29	232.0
合計	-	-	4566.8 ②

温室効果ガス排出量は【使用量×排出係数×温暖化係数】で算出される（本計画は二酸化炭素のみ対象としているため温暖化係数は1）。

※表中の内訳と小計・合計は、四捨五入の関係で一致しない場合があります。

参考：電気の排出係数

	2024年度	2025年度
事業者	排出係数	
関西電力	0.374	0.415
(株)エネット	0.401	0.547
(株)能勢・豊能まちづくり	—	0
計	—	—

補足

2024 年度の電気の排出係数は「参考値」で算出していたが、2025 年度以降は残差（「再生可能エネルギーに由来する発電」以外の電力を使用する場合に使用する係数）ものとする。

（２）令和 7 年度実績値について

①排出源別のエネルギー使用量

表 4 排出源別のエネルギー使用量

排出源	単位	2013年度 (令和25年度) 基準年度	2024年度 (令和 6 年度)	2025年度 (令和7年度)	2013年度と比べ た時の2025年度 の増加率	2024年度と比べ た時の2025 年度の増加率
電気	kWh	23,194,307	25,382,406	25,443,877	9.7%	0.2%
都市ガス	m3	1,375,841	1,413,228	1,720,791	25.1%	21.8%
液化石油ガス(LPG)	m3	22,206	13,602	16,812	-24.3%	23.6%
A重油	L	12,200	4,110	4,733	-61.2%	15.2%
軽油	L	147,532	106,309	106,581	-27.8%	0.3%
灯油	L	164,880	134,636	138,400	-16.1%	2.8%
ガソリン	L	156,157	103,632	101,316	-35.1%	-2.2%

2013 年度に比べ、2025 年度の使用量は電気、都市ガスが増加しているが、その他の排出減では減少となっている。

ただし 2024 年度と 2025 年度と比べると、ガソリンの使用量は減少しているが、都市ガス・液化石油ガス(LPG)・A 重油の使用量は増加傾向にあり、電気使用量・軽油・灯油の使用量はほぼ横ばいである。

表5 施設別の電気使用量

施設名 \ 年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2024年度と比べた 時の2025年度の増 減
本庁舎	1,372,718	1,385,389	0.9%
学校	4,744,144	4,515,113	-4.8%
病院施設	8,499,578	8,515,740	0.2%
上下水道局 (本庁舎除く)	2,639,058	2,697,041	2.2%
消防	339,590	318,290	-6.3%
文化施設	1,534,402	1,604,687	4.6%
運動施設	1,377,311	1,403,148	1.9%
街灯	2,100,287	2,118,113	0.8%
その他	2,775,318	2,886,356	4.0%
計	25,382,406	25,443,877	0.2%

※その他の内訳(2025年度時点)：各公民館、各自治会館、鶴寿会館、各福祉センター、各保育所・幼稚園・認定こども園、川西さくら園、川西市中学校給食センター、旧加茂幼稚園、黒川里山センター、公園管理事務所、こども若者相談センター、コミュニティセンター、斎場、し尿中継所、シルバー人材センター、社会福祉協議会、総合センター、大和行政センター、知明湖キャンプ場、パレットかわにし、ひまわり荘、保健センター・予防歯科センター、文珠橋測定局、養護老人ホーム満寿荘 等 (50音順)

2024年度と比べると、2025年度は学校、消防で減少。上下水道局、文化施設、その他施設で増加。本庁舎、病院施設、運動施設、街灯の電気使用量が増加した。

(各施設の電気使用量の主な増加理由は次の通り)

- 上下水道局：久代浄水場の管理する建物が増加したことに伴って電気使用量が増加した。
2025年度途中からマンホールポンプ場の設備が増加したことに伴い、電気使用量が増加した。
- 文化施設：みつなかホールの空調設備の故障により2024年6月よりホールが全面利用停止していたが、2025年4月に利用を再開した。これに伴い空調などの使用も再開したため、電気使用量が増加した。
- その他：施設によって電気使用量が増加している施設、減少している施設があるがその他施設全体としては増加した。

表6 施設別の都市ガス使用量

年度 施設名	2024年度 (令和 6 年度)	2025年度 (令和 7 年度)	2024年度と比べ た時の2025年度 の増減
本庁舎	39,156	36,645	-6.4%
学校	533,777	848,369	58.9%
病院施設	534,548	535,476	0.2%
文化施設	27,053	48,759	80.2%
運動施設	67,024	68,041	1.5%
その他	211,670	183,501	-13.3%
計	1,413,228	1,720,791	21.8%

2024 年度に比べ、2025 年度の都市ガス使用量は、学校と文化施設が増加した。

(各施設の電気使用量の主な増加理由は次の通り)

学 校：2025 年度に市内の全小中学校の体育館にガス稼働の空調を設置し、使用を開始したためガス使用量が増加した。

文化施設：みつなかホールの空調設備の故障により 2024 年 6 月よりホールが全面利用停止していたが、2025 年 4 月に利用を再開したことに伴いガス使用量が増加した。

各年度の紙(紙の購入枚数と印刷物外注)の枚数

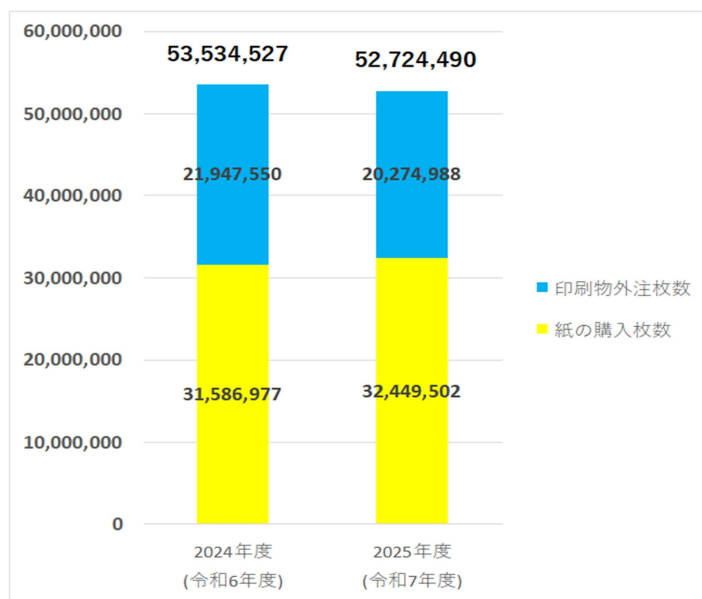
表7：各年度の紙(紙の購入枚数と印刷物外注)の枚数・割合

年度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)
①紙の購入枚数	31,586,977	32,449,502
①削減率(%)	—	3%
②印刷物外注枚数	21,947,550	20,274,988
②削減率(%)	—	-8%
③合計枚数	53,534,527	52,724,490
③削減率(%)	—	-2%

※枚数は A4 換算で算出している。

※削減率は、(2024 年度の枚数－2025 年度の枚数)÷基準年度×100 で算出している。

図2：各年度の紙(紙の購入枚数と印刷物外注)の使用枚数



※各グラフの上部の数字は、紙の購入枚数と印刷物外注の合計の数字を記載している。

③（紙の購入枚数と印刷物外注の合計枚数）は、2024 年度と比べ減少している。
2024 年度と比べ 2025 年度は①（紙の購入枚数）は増加しており、②（印刷物外注）は減少している。

特に、学校施設および医療施設での紙の購入枚数が増加している。2024 年度に比べ

2025 年度は、川西総合医療センターで外来・入院の患者数が増えたため、患者に渡す書類が増え、紙の購入枚数も増えた。これが紙の使用量増加の主な要因の一つと考えられる。また、学校においては、学校毎に紙の購入枚数が増加した学校、減少した学校があるが、全体として増加した。

※②(印刷物外注)は、広報誌が約 60%※を占めている。

※広報誌の外注枚数は毎年約 1,300 万枚。2025 年度実績 $12,502,304 \text{ 枚} \div 20,274,988 \text{ 枚} \times 100 = 61\%$

2. 設備・建築物の取り組み状況について

1. 設備・建築物の取り組み(計画)

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

①LED 等省エネ設備の導入

【LED】

白熱電球・放電蛍光灯から LED 照明への転換を図り、照明の効率化を進めます。LED 化にあたっては、学校、保育所、公民館、コミュニティセンター、市営住宅など、省エネ効果の高い公共施設を優先的に行っていきます。

【空調設備、給湯設備】

高効率の設備への改修を推進します。また、全体的な設備の改修が困難な場合は部分的な設備の更新に努めます。

令和 7 年度の取り組み

公共施設 65 施設において、新たに照明器具の LED 化整備を行いました。

●LED 化している公共施設

施設区分	施設数	施設名称
小学校	14	久代、加茂、川西、桜が丘、川西北、明峰、多田、多田東、緑台、陽明、けやき坂東谷、牧の台、北陵
中学校	6	川西南、川西、明峰、多田、緑台、東谷
公民館	5	川西南、明峰、多田、清和台、東谷
コミュニティセンター	4	加茂ふれあい会館、満願寺ふれあい会館、多田東会館、牧の台会館
共同利用施設	7	下加茂会館、久代春日会館、久代会館、北久代会館、西久代会館 東久代春日会館、東久代会館
保育所	2	川西中央、小戸

こども園	4	牧の台みどりこども園、加茂こども園、川西こども園、川西北こども園
育成クラブ	3	明峰小、東谷小、北陵小
公営住宅	9	滝山、出在家、新生、栄花、加茂桃源、栄町、日高、花屋敷、栄南
病院	1	総合医療センター
行政・社会教育 市民文化・スポーツ等	22	本庁舎、大和行政センター、清和台出張所、文化財資料館、郷土館旧平賀邸、 旧平安邸・アトリエ平通、ミューゼレスポアール・、中央図書館 パレットかわにし、川西、小戸作業所、さくら園、総合センター 老人憩いの家鶴寿会館、一の鳥居福祉作業所、弓道場、市民温水プール、斎場 キセラ川西プラザ、中学校給食センター、美化衛生部庁舎、 消防本部・南消防署、保健センター
合計	77	

市内全 23 校の小中学校体育館に高効率な都市ガス空調を新設し、トータルコストを抑えつつ、消し忘れ防止対策を講じることで省エネとエネルギー使用の抑制を図っています。

②創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフライン確保にも寄与するため、施設改修時に導入の検討を行います。

※創エネ機器…太陽光発電のように自然の力を利用してエネルギーを創る機器

令和 7 年度 の 取 組 み

令和 7 年度までに市内で太陽光発電施設を設置している公共施設は 13 ページの 9 施設となっています。

●市の保有する建築物の太陽光発電設備を設置済の建築物数、設備容量（kW）

		<1>R6 年度までに設置		<2>R7 年度に設置	
分類	建築物数	設置済の建築物数	設備容量の合計値（kw）	設置済の建築物数	設備容量の合計値（kw）
建築物の総計	668	9	92.5	0	0

●市内で太陽光発電施設を設置している公共施設

No.	施設名	竣工年	設置年	容量
1	明峰中学校	S51	H16	5kw
2	久代浄水場	S55	H17	20kw
3	国崎クリーンセンター	H21.3	H21.3	10kw
4	本庁舎	H4	H23	1.6kw
5	キセラ川西プラザ	H29	H29	20kw
6	キセラ川西せせらぎ公園	H29	H29	15kw
7	出在家健幸公園内備蓄倉庫	H30	H30	5.8kw
8	消防本部・南消防庁舎	R1.12	R1.12	10kw
9	総合医療センター	R4.5	R4.5	5.1kw

③建築物の省エネ徹底(重点)

建築物の省エネ性能向上を図るため、公共施設の新築時は ZEB 化を推進し、BEMS の導入について検討します。

また、既存建築物については、ZEB 化ポテンシャル診断の調査結果等を踏まえて施設の改修方法を検討します。

※Z E B…省エネにより使うエネルギーを減らし、太陽光等の創エネによりエネルギーをつくることで快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の 1 次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

※BEMS…建築物内に設置された電気機器等のエネルギー使用量などを計測し、「見える化」を図り、機器制御によって建築物内のエネルギーの適正化を実現する「エネルギー管理システム」のことです。

令和 7 年度の取組み

川西市保健センターで ZEB 化改修工事を行い、全ての照明器具を LED に、空調機は省エネ性能の高い機器に更新しました。照明器具については、明るさセンサによる調光制御を行い、さらに省エネを行っています。また、BEMS を導入してエネルギー使用の分析、継続的な削減を図っています。

④緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

⑤設備等の保守・運用改善

施設ごとに次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- 空調、換気設備
- ボイラー、給湯機
- 照明設備
- 電気製品、事務用機器

(2) 契約・備品の取り組み(計画)

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

⑥低排出係数電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

⑦次世代自動車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入すると、CO₂排出量を約半分に削減できます。(電気自動車の性能や使い方、電気のCO₂排出係数によって異なる。)

車両更新時に合わせて次世代自動車の導入を検討します。

※次世代自動車とは…二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車のことを指す。

- ・ハイブリット車(HV) …原動力はガソリンと電気
- ・プラグインハイブリット車(PHEV) …HVより電気に重点が置かれている
- ・電気自動車(EV) …原動力は電気のみ
- ・燃料電池自動車(FCV) …原動力は水素と酸素の化学反応

⑧グリーン購入の徹底

⑧グリーン購入の推進(重点)

前計画でのコピー機印刷枚数の目標値は、2019年度比で30%以上の削減としていました。市役所内のコピー機での印刷枚数は、目標値の2019年度比30%減少を達成し、また紙の使用量(紙の購入枚数)も2019年度比で30%以上削減しました。

第6次川西市環境率先行動計画においては、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的としたグリーン購入を進めます。市が環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、毎年グリーン購入実績を集計し、環境に優しい商品をどのくらい購入しているか確認していきます。

〔補足：第6次環境率先行動計画の策定に併せて、川西市グリーン購入ガイドラインを更新し、グリーン購入対象商品の項目の整理や、報告対象項目の整理を行うとともに、現状に応じた環境ラベルを追加します。〕

川西市グリーン購入推進方針



環境に優しい商品・サービス（環境配慮型）の購入を推進し、持続可能な社会の形成に資することを目的としたグリーン購入を推進する。環境配慮型の商品・サービスの購入を促進するための施策（川西市環境率先行動計画）

(3) 日々の取り組み(計画)

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

⑨職員研修の実施

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

令和7年度の取り組み

令和7年度職員研修結果について

ア) 実施日時・場所

令和8年3月16日 14:00~15:00
7階大会議室

イ) 実施内容

- ①「第6次川西市環境率先行動計画」
- ②「川西市グリーン購入ガイドラインについて」

説明者：関西電力送配電株式会社

ウ) 参加人数

環境率先行動計画統括推進委員および推進員56名

⑩エネルギー使用量削減（重点）

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

- ・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
- ・昼休み時は、可能な範囲で消灯・調光を行います。
- ・庁舎内や会議室の空調については、室温を、冷房時は28℃、暖房時は20℃を目安に設定します。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ・空調使用時は送風機も併用します。
- ・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
- ・パソコンディスプレイの明るさを、業務に支障がない範囲で下げます。
- ・長時間離席する場合は、パソコンの電源を切ります。
- ・ノー残業デーを遵守し、電気の一斉消灯に努めます。
- ・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
- ・停車中のアイドリング・ストップや、急停車、急発進をしないなどエコドライブを遂行し、エネルギーロスを削減します。

⑪資源等使用量削減

ア. 次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

- ・電子決裁を行います。
- ・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
- ・ＩＣＴの推進により、会議用資料そのものを削減します。
- ・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

イ. 次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

- ・水の出っぱなしをやめ、確実に止水します。
- ・トイレで無駄な水を流しません。
- ・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

ウ. その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

- ・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
- ・ＯＡ機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
- ・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物量削減に努めます。
- ・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引・処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。
- ・水道使用量、可燃ごみ排出量については、引き続き使用量の把握を行います。

環境の概況(案)

令和8年度版

川 西 市

目 次

第 1 章 川西市の概要	1
第1節 位置及び地勢	1
第2節 気候	2
第3節 土地（都市計画用途地域の割合）	2
第4節 人口及び世帯数	3
第5節 その他	3
第 2 章 川西市の環境行政施策	4
第1節 組織及び事務分掌	4
第2節 審議会	5
第3節 環境基本条例	7
第4節 第3次川西市環境基本計画	10
第5節 川西市環境率先行動計画の実践	17
第 3 章 環境啓発の取り組み	24
第1節 シンポジウム、環境フェスタ	24
第2節 その他の環境啓発	26
第 4 章 ごみの減量化・リサイクル	28
第 5 章 大気汚染	31
第1節 大気の汚染に係る環境基準等	31
第2節 大気汚染状況測定地点	34
第3節 大気汚染の現況	35
第 6 章 水質汚濁	50
第1節 水質汚濁に係る環境基準等	51
第2節 猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定	58
第3節 ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査	64
第 7 章 騒音、振動	65
第1節 環境基準及び要請限度	66
第2節 一般地域等における環境騒音の現況	69
第3節 自動車騒音及び道路交通振動の現況	71
第4節 航空機騒音の現況と対策	75
第5節 騒音・振動防止対策	79
第 8 章 悪臭	82
第 9 章 ダイオキシン等の新たな化学物質問題	85
第1節 ダイオキシン類	85
第2節 外因性内分泌攪乱化学物質	87
第3節 アスベスト	87
第4節 香害	88
第10章 公害防止計画	89
第11章 公害の苦情	90

第1章 川西市の概要

第1節 位置及び地勢

本市は、兵庫県の南東部に位置し、東は池田市と箕面市、西は宝塚市と猪名川町、南は伊丹市、北は能勢町と豊能町に隣接しています。市域は、東西 6.5km、南北 15.0km、面積 53.44km²です。東西に狭く、南北に細長い「タツノオトシゴ」に似た形状をしています。

北エリアは、山地が形成され、「にほんの里100選」に選ばれている黒川地区の里山や市指定の天然記念物であるエドヒガン群落、台場クスギ*群落があります。中エリアは、多田・山下の2つの盆地とそれを取り巻く丘陵地が形成さ

れ、ニュータウンや、多田神社をはじめとする社寺林、笹部や赤松の棚田があります。南部は、段丘面と低地からなる平野が形成され、商業施設などが集積した中心市街地があります。

また、猪名川が市域を南北に貫くように流れており、支流である一庫大路次川の清流や「日本のダム湖百選」に選ばれた知明湖(一庫ダム)、川西北小学校前の水路など、水辺の環境も充実しています。

さらに、JR 宝塚線、阪急電鉄宝塚線、能勢電鉄といった鉄道路線、阪神高速道路大阪池田線、中国縦貫自動車道、新名神高速道路といった高速道路、国道 173 号や国道 176 号が市内をつなぐほか、バス路線が、鉄道各線の主な駅と市内のニュータウンを結んでおり、交通路線も充実しています。



【図 1-1 川西市の位置】

※台場クスギ

古くから炭焼きなどに利用されてきたクスギのこと。通常のクスギの木と比べると寸詰まりで幹が異様に太い独特な樹形をしている。これは伐採時にある程度の高さの切り株を残し、切り口の周囲から発芽した新芽(ヒコバエ)を数年後にまた伐採するというサイクルを繰り返すことで形成される。

【表 1-1 川西市の地勢】

市役所 所在地	位 置	広 ぼう (km)		海 抜 (m)		面 積 (km ²)
	緯 経 度	東 西	南 北	最 高	最 低	
中央町12番1号	北緯 34° 49′ 37″ 東経 135° 25′ 12″	6.5	15.0	660.1	15.0	53.44

第2節 気候

本市の気候は比較的温暖で、夏から秋にかけては梅雨と台風の影響を受け、降水量が多くなります。令和2年度・3年度は、指令システム更新事業に伴い、未測定のためデータがありません。

【表 1-2 本市の気象の状況】

区分	気温（℃）			降水量 （mm）	平均湿度 （％）
	最 高	最 低	平 均		
平成 30 年	39.8	△ 4.6	16.3	1,883.5	71.0
令和元年	38.3	△ 2.2	16.5	1,099.0	70.7
令和 2 年	－	－	－	－	－
令和 3 年	－	－	－	－	－
令和 4 年	39.3	△ 3.9	16.2	1,181.0	68.7
令和 5 年	39.0	△ 4.6	16.7	1,374.5	70.2
令和 6 年	38.6	△ 2.9	17.3	1,486.0	70.8
令和 7 年	39.3	△ 4.7	16.9	1,047	70.5

第3節 土地（都市計画用途地域の割合）

本市の市街化区域は2,258haで、その用途地域の割合は表1－3のとおりです。また、市街化調整区域は3,086haで、全体の約58％を占めています。

【表 1-3 川西市の都市計画用途地域の現況】

		（令和7年度末現在）	
区 分		面積（ha）	構成比（％）
都 市 計 画 区 域		5,344	100.0
市 街 化 区 域		2,258	42.3
市 街 化 調 整 区 域		3,086	57.7
用 途 地 域		面積（ha）	構成比（％）
第 一 種 低 層 住 居 専 用 地 域		1,129.8	50.0
第 二 種 低 層 住 居 専 用 地 域		11.3	0.5
第 一 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域		169.5	7.5
第 二 種 中 高 層 住 居 専 用 地 域		244.1	10.8
第 一 種 住 居 地 域		188.0	8.3
第 二 種 住 居 地 域		179.9	8.0
準 住 居 地 域		9.2	0.4
田 園 住 居 地 域		－	－
近 隣 商 業 地 域		98.3	4.4
商 業 地 域		17.6	0.8
準 工 業 地 域		99.7	4.4
工 業 地 域		110.3	4.9
工 業 専 用 地 域		－	－
合 計		2,257.7	100

第4節 人口及び世帯数

【表 1-4 川西市の人口の推移】

年 次	世帯数	人口	備 考
平成25年	61,847	156,056	9月末の推計人口
平成26年	62,287	155,881	9月末の推計人口
平成27年	62,751	155,507	9月末の推計人口
平成28年	62,991	155,839	9月末の推計人口
平成29年	63,252	155,206	9月末の推計人口
平成30年	63,435	154,315	9月末の推計人口
令和元年	63,782	153,597	9月末の推計人口
令和2年	63,992	152,483	9月末の推計人口
令和3年	63,768	151,796	9月末の推計人口
令和4年	64,273	151,091	9月末の推計人口
令和5年	64,555	150,085	9月末の推計人口
令和6年	64,737	148,952	9月末の推計人口
令和7年	65,209	148,191	9月末の推計人口

第5節 その他

1. 市章

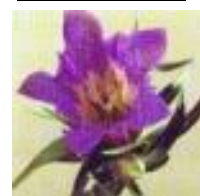
川西を図案化したもので、中央の「川」は川西の「川」と市内を流れる猪名川を兼ねて表しています。全体の円形は「西」を丸くしたもので、平和と円満を表しています。



川西市の市章

2. 市花

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「りんどう」に決定しました。昔川西をひらいた源氏が旗印にササリンドウを使用していたので、市花として最適であるという意見が多かったことによるものです。



市花（りんどう）

3. 市木

昭和43年1月に兵庫県緑化推進委員会川西支部が、市民の投票を受け「さくら」に決定しました。市内の名所旧跡に多く咲き、春の野山を彩って市民を楽しませる桜が選ばれました。



市木（さくら）

4. シンボル・キャラクター

川西オリジナルのキャラクターとして、平成20年に公募により誕生しました。キャラクター・イメージの金太郎は、源頼光の家臣坂田金時がモデルとされ、本市に金時のお墓があります。



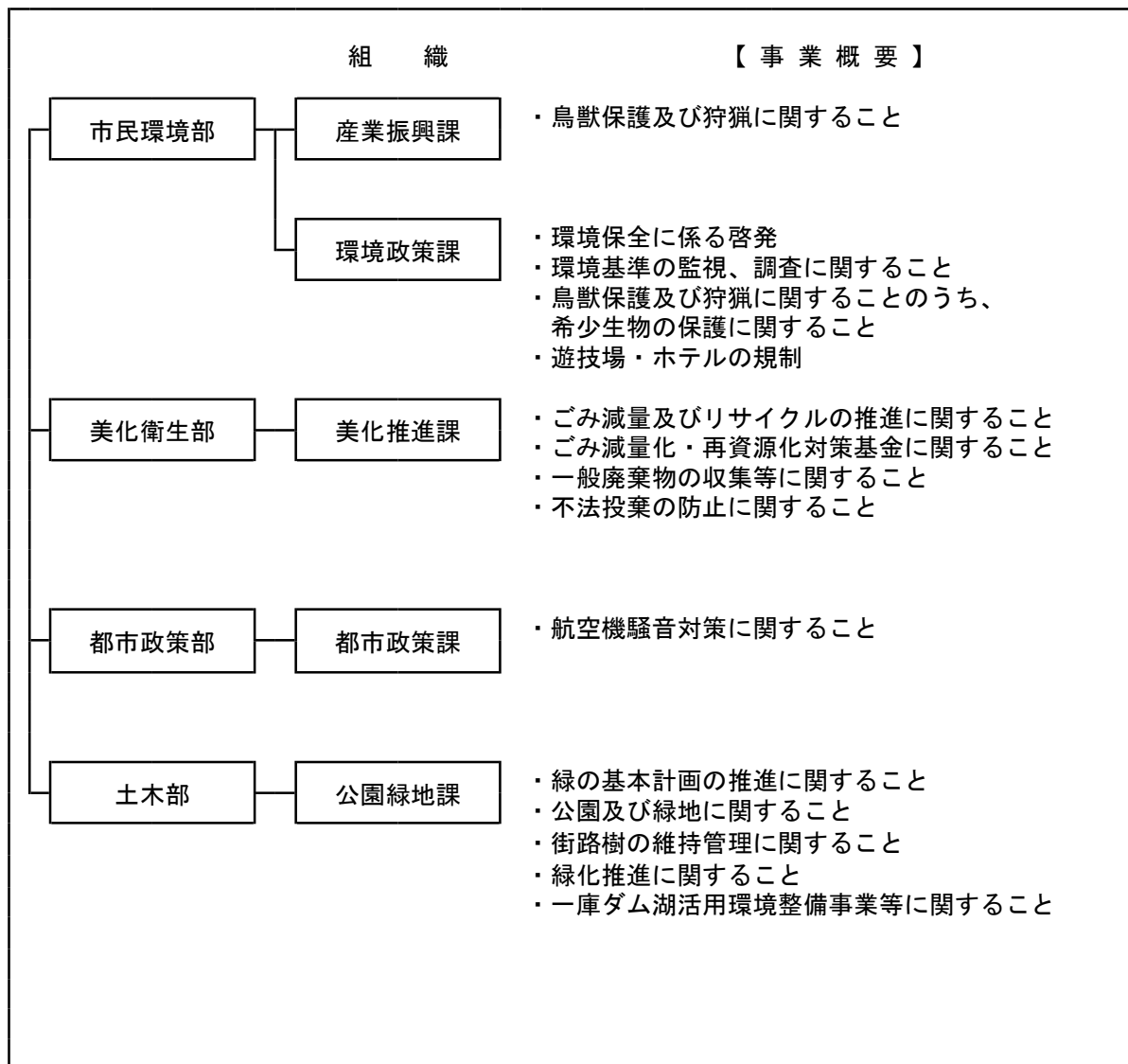
©川西市 2008

きんたくん

第2章 川西市の環境行政施策

第1節 組織及び事務分掌

本市における主要な環境関連施策は、令和5年度より組織4部5課で行っております。各部課における事業概要はそれぞれ下図のとおりです。



【図 2-1 環境関連施策事業概要（令和 8 年 3 月 31 日時点）】

第2節 審議会

1. 環境（保全）審議会

本市では、市長の諮問に応じ、環境基本計画に関すること、環境の保全と創造に関する重要事項を調査審議する等のために、環境基本法（平成5年法律第91号）第44条の規定に基づく、環境審議会を設置しています。審議会の定員は、環境基本条例で20人以内と規定されておりますが、令和8年3月現在の構成は、学識者5名、市民3名、関係行政機関の職員1名の計9名となっています。

※令和2年度は新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表 2-1 環境審議会開催状況】

年 度	開 催 日	議 題 等
平成27年度	平成27年6月8日	川西市環境基本計画の改定について（諮問）
	平成27年12月3日	①環境に関する意識調査の方法等について検討 ②生物多様性ふさと川西戦略推進委員会の設置について
平成28年度	平成28年4月25日	①意識調査の結果報告 ②川西市環境基本計画改定の骨子の検討
	平成28年7月25日	第2次川西市環境基本計画素案（第1章～第3章）の審議
	平成28年10月6日	第2次川西市環境基本計画素案（第4章）の審議
	平成28年12月1日	①第2次川西市環境基本計画素案（第5章）の審議 ②答申に向けた最終の審議
	平成29年1月10日	川西市環境基本計画の改定について（答申）
平成29年度	平成29年11月13日	①第2次環境基本計画の進行管理と今後の方向性について ②生物多様性ふさと川西戦略の推進について
平成30年度	平成30年8月3日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和元年度	令和元年11月22日	①第2次環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふさと川西戦略の推進について ③第2次環境基本計画の今後の方向性について
令和3年度	令和4年2月7日	①第2次川西市環境基本計画の進行管理について ②生物多様性ふさと川西戦略の推進について ③第3次川西市環境基本計画の策定等について
令和4年度	令和4年6月27日	①第2次川西市環境基本計画の総括について ②第3次川西市環境基本計画の策定について
	令和4年12月19日	①本市における温室効果ガス排出量の算出方法について ②生物多様性ふさと川西戦略の改訂について ③川西市環境基本計画と生物多様性ふさと川西戦略のアンケート調査について
令和5年度	令和5年7月5日	①生物多様性ふさと川西戦略の改訂について ②環境の概況（令和4年度）について ③第3次川西市環境基本計画策定等について
	令和5年10月5日	①環境の概況（令和5年度）について ②第3次川西市環境基本計画の答申について ③生物多様性ふさと川西戦略（改訂版）の答申について

第2章 川西市の環境行政施策

年 度	開 催 日	議 題 等
令和6年度	令和6年9月20日	①第1回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 ②環境の概況（令和6年度）について ③第2次川西市環境基本計画について（進行管理表の報告） ④川西市環境率先行動計画について ⑤第3次川西市環境基本計画について
	令和7年3月24日	①第2回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について報告 ②川西市環境基本計画について ③川西市環境率先行動計画推進本部会議について報告
令和7年度	令和7年8月19日	①第1回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について（報告） ②第3次川西市環境基本計画について ③川西市環境率先行動計画統括推進委員会について（報告） ④環境の概況（令和6年度の内容）について ⑤久代、北伊丹にまたがる物流施設建設の環境アセスメントについて ⑥令和7年度 川西市環境フェスタ第一報 ⑦太陽光発電設備の導入支援等について
	令和8年2月4日	①第2回 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会（川西市環境審議会部会）について（報告） ②第3次川西市環境基本計画について

2. 生物多様性ふるさと川西戦略推進委員会

本市では、川西市環境審議会規則（平成18年規則第44号）第4条の規定に基づき、専門部会を必要に応じて設置しています。審議会の定員は、20人以内と規定されています。

【表 2-2 生物多様性専門部会開催状況】

年 度	開 催 日	議 題 等
平成29年度	平成29年4月13日	①生物多様性ふるさと川西戦略の現状と課題 ②生物多様性ふるさと川西戦略推進に係る今年度の方向性
令和4年度	令和4年5月16日	①生物多様性ふるさと川西戦略の令和3年度計画進捗状況について ②生物多様性ふるさと川西戦略の推進について ③生物多様性ふるさと川西戦略の計画改訂について
	令和4年11月11日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」第1期計画の総括について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂概要及び今後のスケジュールについて ③「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂内容について ④「生物多様性ふるさと川西戦略」のアンケート調査の実施について
令和5年度	令和5年5月19日	①令和4年度 環境に関する意識調査結果について ②「生物多様性ふるさと川西戦略」の計画改訂について ③「生物多様性ふるさと川西戦略」利用の地図情報の更新等について
	令和5年8月3日	①「生物多様性ふるさと川西戦略」の改訂について
令和6年度	令和6年8月19日	①「生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査(令和5年度)」について
	令和7年1月14日	①令和7年度に向けた生物多様性ふるさと川西戦略の方向性等について ②倉羅林山地区開発、市南部物流センター建設における環境アセスメントについて ③出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路の水生生物群の保存のための啓発について ④委員会の開催計画について
令和7年度	令和7年7月18日	①「生物多様性ふるさと川西戦略進捗状況調査(令和6年度)」について ②出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について ③自然活動団体用パンフレットスタンドの設置について ④本県におけるクビアカツヤカミキリ確認状況について ⑤市南部物流センター建設における伊丹市環境アセスメントについて
		①令和8年度に向けた生物多様性ふるさと川西戦略の方向性等について
		②出在家町(川西北小学校横)キセラ川西市街地水路水生生物群保存のための啓発について
		③川西市における特定外来生物の確認状況について
	令和8年1月13日	④川西市における熊の確認状況について

第3節 環境基本条例

環境基本条例は、本市における環境の保全と創造について、基本理念と施策の基本となる事項を明らかにし、その実施を図るための各種環境施策を総合的かつ体系的に推進し、もって現在及び将来にわたって市民が健康で文化的な生活を営むことができる、良好な地域環境の保全と創造、ならびに地球環境の保全に貢献することを目的とします。この条例は、環境の保全と創造に関する基本的な考え方や施策の方向性を位置づけ、具体的な計画や施策のあり方を決めていくための指針として役立てていくためのものです。そのため、この環境基本条例は理念条例と位置づけられます。したがって、具体的な施策については、環境基本条例の基本理念に基づいて、関係者が連携を計りながら、環境基本計画や個別の条例によって取り組むこととなります。

1. 環境の保全と創造に関する基本理念

川西市民が、将来にわたっても健全で豊かな自然環境・文化環境を享受できるようにしていくために、今ある環境を守り育てていくとともに、積極的に豊かな環境を整えていくことが必要です。そのために、市、市民及び事業者による協働の取組が求められています。

したがって、環境の保全と創造に関する基本理念を次のものとします。

- (1) 環境の保全と創造に関する取組は、市、市民及び事業者など、すべての主体の参画と協働のもとに推進されるべきこと。
- (2) 猪名川や北部山間地域を含む多様な生態系及び自然環境に配慮し、人と自然との共生を図るべきこと。
- (3) すべての市民が健康で文化的な生活を営むことができる静かでやさしく、暮らしやすい良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくべきこと。
- (4) 地域における歴史的・文化的環境の保全に配慮し、次世代へ継承すべきこと。
- (5) 環境資源の適正な管理及び循環的な利用を図ることにより、環境への負荷の少ない持続的に発展することが可能な社会の実現をめざし、もって地球環境の保全に貢献すべきこと。

2. 市、市民及び事業者の責務

川西市の地域環境は、川西市のすべての人たちが積極的に係わり、協働して取り組んでいくことで、良好な状態を保ち、また改善への成果を挙げることができます。そして、その取組がもたらした地域環境を未来の川西市民に引き継いでいく責任を私たち一人ひとりが有しています。

とりわけ、今残されている多様な自然生態系への配慮、循環型社会形成にむけたライフスタイルのあり方、人類共通の課題である地球環境問題に、川西市民として自主的、積極的に参画、協働して以下の事項に取り組んでいく必要があります。

(1) 市の責務

- ① 市は、環境の保全と創造に関する基本的かつ総合的な施策を策定し、実施しなければならないこと。

- ② 市は、自ら行う事業の実施に当たっては、環境の保全と創造に配慮するとともに、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
- ③ 市は、環境の保全と創造に関する施策を総合的に調整し、推進するため、必要な体制を整備しなければならないこと。
- ④ 市は、環境の保全と創造のため、必要に応じ、国及び他の地方公共団体と連携して取組を行うよう努めなければならないこと。

(2) 市民の責務

地球温暖化や資源の問題など、市民の日常活動に関連して起きている環境負荷は、産業界によるものと同じレベルにあるといわれています。日常生活で、省エネや省資源に努めることのできるようライフスタイルを変換していくことはとても意義のあることになります。

- ① 市民は、その日常生活に伴う環境への負荷の低減に努めること。
- ② 市民は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ること。
- ③ 市民は、自ら環境の保全と創造に努めるとともに、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めること。
- ④ 市民は、その日常生活が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市民が相互に、または市及び事業者と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めること。

(3) 事業者の責務

事業者は、事業活動のすべてにおいて、環境負荷の低減、環境の保全と創造に配慮する必要があります。環境問題への対応において、法的な規制・基準を守ることが最低限の遵守事項として位置づけられます。それ以上に、みずからの事業活動の環境負荷の大きさを総合的に判断し、自発的な環境負荷の低減を行うことが求められています。

- ① 事業者は、その事業活動を行うにあたっては、これに伴う公害の防止、環境への負荷の低減、その他の環境の保全と創造に資するために必要な措置を講じなければならないこと。
- ② 事業者は、廃棄物の発生抑制などを進めるとともに、資源、エネルギーなどの有効利用を図ることにより、環境への負荷の低減に努めなければならないこと。
- ③ 事業者は、その事業活動に関し、市が行う環境施策に積極的に参画し、協力するよう努めなければならないこと。
- ④ 事業者は、その事業活動が地球環境の保全と密接に関係することを認識し、市及び市民と協働して地球環境の保全のための活動に取り組むよう努めなければならないこと。

3. 環境の保全と創造に関する基本方針

環境の保全と創造に関する施策の策定及び実施は、基本理念にのっとり、次に掲げる事項を基本的な方針として、各種の施策相互の有機的な連携を図りつつ、総合的かつ計画的に行われなければなりません。

- (1) 河川、森林などの自然環境を適正に保全し、人と自然との共生を図ること。
- (2) 公害を防ぎ、大気、水、土壌などを良好な状態に保持することにより、良好な生活環境を保全すること。
- (3) 地域の特性を活かした良好な都市景観の形成、歴史的・文化的環境の保全と活用などにより、快適な都市環境を創造すること。
- (4) 廃棄物の発生・エネルギーの消費を抑制し、環境の保全と創造を図ることにより、地球環境の保全を推進すること。

第4節 第3次川西市環境基本計画

本市の環境基本計画は、環境基本条例第3条の基本理念にのっとり、環境施策を総合的・計画的に推進するために策定されています。「第3次川西市環境基本計画」は、平成27(2017)年度に策定した「第2次川西市環境基本計画」の基本的な考え方と取組みを継承しつつ、令和4(2022)年8月1日にゼロカーボンシティ宣言を行った本市において、地球温暖化対策やゼロカーボンに向けた動きに重点を置きながら、上位計画や社会情勢の変化に対応した、より具体性・実現性の高い環境施策の総合的な目標と各環境分野の配慮指針を示します。

詳細については、右のQRコードからご確認ください。

第3次川西市環境基本計画



1. 計画のポイント

(1) 市民・事業者・市の関わり方

環境基本計画を進めるためには、市民・事業者・市は各々が自発的に活動するとともに、互いに情報を共有し連携しあうことが重要です。市は、そのプラットフォームの形成に積極的に関わっていきます。

(2) ゼロカーボンシティの実現に向けて～

第5章に記載していますが、良好な住宅都市である本市では、家庭部門と運輸部門における温室効果ガス排出量の比率が高くなっています。

また、電力における再生可能エネルギーの導入ポテンシャルは太陽光発電が非常に高いものとなっています。

今後、住宅や事業所の屋根などへの太陽光発電や高効率給湯器などの省エネルギー機器の導入促進や次世代自動車の普及促進に重点を置き、地球温暖化対策を推進していきます。

2. 計画の対象

本計画の対象範囲は、ゼロカーボンシティの実現に向けた取組みを推進する上で深く関わる「地球環境」、「自然環境」、「都市・生活環境」、「環境行動」の4分野とします。

表 計画の対象範囲

環境分野	主な対象
地球環境	地球温暖化、循環型社会
自然環境	里山、水辺、農地、生態系
都市・生活環境	環境美化、公害、交通騒音、都市景観、緑化
環境行動	情報発信・共有、環境学習、環境保全活動

3. 環境配慮指針（環境施策）

本計画の施策体系は、環境分野ごとの基本方針に基づき、次のような環境配慮指針（環境施策）により構成されます。なお、表示しているSDGsマークは、環境配慮指針（環境施策）などの項目に関わる代表的なものです。

市民、事業者、市、みんなで取り組む環境配慮指針（環境施策）

地球環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		7 気候変動に 適応する	8 働きがいも 経済成長も	9 産業と 技術革新の 変革に つなげる	11 住み続け るまちづくり	12 つくる もの、つくる 方法を 変える	13 気候変動に 対応する	15 陸の豊か さを保つ
地球温暖化対策	省エネルギー化の推進							
	再生可能エネルギーの適切な導入促進							
	公共交通等の利用促進							
循環型社会の形成	ごみの減量促進							
	再生資源のリサイクル促進							

自然環境に関する 環境配慮指針（環境施策）		2 気候 変動に 適応する	6 清潔な 水と 衛生	13 気候変動に 対応する	15 陸の豊か さを保つ
里山・水辺の保全	里山等保全活動の促進・支援				
	河川美化の促進				
	親水空間の整備				
	里山・水辺の保全活動を行う人材の育成				
農地の保全	環境保全型農業の促進				
	農業の保護・活性化				
生物多様性の保全	「生物多様性ふるさと川西戦略」との一体的な取り組み				
	生物多様性に悪影響を与える生物への対策				
	地域の生物多様性の保全				

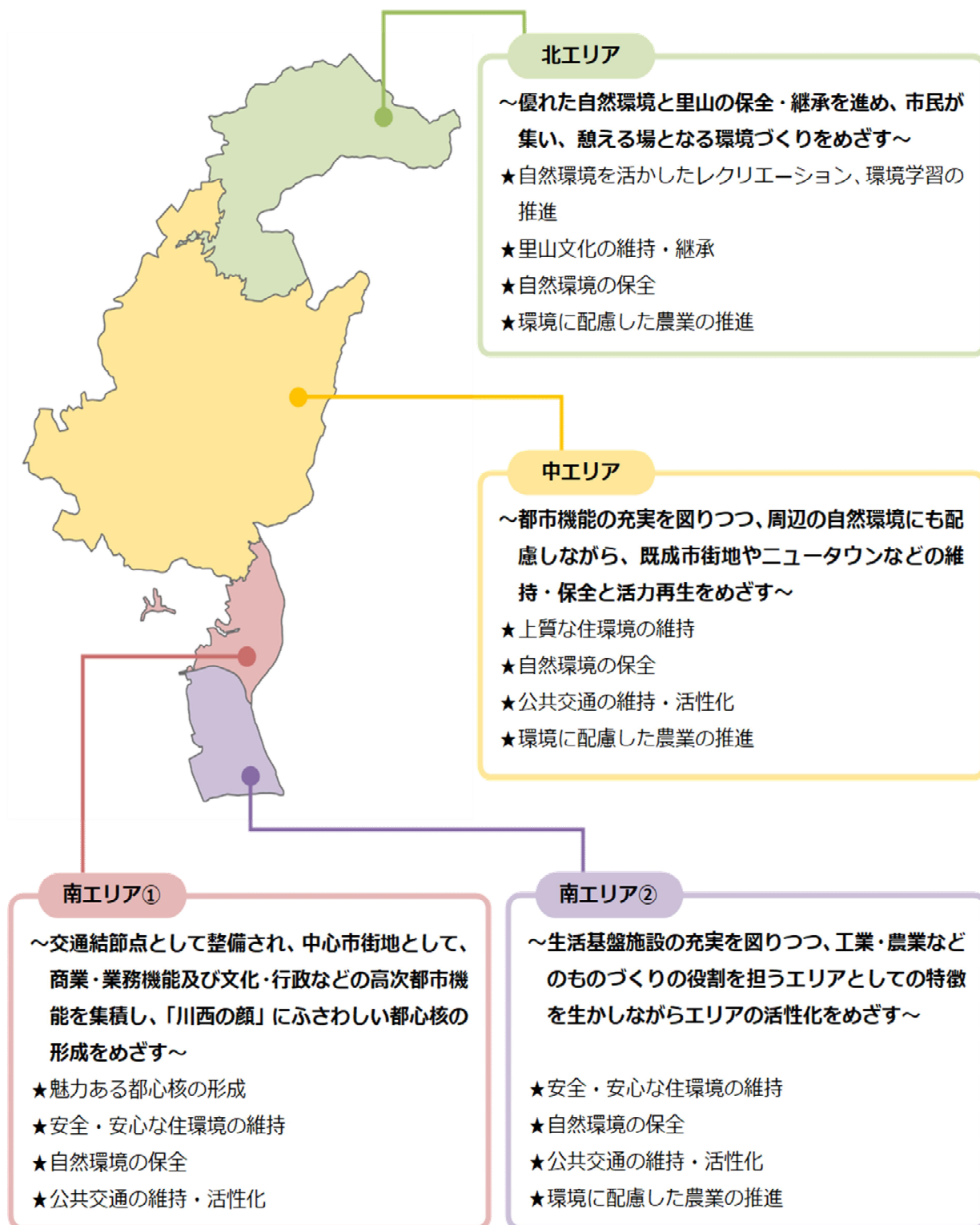
第2章 川西市の環境行政施策

都市・生活環境に関する 環境配慮指針(環境施策)		2 気候も 自然に	3 すべての人に 健康と福祉を	6 安全な水とトイレ を世界中に	7 気候変動に 適応する	8 働きがいも 経済成長も	11 住み続けられる まちづくりを	12 つくる資源 の持続	13 気候変動に 対応する
環境美化の推進	路上喫煙、ごみのポイ捨て、不法投棄等の防止								
住環境の安全・安心の向 上	公害等による悪影響の防止								
	住環境の快適・マナーの向上								
	道路の安全性向上								
	違法駐車・放置自転車への対策強化								
良好な都市景観の形成	地域の特性を活かした景観の形成								
	まちなかの緑化促進								

環境行動に関する 環境配慮指針(環境施策)		4 質の高い教育を みんなに	6 安全な水とトイレ を世界中に	13 気候変動に 対応する	15 陸の豊かさも 守ろう	17 パートnership を創出しよう
環境情報の発信と共有	環境情報の発信・共有の強化					
環境学習等の促進	環境学習、環境教育の拡充					
	環境学習に係る基盤の整備					
	環境保全活動への参加促進					
	環境保全活動の支援					

4. エリア別の取組み

分野別の環境目標を受け、各エリアの特性や課題に応じて重点的に取り組む「エリア別環境配慮指針」を設定します。第3次川西市環境基本計画では、山や川などの地形の特性、土地利用の状況や市街地の発展経緯などを踏まえ、市域を4つのエリアに区分しています。



第2章 川西市の環境行政施策

5. 進行管理指標

進行管理指標に基づく、令和7年度の進捗状況は以下の通りです。

【表 2-3 進行管理表】

実施 区分	実施 主体 項目	進行管理指標	評価したい項目	行動 方針	実績				R7年度の取組状況 (成果及び取組点)	R8年度の方針性	担当課 (回答課)
					R4年度 (2022年度)	R5年度	R6年度	R7年度			
地域環境 政策	1	川西市域における温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量削減への取組み	減らす	492千t-CO ₂	488千t-CO ₂	530千t-CO ₂	470千t-CO ₂	令和7年度(令和6年度の実績)は近年で最も低い温室効果ガス排出量となった。コロナ禍も収束し、経済活動が従前に戻ってきた中、家庭部門の排出量(対前年37千t-CO ₂ 減)が抑制されており、各家庭での取り組みが結果に現れている。 ※温室効果ガス排出量は、毎年2年前の数字が出るため、令和7年度に記載している数字は、令和6年度の実績となっている。	削減に向けては、市民が環境への関心を持ち、一人ひとりが脱炭素へ向けた担い手となることが重要である。市は、引き続きそのプラットフォームの形成に積極的に関わっていく。	環境政策課
		参考 川西市環境率先行動計画における温室効果ガス排出量	温室効果ガス排出量削減への取組み	参考値	11,701t-CO ₂	12,550t-CO ₂	13,351t-CO ₂	15,120t-CO ₂	—	—	
	2	再生エネルギー市内導入量	再生可能エネルギーへの転換	増やす	26,530MW	31,303MW	37,372MW	38,726MW	基準年度に比べ、再生エネルギーの市内導入量は増加している。	令和7年度に引き続き兵庫県が重点加算事業に採択されたことにより、個人向けの太陽光発電設備への導入補助金を実施。引き続き補助金の周知等を行っている。	環境政策課
	3	自家用車より公共交通機関を利用することが多い市民の割合	公共交通の利用促進に向けた取組み	増やす	45.1%	48.5%	46.9%	60.4%	MM、利用促進活動及び高齢者運転免許自主返納キャンペーンなどの取組効果もあり、割合を改善することができた。	継続的にMM、利用促進活動及び高齢者運転免許自主返納キャンペーンなどに取組むとともに、これまで関わりがなかった20代〜60代に対して、効果的な取組を検討していく。	交通政策課
	4	低炭素住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	21件	16件	11件	4件	認定基準や補助金の対象、税優遇のメリット等と比較された結果、長期優良住宅に件数が減り、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	低炭素建築物の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や建築費助金の優遇措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	建築指導課
	5	長期優良住宅認定数	省エネルギーに関する取組み	増やす	245件	219件	329件	370件	認定基準や補助金の対象、税優遇のメリット等と比較された結果、長期優良住宅に件数が減り、その結果増加したと考えられる。長期優良住宅と低炭素住宅のどちらも省エネルギーに関する取組みであり、成果として合計件数でみると、増加した結果となった。	長期優良住宅の認定制度については、R7年度以降も、さらなる普及を目指し、所得税の住宅ローン減税や補助金の対象、建築費助金の優遇措置などのメリットを含めてPRをするなど、取組みに工夫を加えつつ、制度の活用を促していく。	建築指導課
		参考:4低炭素住宅認定数と、5長期優良住宅認定数の合計	省エネルギーに関する取組み	参考値	266件	235件	340件	374件	—	—	
	6	市民一人一日あたりのごみの排出量(焼ごみ排出量÷365日÷年度末人口)	市民のごみ減量化に向けた取組み	減らす	822g	800g	787g	774g	市民一人一日あたりの排出量は前年度実績より13g減少している。 減少要因として、これまで増加傾向にあったペットボトルを含めて資源物ごみの全てのごみ量が減少していることがあげられる。 一方で、事業系ごみは横ばい傾向にあるため、事業系ごみに対する減量等や適正排出の強化が必要と考える。	さらなるごみの減量のため情報発信等の啓発を推進するとともに、事業系ごみの減量や適正排出を強化するため、事業系ごみの適正処理・リサイクル作戦などに取り組む。	美化推進課
	7	ごみのリサイクル率	再資源率への取組み	増やす	26%	25.7%	25.2%	24.70%	再生利用する資源物やカン、ビン等の排出量が減少しているため、前年度実績より0.5ポイント減少した。	ごみ行政特設やSNS発信で分別方法等の情報発信を行い、資源物の持ち寄り対策や燃やごみに含まれる紙やプラスチック類等包装物の分別を推進する。	美化推進課
	8	市内の公共施設における紙の使用量(外注分除く)	環境率先行動計画の推進	減らす	35,112,711枚	31,919,379枚	31,586,977枚	32,449,502枚	基準年度(令和4年度)と比較すると使用量は使用量は減少している。減少した理由として、電子化や社内通信設備の充実により、打合せ等の資料に紙を使用しなくなったことなどで、紙の使用量の減少につながったと考えられる。令和6年度と比較して令和7年度の紙の使用量が減少した理由として、川府総合健康センターで外来・入院の患者数が減少したため、患者に渡す書類が増え、紙の購入枚数も増えたことおよび学校での紙の使用量が増加したこと、主な要因の一つと考えられる。	第6次環境率先行動計画では、量の削減から質への転換を行い、グリーンの導入を進めていくこととしているが、紙の使用量についても動向を継続的に注視していく。	環境政策課
自然環境	9	森林ボランティア登録数	里山保全活動に関する市民参加	増やす	212人 (8団体)	153人 (6団体)	148人 (4団体)	165人 (4団体)	令和6年度に引き続き、「川西市森林整備等助成交付金」により森林ボランティア団体に限らない支援制度を実施した。申請された団体は4団体で、令和6年度と同数であった。令和6年度のPRを踏まえるとともに、里山保全活動への支援を継続する。 ※令和5年度までは川西市森林ボランティア団体支援事業補助金。令和6年度からは川西市森林整備等助成交付金へと移行	森林整備の保全のため、制度を有効に活用して貰えるようPRするとともに、里山保全活動の支援を継続する。	環境政策課
		河川の自然環境保護活動参加者数(令和6年度より下記の指標へ移行)	河川環境の保全に関する市民参加	増やす	531人	586人	—	—	—	—	
	10	市内の5つの河川の除草及びごみの収集実施面積	市内の河川区域の環境保全	現状維持	38,000㎡	36,700㎡	41,900㎡	46,200㎡	除草面積は変わっていないが、除草面積の算出方法を精査した結果、面積が増加している。	兵庫県が管理する河川において、「河川環境の美化」と「生活環境の保全」を図るため、県市費用負担のもと、河川区域の除草及びごみの収集等を実施する。	下水道課
	11	市民農園区画数	市民による農業参画	増やす	581区画	623区画	569区画	559区画	新規開設はなかったため、区画数は横ばいとなった。	引き続き民間による市民農園の新規開設を支援し、空き区画については追加募集を行い、市民による農業参画を推進する。	産業振興課
		新規の農業従事者数	新たな担い手の創出	増やす	6人	4人 (基準年度からの累計:10人)	5人 (基準年度からの累計:15人)	8人 (基準年度からの累計:23人)	市独自の農地バンク制度を活用して、新規就農者に農地をあっせんすることができたため、新規就農者が増加した。 農地バンク登録農地が減少したことから、登録農地を増やすことが課題である。	農地バンクの登録数及び借入している現状を踏まえ、農業委員会や生産者組合・農会等の場を通じて周知し、新規就農者にあっせんできる農地を増やす。	農業委員会
		直売所のばりを開いている店舗数	地産地消の推進	増やす	17店	17店	17店	21店	市内直売農産物を販売する小売店に周知を行い、直売所のばりを開いている店舗が増加した。	引き続き直売所のばりの周知について周知を行い、地産地消の推進に努める。	産業振興課
	12	4年間に捕獲した有害鳥獣及び外来生物の数(シカ、アライグマ、ヌートリア、イノシシ)	生態系、生物多様性に向けた取組み	増やす	186匹 (有害34匹、外来92匹)	213匹 (有害122匹、外来91匹)	286匹 (有害100匹、外来186匹)	210匹 (有害127匹、外来83匹)	特定外来生物の捕獲数が大幅に減少する一方、有害鳥獣の捕獲数が増加した。 捕獲活動従事者の担い手確保が課題である。	担い手の確保のため、必要免許取得時の講習会受講費用の補助を行う。	産業振興課
	13	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組み	減らす	12,980kg	9,950kg	11,110kg	13,560kg	不法投棄防止重点地区(旧地区)を「中野川」に拡大し、不法投棄物の発生を重点的に抑制したが、不法投棄物の発生は増加した。 マナーやモラルに起因するところが大きいことから、マナーやモラルを徹底するなど対策は実施しているものの、不法投棄を未然に防ぐ効果的な対策を検討することが課題である。	パトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として専用用の電柱や市民センター等に啓発看板を設置し、不法投棄を抑制するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
	14	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民参加	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	32,982人	参加団体数は増加したが、前年度より参加者が688人減少した。	各地域・団体の美化活動を支援するとともに、市ホームページ、広報誌、SNSで市民への参加を促進する。	美化推進課
都市・生活環境	15	市道不法投棄物処理量	不法投棄物防止に関する取り組み	減らす	12,980kg	9,950kg	11,110kg	13,560kg	不法投棄防止重点地区(旧地区)を「中野川」に拡大し、不法投棄物の発生を重点的に抑制したが、不法投棄物の発生は増加した。 マナーやモラルに起因するところが大きいことから、マナーやモラルを徹底するなど対策は実施しているものの、不法投棄を未然に防ぐ効果的な対策を検討することが課題である。	パトロール業務の中で不法投棄の監視、回収を行うパトロール体制を強化していく必要がある。また、防止対策として専用用の電柱や市民センター等に啓発看板を設置し、不法投棄を抑制するための啓発をさらに進めていく。	道路管理課
	16	クリーンアップ大作戦参加者数	環境美化に関する市民参加	増やす	28,597人	34,287人	33,599人	32,982人	参加団体数は増加したが、前年度より参加者が688人減少した。	各地域・団体の美化活動を支援するとともに、市ホームページ、広報誌、SNSで市民への参加を促進する。	美化推進課

第2章 川西市の環境行政施策

[illegible]

6. 川西市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）

「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条で、地方自治体は「地方公共団体実行計画」を策定し、温室効果ガスの排出量削減をどのように進めるかを定めるとしています。これが地方公共団体における地球温暖化対策実行計画であり、区域施策編と事務事業編の 2 つに大別されます。

区域施策編は、自治体の自然的・社会的条件等に応じて、温室効果ガスの排出量削減や再生可能エネルギーの導入を推進するための指針となる計画であり、市民の取組み、事業者の取組み、市が市民・事業者に対して行う取組みが主な対象です。

事務事業編は、自治体の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減や吸収作用（森林など）の保全・強化を推進するための指針となる計画であり、市の内部での取組みが主な対象となります。本市では、「第 5 次川西市環境率先行動計画」が事務事業編にあたります。

本市の地球温暖化対策実行計画（区域施策編）は、環境省の「地方公共団体実行計画（区域施策編）策定・実施マニュアル」を基に作成しており、温室効果ガス排出量等も同様に「自治体排出量カルテ」等、環境省の各種ツールを使用して推計しています。

また、本市独自の取組みとして、市の取組み状況を公表することを明記しています。

市独自の取組み

市民・企業・市等の市内における温室効果ガス削減の取組みを見える化し、毎年公表していきます。過去からの積み上げと単年度の結果を見える化します。

見える化にあたり、川西市内で環境に関する取組みを行う事業者を、「川西市ゼロカーボンシティパートナー企業」として登録し、市と企業がともに取組みを進めていきます。

詳細については、右の QR コードからご確認下さい。



第5節 川西市環境率先行動計画の実践

本市では、市が一事業者・一消費者としての立場から、環境負荷の低減に率先した取り組みを行うとともに、地球温暖化防止の対策として温室効果ガスの削減に向けた「川西市環境率先行動計画」を策定しています。この計画は、『地球温暖化対策の推進に関する法律』第20条の3に定める実行計画を包括したものとして、市のすべての事務・事業及び施設を対象としています。当初は、平成12年度から16年度までの第1次環境率先行動計画を策定していましたが、第2次計画、第3次計画、第4次計画、第5次計画を経て、令和7年度は、令和7年度に策定した第6次川西市環境率先行動計画の達成に向け取り組んでいます。

1. 第6次川西市環境率先行動計画

令和7年度を初年度とする第6次川西市環境率先行動計画の概要は次のとおりです。

(1) 計画期間

第6次計画は、2025年度(令和7年度)から2030年度(令和12年度)までを計画期間とします。

(2) 計画の目標

2030年度(令和12年度)までに温室効果ガスの排出量を2013年度(平成25年度)比で50%以上削減する。

【表 2-4 具体的数値目標】

	【実績値】 2013 年度 (平成 25 年度)	【実績値】 2024 年度 (令和6年度)	【本計画目標値】 2030 年度 (令和 12 年度)	【長期目標値】 2050 年度 (令和 32 年度)
削減率 (対 2013 年度)	—	18.2%	50%	100%
温室効果ガス排出量 (t-CO ₂)	16,323	13,351	8,162	0

(3) 取り組み内容

1. 設備・建築物の取り組み

建物新築や設備導入等の際は、エネルギー効率が高い機器をはじめ、人感照明センサーでエネルギーの使用を抑制するなど省エネルギーを徹底し、温室効果ガス排出抑制に配慮することとします。

①LED 等省エネ設備の導入(重点)

【LED】

白熱電球・放電蛍光灯からLED照明への転換を図り、照明の効率化を進めます。LED化にあたっては、学校、保育所、公民館、コミュニティセンター、市営住宅など、省エネ効果の高い公共施設を優先的に行っていきます。

【空調設備、給湯設備】

高効率の設備への改修を推進します。また、全体的な設備の改修が困難な場合は部分的な設備の更新に努めます。

②創エネ機器の導入

太陽光等の再生可能エネルギーは温室効果ガス削減のみならず、災害発生時の独立型電源システムとしてライフラインの確保にも寄与するため、施設改修時に導入の検討を行います。

※創エネ機器…太陽光発電のように自然の力を利用してエネルギーを創る機器

③建築物の省エネ(重点)

建築物の省エネ性能向上を図るため、公共施設の新築時はZEB化を推進し、BEMSの導入について検討します。

また、既存建築物について、ZEB化ポテンシャル診断の調査結果等を踏まえて施設の改修方法を検討します。

※ZEB…省エネにより使うエネルギーを減らし、太陽光等の創エネによりエネルギーをつくることで快適な室内環境を実現しながら、建築物で消費する年間の1次エネルギーの収支をゼロにすることを目指した建物のことです。

※BEMS…建築物内に設置された電気機器等のエネルギー使用量などを計測し、「見える化」を図り、機器制御によって建築物内のエネルギーの適正化を実現する「エネルギー管理システム」のことです。

④緑化の導入

屋上や壁面の緑化には直接日射による温度上昇の抑制や二酸化炭素吸収等の効果が期待されます。新築時や建物改修時は屋上、壁面、敷地内の緑化に努めます。

⑤設備等の保守・運用改善

施設毎に次の設備等のシステム更新や改修の現状、運転時間、使用状

況等を把握し、削減可能なエネルギーについて検討します。

- ・空調、換気設備
- ・ボイラー、給湯機
- ・照明設備
- ・電気製品、事務用機器

2. 契約・備品の取り組み

環境配慮契約法に基づき、契約や物品購入の際にも環境負荷が少なくなるように配慮することとします。

⑥ 低排出係数の電気事業者との契約

電力購入の際は、排出係数の低い小売電気事業者を選択肢の1つとします。

⑦ 次世代自動車の導入促進

ガソリン車の代わりに電気自動車を導入するとCO₂排出量を約半分に削減できます。(電気自動車の性能や使い方、電気のCO₂排出係数によって異なる。)

車両更新時に合わせて計画的に次世代自動車の導入を目指します。

※次世代自動車…ハイブリット車(HV。原動力はガソリンと電気)、プラグインハイブリット車(PHEV。HVより電気に重点が置かれている)、電気自動車(EV。原動力は電気のみ)、燃料電池自動車(FCV。原動力は水素と酸素の化学反応)など、二酸化炭素の排出を抑えた設計の自動車。

⑧ グリーン購入の推進(重点)

前計画でのコピー機印刷枚数の目標値は、2019年度比で30%以上の削減としていました。市役所内のコピー機での印刷枚数は、目標値の2019年度比30%減少を達成し、また紙の使用量(紙の購入枚数)も2019年度比で30%以上削減しました。

第6次川西市環境率先行動計画においては、本市の行政事務事業活動から生じる環境負荷の低減を図り、持続可能な社会の形成に資することを目的としたグリーン購入を進めます。市が環境物品等を優先的に調達することにより、これらの市場の形成や開発の促進、また、地域経済における需要の転換を促すことで、持続可能な循環型社会の形成を図ります。

また、毎年グリーン購入実績を集計し、環境に優しい商品をどのくらい購入しているか確認していきます。

補足:第6次環境率先行動計画の策定に併せて、川西市グリーン購入ガイドラインを更新し、グリーン購入対象商品の項目の整理や、報告対象項目の整理を行うとともに、現状に応じた環境ラベルを追加。

3. 日々の取り組み

職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

⑨職員研修の実施(重点)

計画の推進にあたり、全職員が環境保全に関する意識の向上を図り、取り組みを実施していく必要があるため、統括推進委員をはじめ、職員に対する研修を実施します。

⑩エネルギー使用量削減(重点)

次の事項によりエネルギー使用量の削減に努めます。

- ・不使用室の不要照明のこまめな消灯を行います。
- ・昼休み時は、可能な範囲で消灯・調光を行います。
- ・庁舎内や会議室の空調にあたっては、室温を、冷房は28℃、暖房は20℃を目安に設定します。
- ・クールビズ・ウォームビズを実施します。
- ・空調使用時は送風機も併用します。
- ・ブラインドやカーテンを活用して空調負荷を低減します。
- ・パソコンディスプレイの明るさを業務に支障がない範囲で下げます。
- ・長時間離席する場合はパソコンの電源を切ります。
- ・ノー残業デーを遵守し、電気の一斉消灯に努めます。
- ・エレベーターの利用は出来るだけ避け、階段を利用します。
- ・停車中のアイドリング・ストップや、急停車・急発進をしない等エコドライブを遂行しエネルギーロス削減します。

⑪資源等使用量削減

ア. 次の事項により用紙類の使用量の削減に努めます。

- ・電子決裁を行います。
- ・両面印刷、両面コピー、裏面コピー及び封筒の再利用などの徹底に努めます。
- ・ICTの推進により、会議用資料そのものを削減します。
- ・パンフレットなどの印刷物を作成する際は、最低限の部数の印刷に努めます。

イ. 次の事項により、水の使用量の削減に努めます。

- ・水の出しっぱなしをやめ、確実に止水します。
- ・トイレで無駄な水を流しません。
- ・可能な場合は蛇口に節水コマを取り付けます。

ウ. その他省資源の推進、環境配慮型行動の徹底

- ・物品の管理を徹底し、無駄な購入をなくすよう努めます。
- ・OA機器のトナーカートリッジで不要となったものについては、製造業者回収してもらうなどリサイクルに努めます。
- ・物品の長期使用を図り、使い捨ての製品の購入・使用を抑制し、廃棄物

量削減に努めます。

- ・特定フロンや代替フロンを使用した設備機器の廃棄については、取引処分計画の提出を求め、的確な処分指導を行います。
- ・水道使用量、可燃ごみ排出量については引き続き使用料の把握を行います。

4. 日々の取り組み

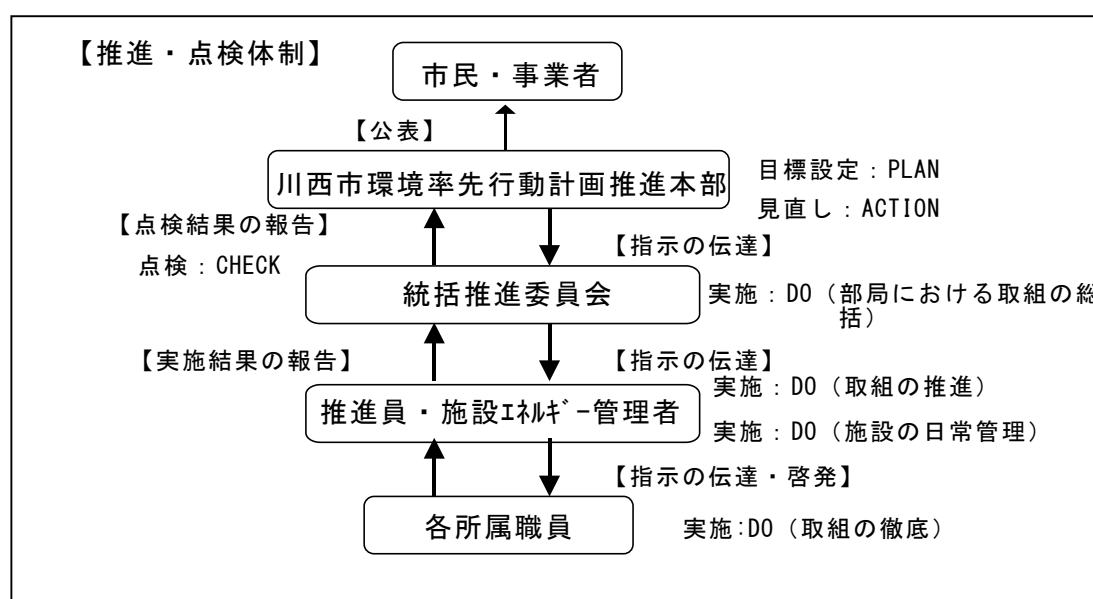
職員研修を通じて市職員は次のことを心がけ、エネルギーや資源使用量の削減に努めます。

⑫ 計画の進行管理の徹底

計画の進行管理については、「7-4 計画の進行管理」に基づき管理を行います。

(4) 計画の推進・点検体制

計画の推進・点検体制は『川西市環境率先行動計画推進本部設置要綱』に基づき実施します。同要綱により、課等に配置する推進員は各職場における環境負荷の項目にかかる計画の推進にあたり、同時に、計画の進行管理に必要な項目について年間の実績値を把握します。把握された実績値については、推進員が属する部局等の統括推進委員へ報告し、その内容等については統括推進委員会にて点検を行います。また、施設ごとに選任する施設エネルギー管理者において、設備の日常的管理を行い、エネルギー及び温室効果ガス排出量の削減に努めます。そして、実効性を高めるため計画の推進体制には、計画(PLAN)、実施(DO)、点検(CHECK)、見直し(ACTION)のPDCAサイクルを基本とする環境マネジメントシステムの考えを取り入れます。



【図 2-2 推進・点検体制】

第2章 川西市の環境行政施策

2. 令和7年度の実績報告

第6次川西市環境率先行動計画の令和7年度の実績は次のとおりです。
(実績値は、令和8年6月末時点で整理した数字です。)

【表 2-5 実績値】

	【基準年度】 平成25年度 (2013年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)	【目標達成年度】 令和12年度 (2030年度)
温室効果ガス総排出量 (t-CO2)	16,323	13,351	15,120	8,162
対基準年度比(%)	-	120.3%	92.6%	50.0%

【表 2-6 エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】
(単位 t-CO2)

	【基準年度】 令和25年度 (2013年度)	令和6年度 (2024年度)	令和7年度 (2025年度)
電 気	11,922	9,493	10,553
都市ガス	3,082	2,954	3,597
その他燃料	1,319	904	970
計	16,323	13,351	15,120
対基準年度比	-	20.3%	36.3%

第2章 川西市の環境行政施策

3. 参考:令和6年度の実績報告(第5次環境率先行動計画の実績)

第5次川西市環境率先行動計画の令和2年度以降の実績推移は次のとおりです。
(実績値は、令和7年6月末時点で整理した数字です。)

【表 2-5 実績値】

	【基準年度】 2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
温室効果ガス総排出量 (t-CO2)	11,096	10,931	12,657	11,701	12,550	13,351
対基準年度比(%)	-	98.5%	114.1%	105.5%	113.1%	120.3%

	【基準年度】 2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	【実績値】 2024年度 (令和6年度)	【目標達成年度】 2024年度 (令和6年度)
コピー機での印刷枚数 (枚)	4,401,141	3,691,209	3,387,375	2,734,449	2,132,551	1,993,972	3,080,798
対基準年度比(%)	-	83.9%	77.0%	62.1%	48.5%	45.3%	70.0%

【表 2-6 エネルギー起源別の温室効果ガス排出量内訳】

(単位 t-CO2)

	【基準年度】 2019年度 (令和元年度)	2020年度 (令和2年度)	2021年度 (令和3年度)	2022年度 (令和4年度)	2023年度 (令和5年度)	2024年度 (令和6年度)
電 気	6,863	6,555	8,276	7,053	8,928	9,493
都市ガス	3,225	3,421	3,386	3,669	2,689	2,954
その他燃料	1,008	955	996	978	933	904
計	11,096	10,931	12,658	11,700	12,550	13,351
対基準年度比	-	-1.5%	14.1%	5.4%	13.1%	20.3%

第3章 環境啓発の取り組み

環境問題の多くは、私たちの通常の社会経済活動に起因し、多岐に渡り、直ちに問題を解決することが困難になってきています。身近な所から環境問題を考えると共に地球規模で環境問題を考えていかなければなりません。そうしたことから、市民・事業者・行政がそれぞれの立場で地球環境保全に向けた取り組みを行う必要があります。

市は市民・事業者・行政のプラットフォームの形成に積極的に関わっていくとともに、環境保全活動について、啓発を行ってまいります。

第1節 シンポジウム、環境フェスタ

1. 生物多様性ふるさと川西戦略／環境基本計画シンポジウム（～令和4年度）

本市では令和4年度までシンポジウムを開催し、市内における活動団体によるパネルディスカッションにより情報交換や情報発信を行っていました。令和2年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止し、令和3年度は、シンポジウムの代わりに川西市で活動する自然活動団体を紹介する冊子作成やパネル展示会を開催し、情報発信に努めました。

※令和2年度、令和3年度は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため開催を中止しました。

【表3-1 シンポジウム開催状況】

年 度	開 催 日	参加団体数	参加人数	コーディネーター	テーマ
平成29年度	平成30年2月12日	17団体	255人	服部保氏 牛尾功氏 武田義明氏	思うぞんぶん語り合おう！！ 知ってもらおう我らの活動 感じてもらう川西の自然のすばらしさ
平成30年度	平成30年11月23日	22団体	160人	服部保氏 上田萌子氏	つながろう！地域を越えて とどけよう！未来へ ひろがれ！自然活動の輪
令和元年度	令和2年2月9日	18団体	190人	上田萌子氏	みんなで学ぼう！川西の自然 伝えよう！自然を守る私たちの活動
令和4年度	令和5年1月29日	14団体	90人	服部保氏	ミライの川西のため イマ出来ること SDGsを通して見える世界



【図3-1】令和4年度シンポジウムの様子

2. 環境フェスタ（令和5年度～）

より多くの方々が市の自然活動や環境保全に参加するきっかけ作りを目的に、令和5年度よりシンポジウムから、「川西市環境フェスタ」に名称を変更し、葉っぱや木でしおりを作る等の体験イベントやオオムラサキ、エドヒガン、セミの抜け殻等の展示を行いました。

令和7年度は、25 団体が出展し、266 人が来場されました。来場者のアンケートでは、95%が「自然や環境への興味が高まった」と回答しており、環境フェスタが自然や環境への興味(きっかけ)に繋がっていると考えられます。

(来場者 266 人中、143 件(回答率 53.8%)からアンケートの回答を得ました。)

【表 3-2 環境フェスタ開催状況】

年 度	開 催 日	参加団体数	参加人数	テーマ
令和5年度	令和5年12月9日	25団体	200人	「川西市環境フェスタ」で自然にあるもので遊び、学ぼう
令和6年度	令和6年10月12日	23団体	262人	市の自然・環境を知るきっかけづくりに
令和7年度	令和7年7月26日	25団体	266人	〃



【図 3-2】令和7年度環境フェスタの様子

第2節 その他の環境啓発

1. 環境月間

日本では平成5(1993)年の環境基本法に基づいて6月5日を「環境の日」とし、環境省の主唱により6月を「環境月間」として、各地でさまざまな取り組みが行われています。川西市では令和7年度において、市役所1階の市民ギャラリー、キセラ川西プラザのフリースペース、国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」で、環境啓発パネルを展示しました。

【表 3-3 令和7年度環境月間展示内容】

施設	内容
川西市役所 市民ギャラリー	環境イラストコンテスト入賞作品展
キセラ川西プラザ フリースペース	「住まいと暮らしで温暖化防止」パネル展
国崎クリーンセンター啓発施設「ゆめほたる」	大阪・関西万博「ばんぱくのごみのゆくえ」展

2. 地球温暖化防止月間

地球温暖化をはじめとする地球環境問題の抜本的な解決のためには、ライフスタイルを環境にやさしいものへと変えていくことが不可欠です。

平成10年10月に「地球温暖化対策の推進に関する法律」が制定され、環境省では毎年12月を「地球温暖化防止月間」として、普及啓発を行っています。本市においても「環境率先行動計画」に基づき、地球温暖化の対策を積極的に推進していきます。

3. 次世代自動車の普及およびエコドライブの啓発

次世代自動車の普及やエコドライブの推進を進められるよう、環境月間の展示会場や、環境フェスタの来場者へリーフレットを配布するなど、啓発をおこなっています。

4. 路上喫煙・ポイ捨て防止啓発事業



【図3-3】マナー啓発ラミネート

市、市民等及び事業者が協働して公共の場所での喫煙による被害の防止及び環境の美化の推進を図るため、「川西市路上喫煙・ポイ捨ての防止に関する要綱」を平成20年10月1日から施行しました。とくに、「阪急・能勢電鉄川西能勢口駅北広場からJR川西池田駅までの間(2階部分)」を路上喫煙・ポイ捨て防止モデル区域に指定しています。

令和5年度は川西能勢口南側に民間企業より喫煙所の寄贈を受け、供用を開始しました。また、路上喫煙や吸い殻・ゴミのポイ捨てを防止するため、喫煙所周辺にマナー啓発看板を設置したことに加え、他の事業者と協力し、路上喫煙・ポイ捨てや防止モデル区域等にマナー啓発ラミネートの掲示等を行っております。

5. 光化学スモッグ警戒啓発

初夏から秋にかけて、日射が強く、気温が高く、風が弱いなどの気象条件が重なった場合には、光化学反応によって生成された汚染物質(オキシダント)が、大気中で拡散されずに滞留します。オキシダント濃度が一定の数値を上回ると「光化学スモッグ」注意報や警報が発令されます。発令されると屋外活動の自粛の呼びかけ等の対応が必要となります。

そのため、兵庫県全体で4月20日から10月19日頃(年によって前後する。令和7年度は4月20日から10月19日まで)を光化学スモッグ特別監視期間と位置づけ、兵庫県から注意報や警報が発令されたときは、本市でも市内の学校などに連絡し、被害の未然防止に努めています。

6. クールチョイス(COOLCHOICE)/デコ活

2015年に、環境省が、事業者や国民が一致団結して省エネ・低炭素型の製品・サービス・行動など、地球温暖化対策に資する「賢い選択(COOLCHOICE)」を促す取り組みを開始しました。

2022年には、COOLCHOICEから新しい国民運動「デコ活」へ移行し、2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするための取り組みを行っています。

※デコ活とは、二酸化炭素(CO2)を減らす(DE)脱炭素(Decarbonization)と、環境に良いエコ(Eco)を含む“デコ”と活動・生活を組み合わせた新しい言葉です。

7. 大気汚染防止推進月間

12月は自動車交通量の増加等により、大気汚染物質の濃度が高くなる傾向にあります。環境省では、この月を大気汚染防止推進月間として、きれいな空を守ることの大切さを呼び掛けています。

第4章 ごみの減量化・リサイクル

ごみの発生を抑えるためには、一人ひとりが「ごみにしない・ごみを出さない」という意識を持ち、使用済みの物もごみにしないように可能な限り「再使用・再利用」することが大切です。それでも廃棄しなければならないごみは、できる限り「分別」し、「リサイクル」できるようにして廃棄することが、ごみの減量化につながります。ごみ問題は、市民一人ひとりの取組の積み重ねが、環境保全活動への大きな原動力となります。本市では、このような市民の取組が効率的に環境保全活動に結び付くように、様々な施策を講じています。

1. 再生資源集団回収に関する制度

(1) 再生資源集団回収奨励金制度

再生資源集団回収奨励金制度は平成4年7月に開始しました。この制度では、ごみの減量、資源の有効利用及びごみ問題に関する意識の高揚並びにコミュニティ活動の振興を図ることを目的に、再生資源集団回収を実施する地域団体に対して3円/kgを交付しています。

【表 4-1 再生資源集団回収奨励金制度の実績】

(単位：t)

年度	新聞	雑誌	段ボール	古布	アルミ缶	牛乳パック	その他	計
令和3年度	2,099	976	917	299	78	2	0	4,371
令和4年度	1,896	936	881	272	83	2	0	4,070
令和5年度	1,688	888	836	254	78	2	0	3,746
令和6年度	1,537	869	815	247	77	2	0	3,546
令和7年度	1,335	807	770	218	77	2	0	3,209

(2) 古紙リサイクル事業

古紙リサイクル事業は平成14年9月に開始しました。この制度は、紙ごみの資源物としての有効利用等を図ることを目的に、古紙類(新聞・雑誌・段ボール)の集団回収を実施する地域団体に対して、回収量5kgにつき廃棄文書等から製造されたトイレットペーパー1個の割合で交付しています。

※本事業は、令和7年5月に登録団体が0件になったため廃止

【表 4-2 古紙リサイクル事業にかかる集団回収の実績】

(単位:t)

年度	新聞	雑誌	段ボール	計
令和3年	2	0.7	0.6	3.3
令和4年	9.6	2.6	0.8	13
令和5年	1.5	0.5	0.8	2.8
令和6年	1.3	0.5	0.5	2.3
令和7年 (5月廃止)	0.2	0.3	0.1	0.6

第4章 ごみの減量化・リサイクル

2. 剪定枝粉碎機貸出事業

剪定枝粉碎機貸出事業は平成20年7月に開始しました。この制度は、剪定枝粉碎機を市民などに貸し出すことにより、家庭から発生する剪定枝の有効利用を促進し、ごみの減量化と資源化を図ります。貸出期間は原則として4日以内です。

【表 4-3 剪定枝粉碎機貸出事業の実績】

年 度	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	令和 7 年
粉碎量(t)	3.9	3.3	4.6	2.6	3.1
件数(件)	73	66	92	70	75

3. まちづくり出前講座

「子ども向けごみ学習会」「ごみ減量出前講座（おとな向け）」

ごみの減量方法や、ごみの分け方・出し方、リサイクルなどについて、参加型の出前講座を実施しています。

【表 4-4 「ごみ減量出前講座（おとな向け）」、「子ども向けごみ学習会」実施状況】

・ ごみ減量出前講座実施状況 (単位：回、人)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	0	4	4	3	4
参加者数	0	61	58	39	107

・ 子ども向けごみ学習会実施状況 (単位：回、人)

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
開催回数	2	6	6	6	4
参加者数	182	448	485	341	261
おとな	27	60	25	47	71
子ども	155	388	460	294	190

第4章 ごみの減量化・リサイクル

4. 啓発展

本庁舎市民ギャラリーでごみ減量の啓発パネル展を実施しています。

5. 川西市の一般廃棄物

本市の一般廃棄物の収集状況は表4-5のとおりです。

【表 4-5 年度別ごみ収集状況一覧表】

年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度
各年度 3 月末人口（人）①	155,517 人	154,565 人	153,510 人	152,285 人	151,821 人
燃やすごみ（直営）	10,989.6t	7,947.8t	7,633.9t	7,399.0t	7,363.2t
燃やすごみ（委託）	12,612.2t	14,798.0t	14,276.2t	13,819.9t	13,662.0t
燃やさないごみ	728.9t	593.0t	594.4t	573.3t	534.2t
大型ごみ	923.4t	773.1t	741.4t	691.1t	642.6t
プラスチック製容器包装	1,500.5t	1,317.0t	1,270.1t	1,259.2t	1,225.9t
缶類	236.5t	211.6t	202.7t	182.5t	162.3t
ペットボトル	273.4t	397.0t	403.1t	418.6t	398.8t
ビン類	907.8t	820.9t	793.7t	756.6t	706.0t
紙・布	2,094.3t	2,152.5t	2,016.9t	1,975.6t	1,840.5t
有害ごみ（蛍光灯）	9.2t	8.9t	8.2t	7.4t	6.9t
有害ごみ（乾電池）	22.7t	25.2t	23.1t	23.4t	23.3t
直接搬入（資源物）	1,208.7t	1,197.7t	1,169.2t	1,272.8t	1,132.5t
直接搬入（燃やすごみ）	12134.8t	12,062.2t	12,075.9t	11,924.3t	11,974.1t
合 計 ②	43650.9t	42,304.9t	41,208.8t	40,303.7t	39,672.2t
1 人/日の排出量 ③ （②/①/365 日）	769.0 g	749.9 g	733.5g	723.7g	715.9g
再生資源集団回収量 ④	4,374.9t	4,082.7t	3,747.7t	3,548.2t	3,209.9t
1 人/日の排出量 ⑤ （④/①/365 日）	77.1 g	72.4 g	66.7g	63.7g	57.9g
総排出量 ⑥ （②+④）	48,025.8t	46,387.7t	44,956.5t	43,852.0g	42,882.1t
1 人/日の排出量 ⑦ （⑥/①/365 日）	846.1 g	822.2 g	800.2g	787.4g	773.8g
リサイクル量 ⑧	12,749.4t	12,072.4t	11,531.8t	11,053.5t	10,593.8t
リサイクル率 ⑨ （⑧/⑥）	26.5%	26.0%	25.7%	25.2%	24.7%

※各ごみ処理量は、小数第2位以下を表記省略かつ四捨五入しており、合計値は必ずしも一致しません。

※うるう年は、366日/年として計算しています。

第5章 大気汚染

大気汚染とは、いろいろな物質によって大気が汚染され、人の健康や生活環境に悪影響をもたらす状態をいいます。この大気汚染の原因には、砂じんや火山活動などの自然現象によるものも含まれますが、今日ではそのほとんどが、事業活動や自動車の排出ガスなど、人為的に発生したものです。

汚染物質としては、工場・事業場などの固定発生源からばい煙、粉じん等として排出される硫黄酸化物(SO_x)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、ダイオキシン類やトリクロロエチレン、テトラクロロエチレンの有機塩素系化合物、自動車等の移動発生源からの排出ガスに含まれる一酸化炭素(CO)、炭化水素(HC)、窒素酸化物、ベンゼン等があり、また窒素酸化物と炭化水素等の物質が太陽光線中の紫外線により、光化学反応を起こし二次的に生成される光化学オキシダント(OX)等もあります。

近年大都市地域において窒素酸化物や浮遊粒子状物質による大気汚染の原因は、自動車排出ガスの割合が大きなものとなっています。自動車排ガスの対策には、自動車NO_x・PM法による規制や、関係機関が協力して、道路構造対策、都市交通体系の再編成、ロードプライシングによる交通量の抑制、道路沿線の土地利用を適正化するなどの総合対策が進められています。

また、廃棄物の焼却等に伴い発生する有害物質(ダイオキシン類)の排出、飛散が大きな問題となり、大気汚染防止法の改正やダイオキシン類対策措置法が施行され、排出抑制対策が進められています。

さらに、人間活動の拡大に伴い、大気汚染が地球規模の問題としてクローズアップされ、二酸化炭素などが増えて起こる「地球温暖化」、さらにはフロンガスによって成層圏のオゾン層が薄くなり有害な紫外線が地表に多く届く「オゾン層の破壊」、汚れた大気が雨の中に溶け込み酸性の雨が降ってくる「酸性雨」などがあげられています。

近年法令による工場・事業場や移動発生源などから排出されるガスの濃度や総量の規制等の対策の効果により汚染状況の改善がされてきていますが、中国大陸から光化学オキシダントや微小粒子状物質(PM_{2.5})などの汚染物質の移流等、国際的な取り組みが必要な事象も発生しています。

第1節 大気の汚染に係る環境基準等

1. 環境基準

環境基準は、環境基本法(平成5年11月法律第91号)第16条に規定され、行政上の目標基準になるという性格を有し、政府が定めるものとされています。

現在、大気の汚染に係るものとして、二酸化硫黄、一酸化炭素、浮遊粒子状物質、二酸化窒素、光化学オキシダント、微小粒子状物質、有害大気汚染物質に係るものとして、ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン及びダイオキシン類に環境基準が設定されています。

※ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています。

【表 5-1 大気の汚染に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
二酸化硫黄 (SO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。
一酸化炭素 (CO)	1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。
浮遊粒子状物質 (SPM)	1 時間値の 1 日平均値が 0.10 mg/m ³ 以下であり、かつ、1 時間値が 0.20 mg/m ³ 以下であること。
二酸化窒素 (NO ₂)	1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内又はそれ以下であること。
光化学オキシダント (OX)	1 時間値が 0.06ppm 以下であること。
微小粒子状物質 (PM2.5)	1 年平均値が 15 μg/m ³ 以下であり、かつ、1 日平均値が 35 μg/m ³ 以下であること。

【備考】

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 浮遊粒子状物質とは大気中に浮遊する粒子状物質であってその粒径が 10 μm 以下のものをいう。
- 3 二酸化窒素について、1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm から 0.06ppm までのゾーン内にある地域にあたっては、原則としてこのゾーン内において現状程度の水準を維持し、又はこれを大きく上回ることはならないよう努めるものとする。
- 4 光化学オキシダントとは、オゾン、パーオキシアセチルナイトレートその他の光化学反応により生成される酸化性物質(中性ヨウ化カリウム溶液からヨウ素を遊離するものに限り、二酸化窒素を除く。)をいう。
- 5 微小粒子状物質とは、大気中に浮遊する粒子状物質であって、粒径が 2.5 μm の粒子を 50% の割合で分離できる分粒装置を用いて、より粒径の大きい粒子を除去した後に採取される粒子をいう。

【表 5-2 有害大気汚染物質（ベンゼン等）に係る環境基準】

物 質	環 境 上 の 条 件
ベンゼン	1 年平均値が 0.003 mg/m ³ 以下であること。
トリクロロエチレン	1 年平均値が 0.13 mg/m ³ 以下であること。
テトラクロロエチレン	1 年平均値が 0.2 mg/m ³ 以下であること。
ジクロロメタン	1 年平均値が 0.15 mg/m ³ 以下であること。

【備考】

- 1 環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域または場所については、適用しない。
- 2 ベンゼン等による大気の汚染に係る環境基準は、継続的に摂取される場合には人の健康を損なうおそれがある物質に係るものであることにかんがみ、将来にわたって人の健康に係る被害が未然に防止されるようにすることを旨として、その維持又は早期達成に努めるものとする。

2. 環境基準による大気汚染の評価

1) 二酸化硫黄 (SO₂)、一酸化炭素 (CO)、浮遊粒子状物質 (SPM)

- ①短期的評価:連続して、または随時に行った測定結果により、測定を行った日又は時間について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。
- ②長期的評価:年間における1日平均値のうち高い方から2%の範囲内にあるものを除外(2%除外値)して評価を行う。ただし、1日平均値について環境基準を超える日が2日以上連続した場合には、このような取扱はしない。

2) 二酸化窒素 (NO₂)

年間における二酸化窒素の1日平均値のうち、低い方から98%に相当するもの(1日平均値の年間98%値)で評価を行う。ただし、1時間値の欠測が4時間を超える測定日の1日平均値は用いないものとし、年間における測定時間が、6,000時間に満たない測定局については評価の対象としない。

3) 光化学オキシダント (OX)

1時間値について評価を行う。なお、1日の平均値の評価にあたっては、1時間値の欠測が4時間を超える場合には、対象としない。

4) ベンゼン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ダイオキシン類及びジクロロメタン

1年平均値について評価を行う。

5) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

- ①短期的評価:測定結果の1日平均値のうち年間98%値を代表値として選択して、これを短期基準(日平均値)と比較し、評価する。
- ②長期的評価:測定結果の年平均値を長期基準(年平均値)と比較し、評価する。

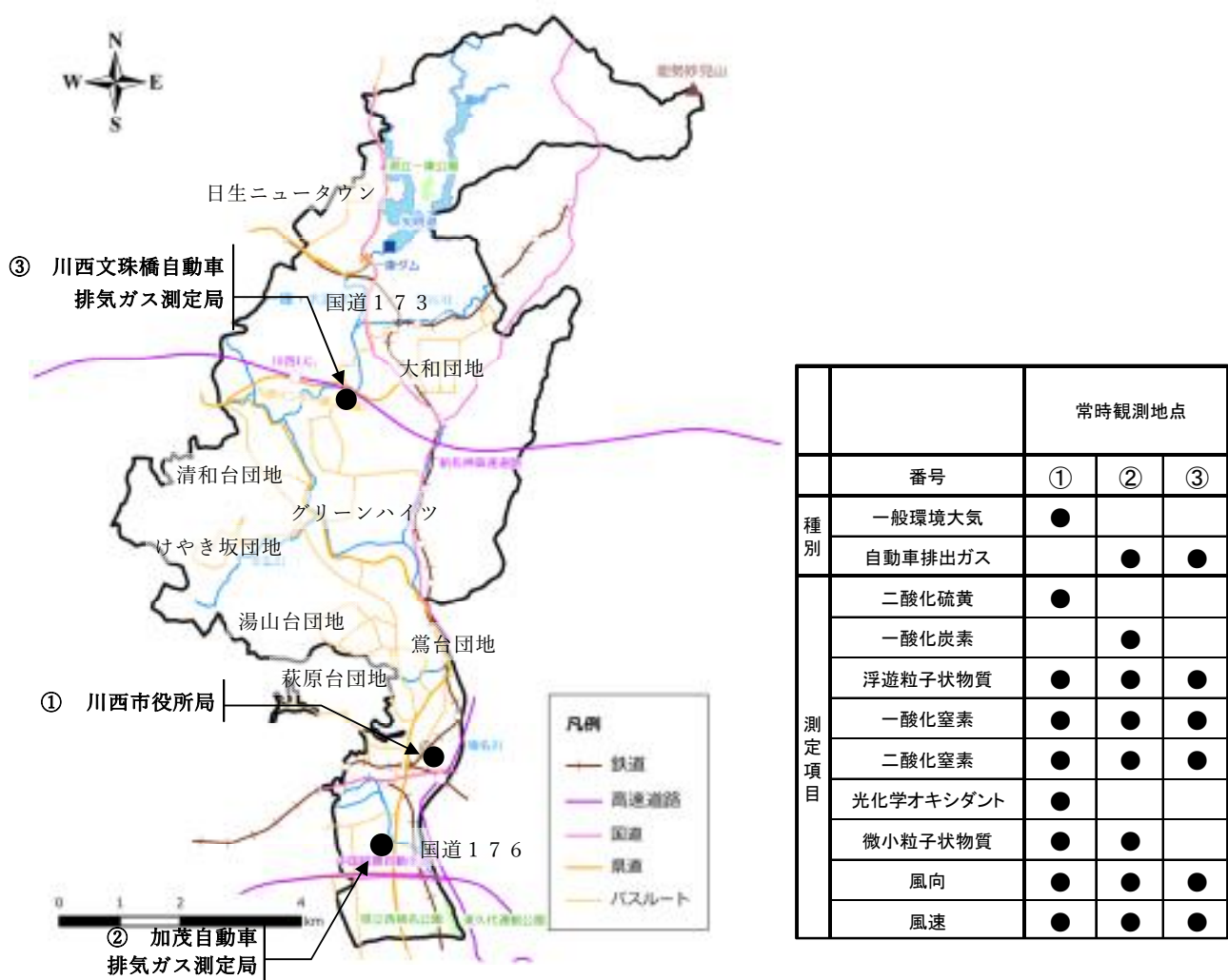
【備考】

- 1 年間98%値は、年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最低値を第1番目として、値の低い方から高い方に順(昇順)に並べたとき、低い方(最低値)から数えて98%目に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合は、98%値は、低い方から数えて98%目に該当する第358番目の日平均値。逆に、高い方(最高値)から数えると、最高値から数えて2%目の7番目までを除いた第8番目の日平均値が98%値である。二酸化窒素の環境基準への適否について長期的な評価を行う際に使用している。
- 2 2%除外値は、1年間に測定されたすべての日平均値(欠測日を除く)を、1年間での最高値を第1番目として、値の高い方から低い方に順(降順)に並べたとき、高い方(最高値)から数えて2%分の日数に1を加えた番号に該当する日平均値。例えば、365個の日平均値がある場合は、高い方から数えて2%目に該当する7に1を加えた第8番目の日平均値が、2%除外値となる。

第 2 節 大気汚染状況測定地点

1. 測定地点

本市における大気汚染の状況を把握するため、図5-1に示す地点で常時観測局を設置し、測定を行っています。（平成26年度から移動観測車による測定は廃止となりました。）



【図 5-1 大気測定地点図】

第 3 節 大気汚染の現況

1. 一般環境大気の常時測定

兵庫県は、一般環境大気の常時観測を行うため、川西市役所（7階建て）の7階に測定局（局名：川西市役所）を設置しています。昭和49（1974）年4月から測定を開始し、現在、二酸化硫黄（SO₂）、窒素酸化物（NO_x）、浮遊粒子状物質（SPM）、光化学オキシダント（OX）、微小粒子状物質（PM_{2.5}）及び風向風速の常時測定を行っています。

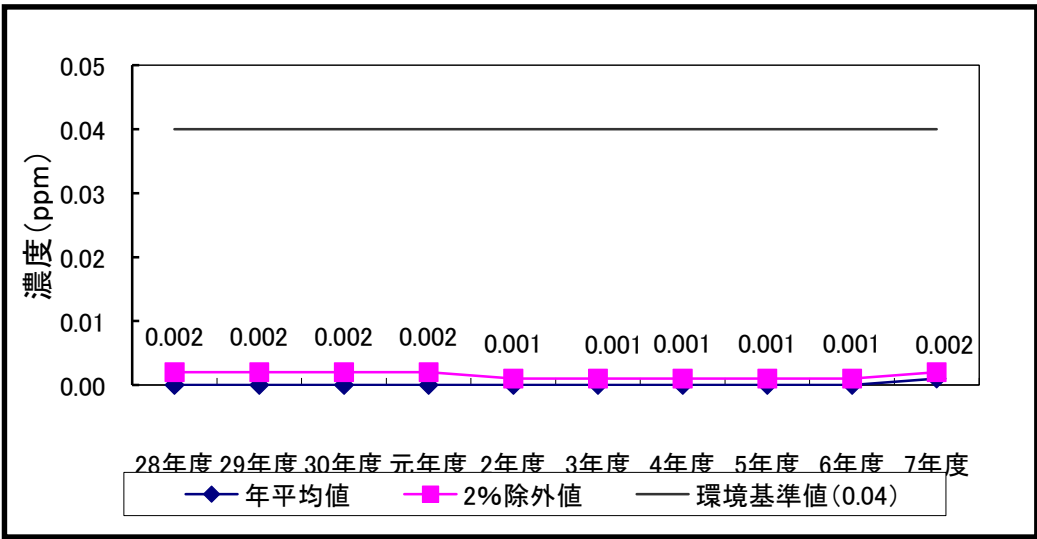
また、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。

1）二酸化硫黄（SO₂）

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppm以下であり、かつ、1時間値が0.1ppm以下
令和7年度の川西市役所局における二酸化硫黄の日平均値の年間2%除外値は0.002ppmであり、環境基準に適合しています。

【表 5-3 令和7年度二酸化硫黄の測定結果（川西市役所局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,642
年平均値	ppm	0.001
1時間値が0.1ppmを超えた時間数	時間	0
日平均値が0.04ppmを超えた日数	日	0
1時間値の最高値	ppm	0.013
日平均値の最高値	ppm	0.004
日平均値の2%除外値	ppm	0.002
日平均値が0.04ppmを超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-2 川西市役所局二酸化硫黄濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間2%除外値）】

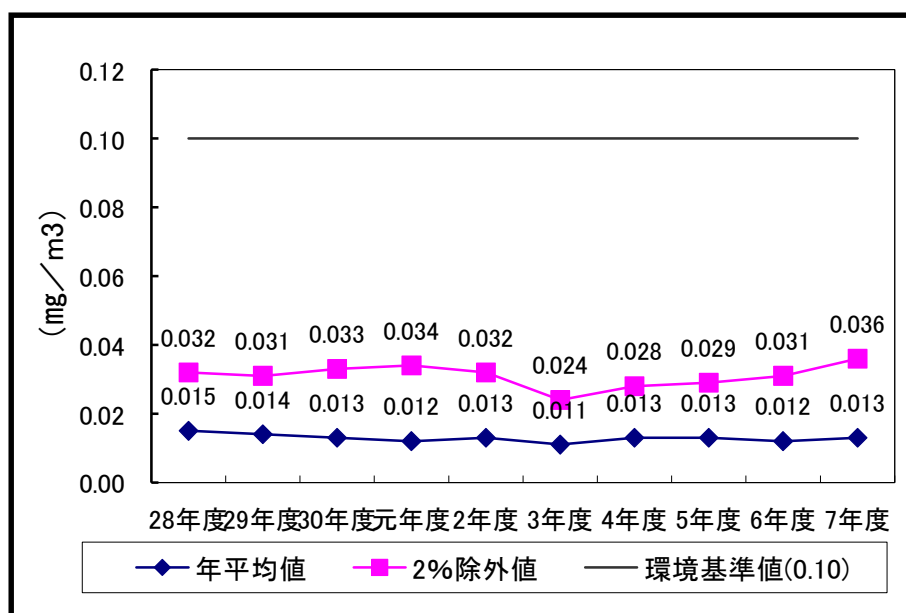
2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】1時間値の1日平均値が 0.10 mg/m^3 以下であり、かつ、1時間値が 0.20 mg/m^3 以下

令和7年度の川西市役所局の浮遊粒子状物質の日平均値の年間2%除外値は、 0.036 mg/m^3 、1時間値はすべて 0.20 mg/m^3 未満であったため、長期的評価、短期評価とも環境基準に適合しています。

【表 5-4 令和7年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西市役所局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,709
年平均値	mg/m^3	0.013
1時間値が 0.20 mg/m^3 を超えた時間数	時間	0
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日数	日	0
1時間値の最高値	mg/m^3	0.102
日平均値の最高値	mg/m^3	0.066
日平均値の2%除外値	mg/m^3	0.036
日平均値が 0.10 mg/m^3 を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-3 川西市役所局浮遊粒子状物質濃度の経年変化 (年平均値及び日平均値の2%除外値)】

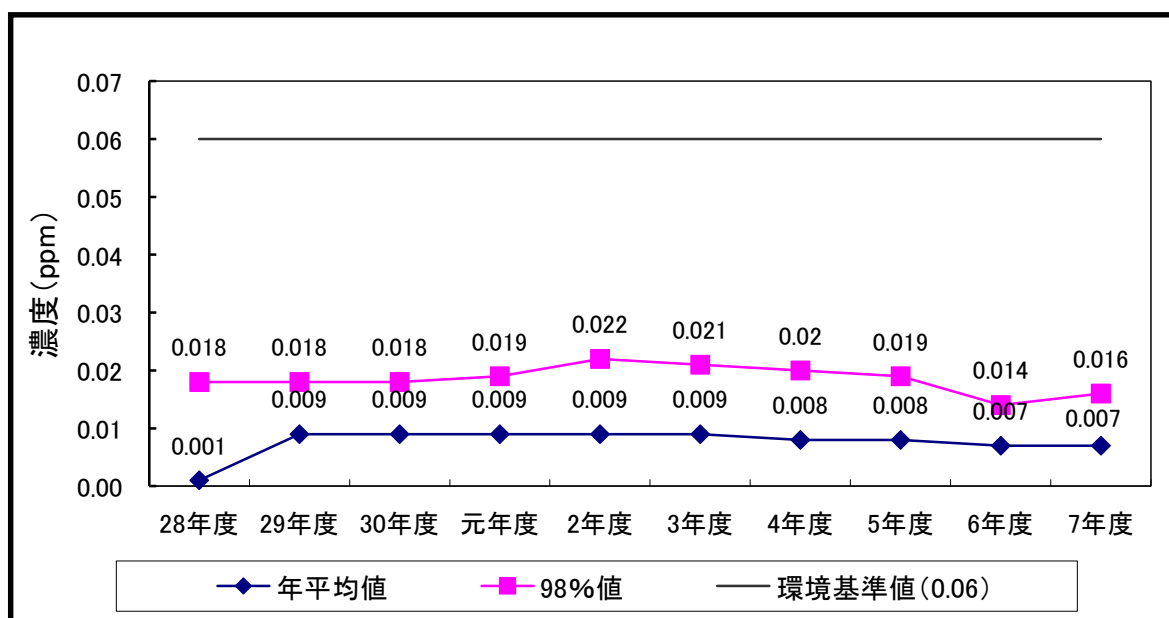
3) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

令和7年度の川西市役所局における二酸化窒素の日平均値の年間98%値は0.016ppmであり、環境基準に適合しています。

【表 5-5 令和7年度二酸化窒素の測定結果（川西市役所局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,646
年平均値	ppm	0.007
1時間値の最高値	ppm	0.048
日平均値の最高値	ppm	0.023
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.016
環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-4 川西市役所局二酸化窒素濃度の経年変化（年平均値及び日平均値の年間98%値）】

4) 光化学オキシダント (O₃)

【環境基準】 1 時間値が 0.06ppm 以下であること

令和7年度の川西市役所局の光化学オキシダントは、昼間の1時間値の年平均値は、0.032ppm でした。また、昼間の1時間値が環境基準の 0.06ppm を超えた日があったことから、環境基準に不適合となっていますが、平成 28 年度以降本市で光化学スモッグの予報、注意報の発令はありませんでした。

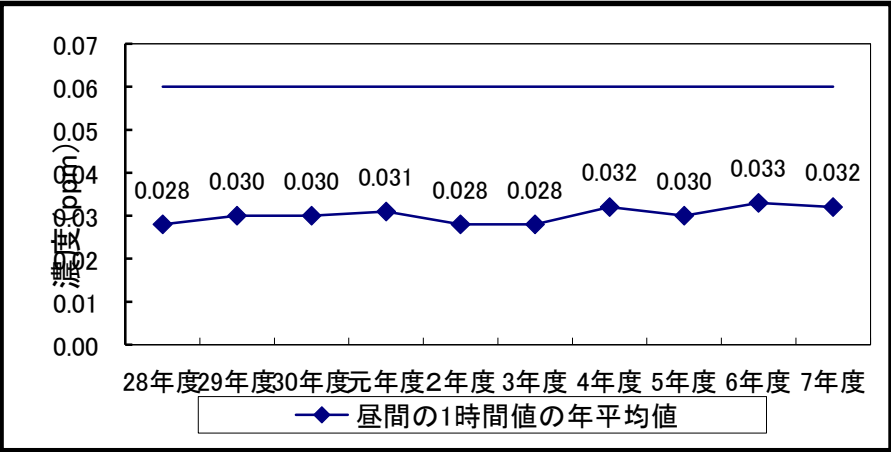
【表 5-6 令和7年度光化学オキシダントの測定結果（川西市役所局）】

項 目	単位等	測定結果
昼間測定日数	日	365
昼間測定時間	時間	5,421
昼間の 1 時間値が 0.06ppm を超えた時間数及び日数	時間	221
	日	51
昼間の 1 時間値が 0.12ppm を超えた時間数及び日数	時間	0
	日	0
昼間の 1 時間値の最高値	ppm	0.105
昼間の日最高 1 時間値の平均値	ppm	0.047
昼間の 1 時間値の平均値	ppm	0.032
環境基準の適合状況	適○・否×	×

【表 5-7 過去 10 年間の光化学スモッグ広報等発令状況】

年 度	28	29	30	1	2	3	4	5	6	7	合 計
予 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
注意報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
警 報	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※発令基準 予報:オキシダント濃度が、気象条件等から注意報の発令基準に達する恐れがある場合
注意報:オキシダント濃度の 1 時間値が、0.12ppm 以上になり、その濃度が継続する場合
警報:オキシダント濃度の 1 時間値が、0.24ppm 以上になり、その濃度が継続する場合



【図 5-5 川西市役所局光化学オキシダント濃度の経年変化（年平均値）】

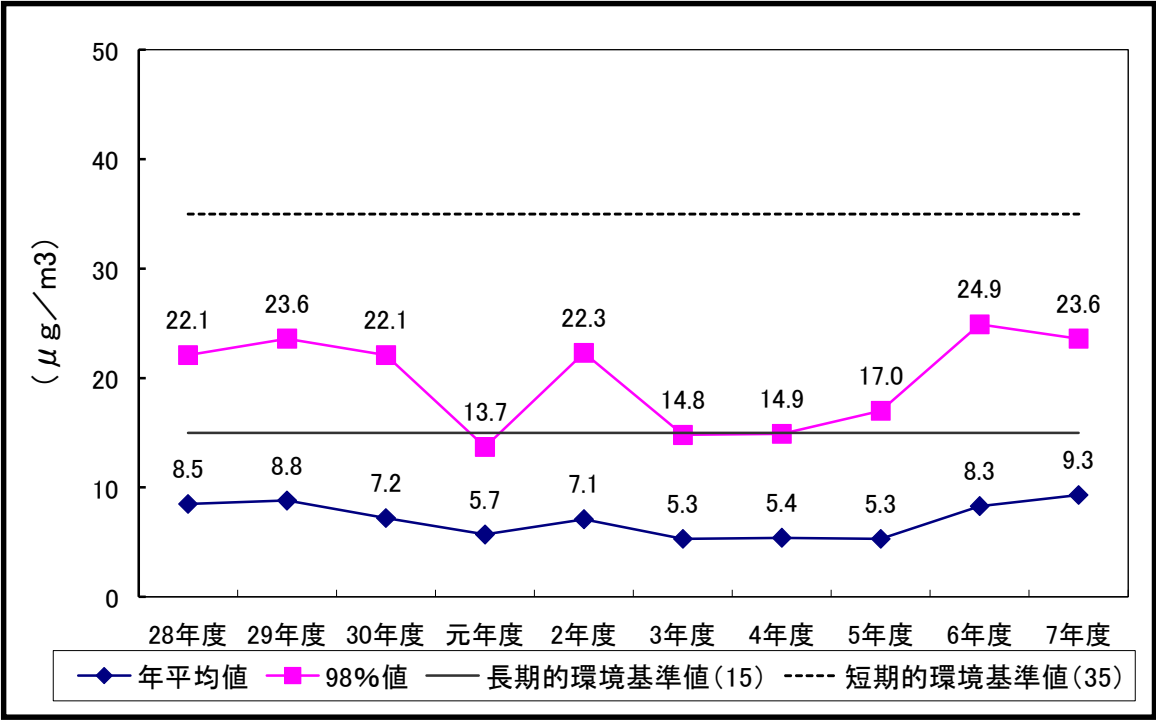
5) 微小粒子状物質 (PM2.5)

【環境基準】1 年平均値が $15 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下

平成25年11月から川西市役所局で微小粒子状物質(PM2.5)の測定を行っています。令和7年度の微小粒子状物質の年平均値は、 $9.3 \mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値は、 $23.6 \mu\text{g}/\text{m}^3$ で、短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-8 令和7年度微小粒子状物質の測定結果 (川西市役所局)】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
年平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	9.3
日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	3
日平均値が $35 \mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.008
日平均値の年間 98% 値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	23.6
環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-6 川西市役所局微小粒子状物質濃度の経年変化 (年平均値及び日平均値の 2%除外値)】

6) 風向、風速

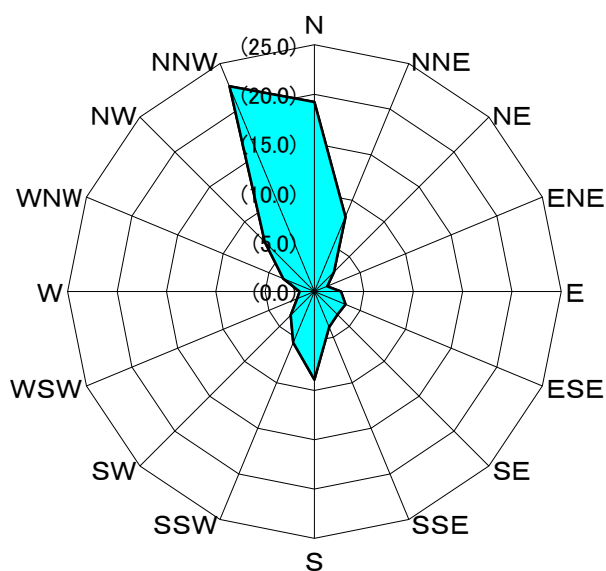
大気汚染と密接な関係にある気象条件のうち、風向、風速が、大きく影響を及ぼしています。

令和7年度の川西市役所局の風向別の頻度では、年間を通じて北北西 (NNW) の風が最も多くなっています。

また、一般環境大気の風速については、年間を通じて 2.1～3.0m/sec の出現回数が最も多く、平均風速では、3.0m/sec となっています。

【表 5-9 令和7年度年間風向頻度表 (川西市役所局)】

風向	出現回数	頻度(%)
N (北)	1,679	(19.2)
NNE (北北東)	722	(8.2)
NE (北東)	243	(2.8)
ENE (東北東)	122	(1.4)
E (東)	240	(2.7)
ESE (東南東)	298	(3.4)
SE (南東)	287	(3.3)
SSE (南南東)	343	(3.9)
S (南)	777	(8.9)
SSW (南南西)	492	(5.6)
SW (南西)	295	(3.4)
WSW (西南西)	163	(1.9)
W (西)	129	(1.5)
WNW (西北西)	299	(3.4)
NW (北西)	621	(7.1)
NNW (北北西)	1,972	(22.5)
カーム	71	(0.8)



【図 5-7 令和7年度年間風配図 (川西市役所局)】

【表 5-10 令和7年度年間風速頻度表 (川西市役所局)】

風速(m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	71	724	1,998	2,335	1,792	886	472	241	234
出現率(%)	0.8	8.3	22.8	26.7	20.5	10.1	5.4	2.8	2.8

有効測定日数(日)	365
総測定時間(h)	8,753
平均風速(m/sec)	3.0

2. 自動車排出ガス常時測定

大気汚染防止法(昭和43年6月10日法律第97号)の第2条第14項に、「自動車排気ガスとは、自動車(道路運送車両法(昭和26年法律第185号)第2条第2項に規定する自動車のうち環境省令で定めるもの及び同条第3項に規定する原動機付自転車のうち環境省令で定めるものをいう。)の運行に伴い発生する一酸化炭素、炭化水素、鉛その他の健康または生活環境に被害を生ずるおそれのある物質で政令で定めるものをいう。」とされています。

また、この政令で定める物質とは、大気汚染防止法施行令第4条に「一酸化炭素」「炭化水素」「鉛化合物」「窒素酸化物」「粒子状物質」と定められています。

自動車排出ガスについては、道路交通の整備に伴う自動車交通量の増大により、大気の汚染を深刻化させてきましたが、一酸化炭素と鉛化合物については対策が進み、これによる大気環境は改善されてきています。

また、国の「自動車排出窒素酸化物及び自動車排出粒子状物質の総量削減に関する基本方針」では、令和8年度までに窒素酸化物と粒子状物質に係る大気環境基準を確保することを目標にした方針が示されています。

市内では、兵庫県が、平成8(1996)年4月から中国縦貫自動車道、国道176号(バイパス)及び県道尼崎池田線が交差する地点(加茂5丁目)の沿道に、観測局(局名:川西市加茂自動車排気ガス測定局)を設置しており、現在、一酸化炭素(CO)、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、微小粒子状物質(PM_{2.5})、風向・風速の常時測定を行っています。

また、新名神高速道路の開通にともない(清流台14番2)に、観測局(局名:川西市文珠橋自動車排気ガス測定局)を設置し、窒素酸化物(NO_x)、浮遊粒子状物質(SPM)、風向・風速の常時測定を行っています。

なお、測定データの速報値及び確定値は、兵庫県のホームページ「ひょうごの大気環境」で閲覧可能です。



【図 5-8 川西市加茂自動車排気ガス測定局】

【図 5-9 川西市文珠橋自動車排気ガス測定局】

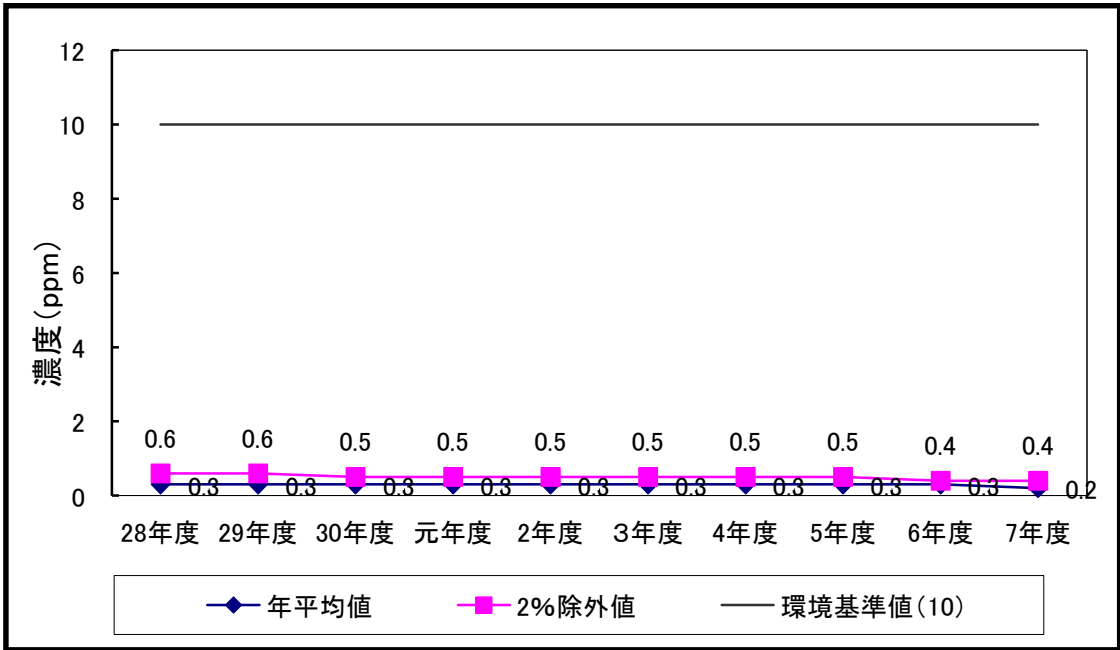
1) 一酸化炭素 (CO)

【環境基準】1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下

令和 7 年度加茂自動車排気ガス測定局の一酸化炭素の日平均値の 2% 除外値は、0.4ppm で環境基準に適合しています。

【表 5-11 令和 7 年度一酸化炭素の測定結果 (加茂自動車排気ガス測定局)】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,654
年平均値	ppm	0.2
8 時間値が 20ppm を超えた回数	回	0
日平均値が 10ppm を超えた日数	日	0
1 時間値の最高値	ppm	0.9
日平均値の最高値	ppm	0.5
1 時間値が 30ppm 以上になったことがある日数	日	0
日平均値の 2% 除外値	ppm	0.4
日平均値が 10ppm を超えた日が 2 日以上連続したことの有無	有・無	無
長期的評価による環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-10 加茂自動車排気ガス測定局一酸化炭素濃度の経年変化 (年平均値及び日平均値の 2% 除外値)】

2) 浮遊粒子状物質 (SPM)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.10 mg/m³以下であり、かつ、1時間値が0.20 mg/m³以下

令和7年度加茂自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.035 mg/m³、短期的評価は、時間値がすべて0.20 mg/m³未満であったため、環境基準に適合しています。

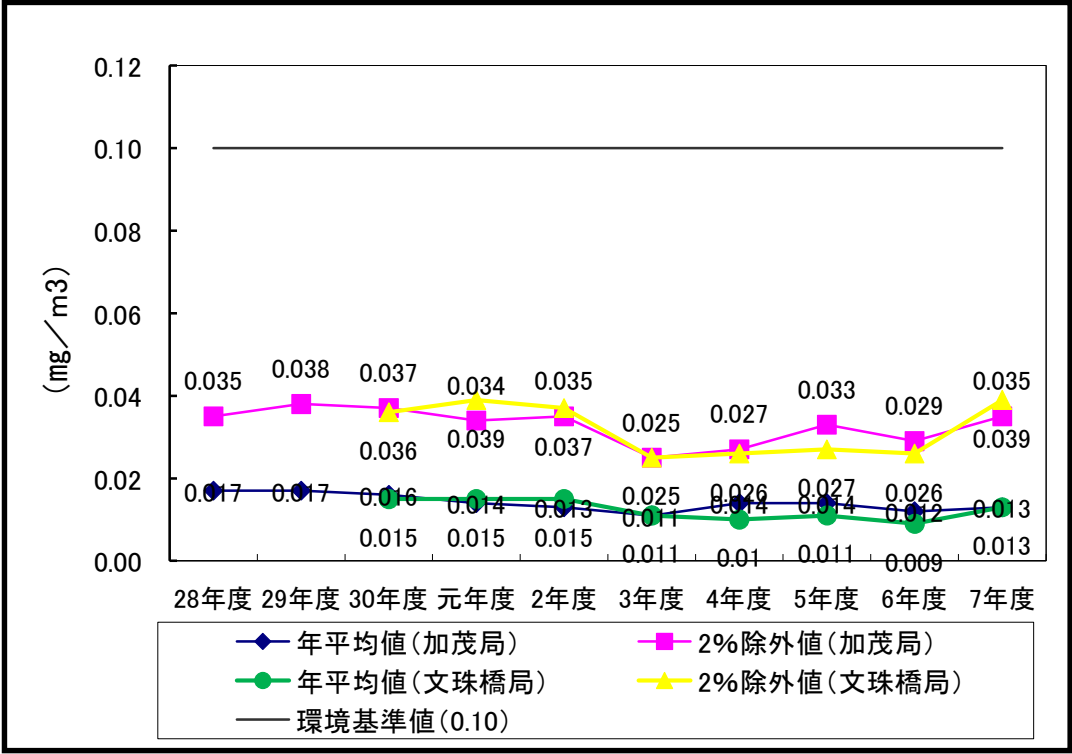
また、令和7年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質の長期的評価は、0.039 mg/m³、短期的評価は、時間値がすべて0.20 mg/m³未満であったため、環境基準に適合しています。

【表 5-12 令和7年度浮遊粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,702
年平均値	mg/m ³	0.013
1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	日	0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.143
日平均値の最高値	mg/m ³	0.061
日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.035
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-13 令和7年度浮遊粒子状物質の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	358
測定時間	時間	8,605
年平均値	mg/m ³	0.013
1時間値が0.20 mg/m ³ を超えた時間数	時間	0
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日数	日	0
1時間値の最高値	mg/m ³	0.139
日平均値の最高値	mg/m ³	0.069
日平均値の2%除外値	mg/m ³	0.039
日平均値が0.10 mg/m ³ を超えた日が2日以上連続したことの有無	有・無	無
環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-11 加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の浮遊粒子状物質濃度経年変化（年平均値及び日平均値の 2%除外値）】

3) 二酸化窒素 (NO₂)

【環境基準】1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下

令和7年度加茂自動車排気ガス測定局の二酸化窒素の日平均値の年間98%値が、0.022ppmであることから、環境基準に適合しています。

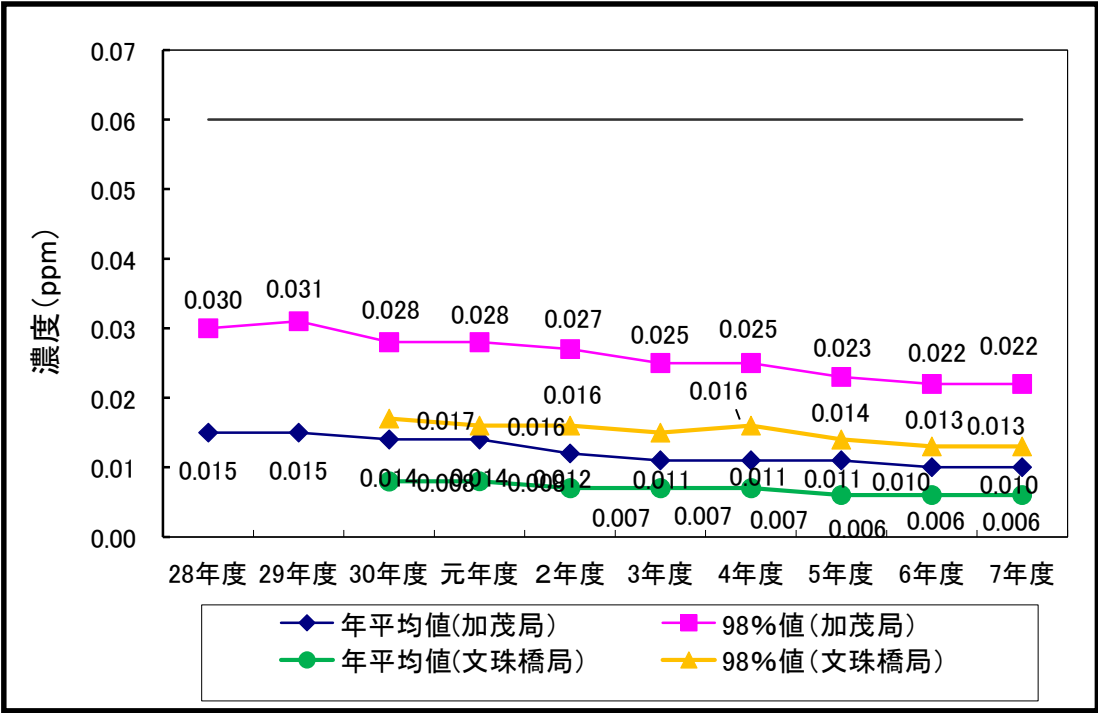
また、令和7年度川西文珠橋自動車排気ガス測定局も二酸化窒素の日平均値の年間98%値が、0.013ppmであることから、環境基準に適合しています。

【表 5-14 令和7年度二酸化窒素の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
測定時間	時間	8,653
年平均値	ppm	0.010
1時間値の最高値	ppm	0.052
日平均値の最高値	ppm	0.026
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.022
環境基準の適合状況	適○・否×	○

【表 5-15 令和7年度二酸化窒素の測定結果（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	362
測定時間	時間	8,641
年平均値	ppm	0.006
1時間値の最高値	ppm	0.038
日平均値の最高値	ppm	0.019
1時間値が0.2ppmを超えた時間数	時間	0
1時間値が0.1ppm以上、0.2ppm以下の時間数	時間	0
日平均値が0.06ppmを超えた日数	日	0
日平均値が0.04ppm以上0.06ppm以下の日数	日	0
日平均値の年間98%値	ppm	0.013
環境基準の適合状況	適○・否×	○



【図 5-12 加茂自動車排気ガス測定局と川西文珠橋自動車排気ガス測定局の二酸化窒素濃度経年変化（年平均値及び日平均値の年間 98%値）】

4) 微小粒子状物質 (PM_{2.5})

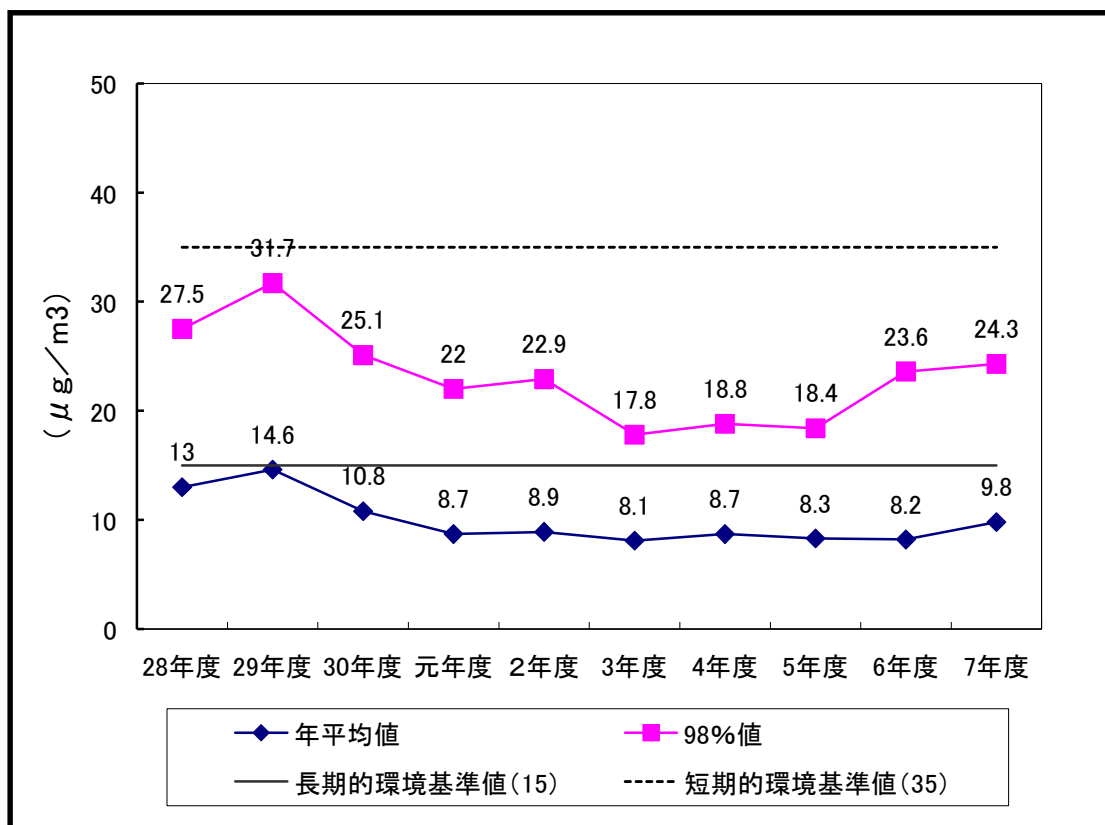
【環境基準：1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下】

平成23年度から加茂自動車排気ガス測定局で微小粒子状物質(PM_{2.5})の測定を行っています。

令和7年度の微小粒子状物質の年平均値は、 $8.2\mu\text{g}/\text{m}^3$ 、日平均値の年間98%値が $24.3\mu\text{g}/\text{m}^3$ で短期的評価、長期的評価ともに環境基準に適合しています。

【表 5-16 令和7年度微小粒子状物質の測定結果（加茂自動車排気ガス測定局）】

項 目	単位等	測定結果
有効測定日数	日	363
年平均値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	9.8
日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数	日	3
日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ を超えた日数の有効測定日数に対する割合	%	0.008
日平均値の年間98%値	$\mu\text{g}/\text{m}^3$	24.3
環境基準の適合状況	適○・否×	○



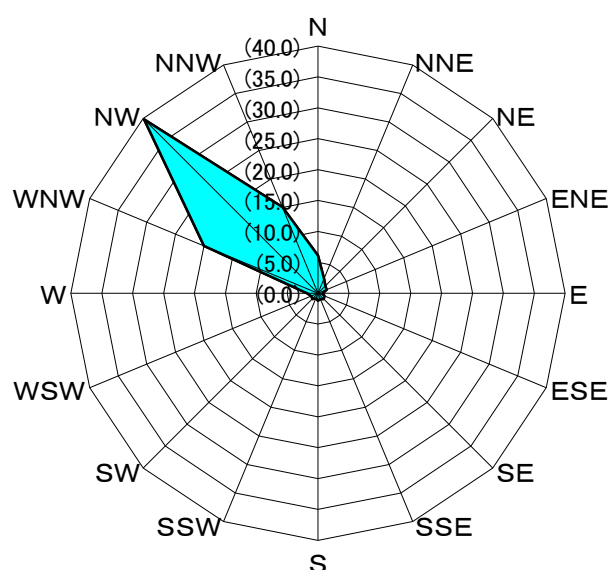
【図 5-13 加茂自動車排気ガス測定局微小粒子状物質濃度の経年変化
(年平均値及び日平均値の2%除外値)】

5) 風向・風速

川西市加茂自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて北西(NW)の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて2.1～3.0m/secの出現回数が最も多く、平均風速では2.1m/secとなっています。

【表 5-17 令和7年度年間風向頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度(%)
N (北)	535	(6.1)
NNE (北北東)	221	(2.5)
NE (北東)	145	(1.7)
ENE (東北東)	130	(1.5)
E (東)	56	(0.6)
ESE (東南東)	94	(1.1)
SE (南東)	112	(1.3)
SSE (南南東)	88	(1.0)
S (南)	104	(1.2)
SSW (南南西)	77	(0.9)
SW (南西)	117	(1.3)
WSW (西南西)	106	(1.2)
W (西)	157	(1.8)
WNW (西北西)	1,753	(20.0)
NW (北西)	3,485	(39.8)
NNW (北北西)	1,322	(15.1)
カーム	247	(2.8)

【図 5-14 令和7年度年間風配図
(加茂自動車排気ガス測定局)】

【表 5-18 令和7年度年間風速頻度表（加茂自動車排気ガス測定局）】

風速(m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	247	2,127	1,928	2,488	1,420	347	152	33	8
出現率(%)	2.8	24.3	22.0	28.4	16.2	4.0	1.7	0.4	0.1

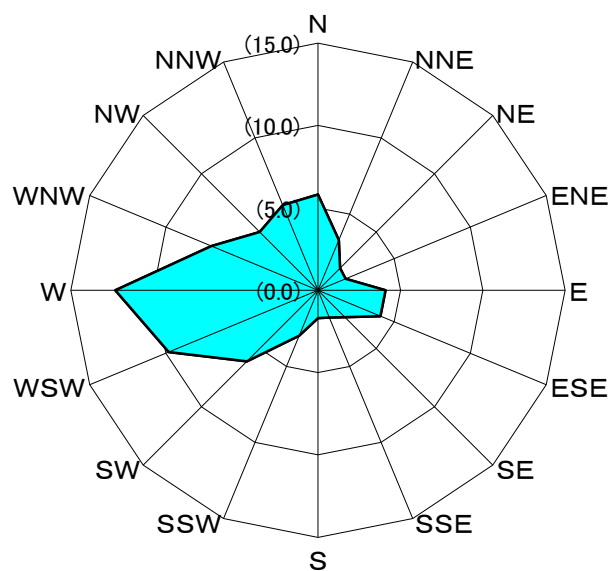
有効測定日数(日)	365
総測定時間(h)	8,750
平均風速(m/sec)	2.1

第5章 大気汚染

川西文珠橋自動車排気ガス測定局での風向別の頻度は、年間を通じて**カーム**の風が最も多くなっています。また風速については、年間を通じて**0.4～1.0m/sec**の出現回数が最も多く、平均風速では**0.9m/sec**となっています。

【表 5-19 令和7年度年間風向頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

風向	出現回数	頻度(%)
N (北)	509	(5.8)
NNE (北北東)	292	(3.3)
NE (北東)	164	(1.9)
ENE (東北東)	160	(1.8)
E (東)	359	(4.1)
ESE (東南東)	360	(4.1)
SE (南東)	204	(2.3)
SSE (南南東)	157	(1.8)
S (南)	149	(1.7)
SSW (南南西)	263	(3.0)
SW (南西)	529	(6.0)
WSW (西南西)	859	(9.8)
W (西)	1,076	(12.3)
WNW (西北西)	610	(7.0)
NW (北西)	439	(5.0)
NNW (北北西)	493	(5.6)
カーム	2,135	(24.4)



【図 5-15 令和7年度年間風配図
(川西文珠橋自動車排気ガス測定局)】

【表 5-20 令和7年度年間風速頻度表（川西文珠橋自動車排気ガス測定局）】

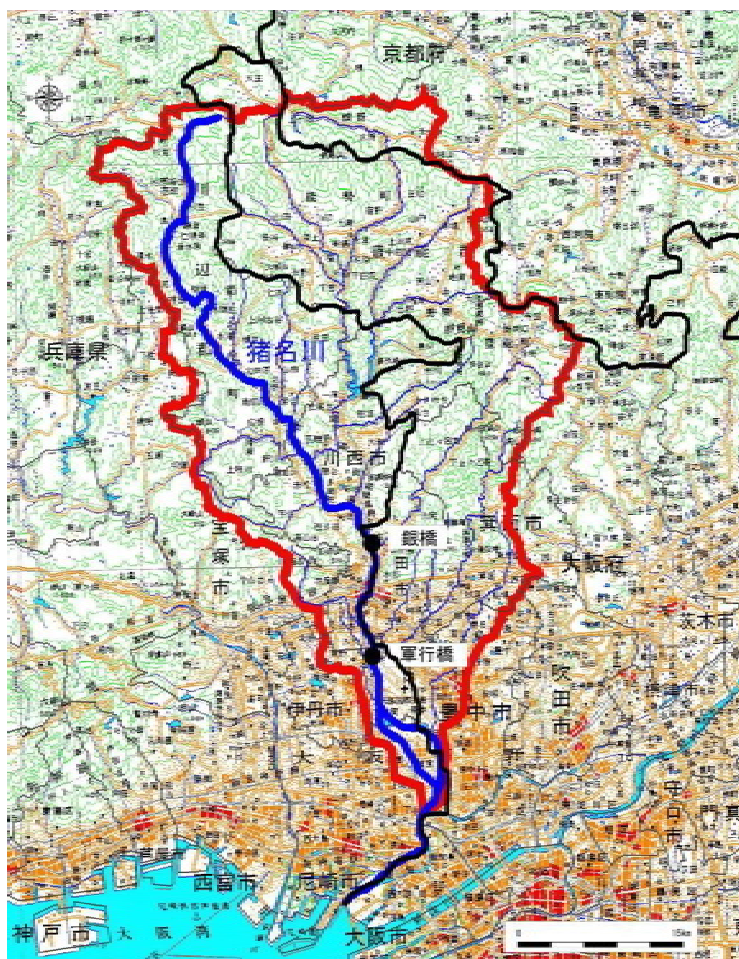
風速(m/sec)	0.0～0.3	0.4～1.0	1.1～2.0	2.1～3.0	3.1～4.0	4.1～5.0	5.1～6.0	6.1～7.0	7.1～
出現時間数(h)	2,135	3,673	2,257	550	116	23	3	1	0
出現率(%)	24.4	41.9	25.8	6.3	1.2	0.3	0.0	0.0	0.0

有効測定日数(日)	365
総測定時間(h)	8,758
平均風速(m/sec)	0.9

第6章 水質汚濁

人間は、昔から河川や湖、海の沿岸に集まり、文明を発達させてきました。水は、炊事、洗濯、農業用水など、人の生活にとって欠くことのできない重要な資源であるばかりでなく、川辺や海岸は住民の散策、水浴などレクリエーションや憩いの場であり、また広い水域は水産資源の生育の場でもあります。

しかし、人口の増加や産業の発達につれて水利用が活発化し、汚濁物質の量が河川、湖沼、海域等の自然浄化(自浄作用)をこえることによって、水質汚濁が発生しました。さらに、急激な産業の進展、人口の都市集中、生活様式の向上などによって水質汚濁が社会問題となりました。



【図 6-1 猪名川流域概要図】

【猪名川上流の概要】

淀川右派川、神崎川の右支川である猪名川は流域面積383km²、流路延長43kmの一級河川では中小河川に属するが、流域は大阪府、京都府、兵庫県の2府1県にまたがり、8市3町を包括している。

この中に阪神工業地帯の中心である尼崎市をはじめ、大阪の衛星都市群として、豊中、伊丹、川西、池田、箕面市等を擁している。さらに東西を結ぶ交通機関の要衝でもあり、工業は大小6千余りを数え、流域内の資産、人口はともに多く、流域関連人口約180万人、流域資産額約2兆5千億円と推定される。

(資料:1998 日本河川水質年鑑
(社)日本河川協会)

環境省ホームページ報道発表資料(H20.4.24)「水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水域類型の見直しについて」に対する意見の募集(パブリックコメント)についての添付資料 4)より抜粋

第1節 水質汚濁に係る環境基準等

1. 水質汚濁に係る環境基準

「水質汚濁に係る環境基準」は、公害対策基本法(昭和42年法律第132号)第9条の規定に基づき昭和46年に定められました。平成5年に環境基本法(平成5年法律第91号)が新たに制定され公害対策基本法が廃止されたことにより、この基準は環境基本法第16条の規定に基づき定められた基準として取り扱われています(最終改定令和5年環境省告示第6号)。また、ダイオキシン類による環境基準は、ダイオキシン類対策特別措置法(平成11年法律第105号)に基づき定められています(第9章に記載)。

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、全公共用水域に適用される「人の健康の保護に関する環境基準」と各公共用水域の水域類型ごとに適用される「生活環境の保全に関する環境基準」があります。

また、平成9年には、地下水の水質汚濁に係る環境基準も定められています。

※ダイオキシン類に関しては第9章に記載しています。

1) 人の健康の保護に関する環境基準

【表 6-1 人の健康の保護に関する環境基準（公共用水域の水質汚濁に係る環境基準）】

項 目	基準値	測定方法
カドミウム	0.003mg/L 以下	日本産業規格 K0102-3 14.3、14.4 又は 14.5 に定める方法
全シアン	検出されないこと。	日本産業規格 K0102-2 9.3.2 若しくは 9.3.3 の蒸留操作を行い、9.4、9.5 若しくは 9.6 (ただし、蒸留操作は装置にて行わない) の分析を行う方法又は環境基準付表 1 (蒸留操作は装置にて行う) に掲げる方法
鉛	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0102-3 13.2、13.3、13.4 又は 13.5 に定める方法
六価クロム	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0102-3 24.3 (24.3.3 及び 24.3.7 を除く。)に定める方法(ただし、次の 1 及び 2 に掲げる場合にあつては、それぞれ 1 及び 2 に定めるところによる。) 1 規格 K0102-3 24.3.4、24.3.5 又は 24.3.6 に定める方法による場合(24.3.3.4 の b)による場合に限る。) 試料に、その濃度が基準値相当分(0.02mg/L) 増加するように六価クロム標準液を添加して添加回収率を求め、その値が 70~120%であることを確認すること。 2 規格 K0102-3 24.3.2 に定める方法により汽水又は海水を測定する場合 1 に定めるところによるほか、規格 K0170-7 7 の a) 又は b) に定める操作を行うこと。
砒素	0.01mg/L 以下	規格 K0102-3 20.3、20.4 又は 20.5 に定める方法
総水銀	0.0005mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 2 に掲げる方法
アルキル水銀	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 3 に掲げる方法
P C B	検出されないこと。	水質汚濁に係る環境基準付表 4 に掲げる方法
ジクロロメタン	0.02mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法

第6章 水質汚濁

四塩化炭素	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,2-ジクロロエタン	0.004mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1 又は 5.3.2 に定める方法
1,1-ジクロロエチレン	0.1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
シス-1,2-ジクロロエチレン	0.04mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
1,1,1-トリクロロエタン	1mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,1,2-トリクロロエタン	0.006mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
トリクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
テトラクロロエチレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2、5.3.1、5.4.1 又は 5.5 に定める方法
1,3-ジクロロプロペン	0.002mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.1 に定める方法
チウラム	0.006mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 5 に掲げる方法
シマジン	0.003mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
チオベンカルブ	0.02mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 6 の第 1 又は第 2 に掲げる方法
ベンゼン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0125 の 5.1、5.2 又は 5.3.2 に定める方法
セレン	0.01mg/L 以下	日本産業規格 K0102-3 26.2、26.3 又は 26.4 に定める方法
硝酸性窒素及び 亜硝酸性窒素	10mg/L 以下	硝酸性窒素にあつては日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 に定める方法、亜硝酸性窒素にあつては日本産業規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 に定める方法
ふっ素	0.8mg/L 以下	日本産業規格 K0102-2 5.2 及び 5.3、5.2 及び 5.4(妨害となる物質としてハロゲン化合物又はハロゲン化水素が多量に含まれる試料を測定する場合にあつては、蒸留試薬溶液として、水約 200ml に硫酸 10ml、りん酸 60ml 及び塩化ナトリウム 10g を溶かした溶液とグリセリン 250ml を混合し、水を加えて 1,000ml としたものを用い、日本産業規格 K0170-6 6 図 2 注記のアルミニウム溶液のラインを追加する。) 又は 5.2 (蒸留操作を行う場合にあつては、フェノールフタレイン溶液を加えず、PH 試験紙によつて液性を判別する。懸濁物質及びイオンクロマトグラフ法で妨害となる物質が共存しないことを確認した場合にあつては、蒸留操作を省略することができる。) 及び 5.5 に定める方法
ほう素	1mg/L 以下	日本産業規格 K0102-3 5.2、5.5 又は 5.6 に定める方法
1,4-ジオキサン	0.05mg/L 以下	水質汚濁に係る環境基準付表 7 に掲げる方法

【備考】

1. 基準値は年間平均値とする。ただし、全シアンに係る基準値については、最高値とする。
2. 「検出されないこと」とは、測定方法の欄に掲げる方法により測定した場合において、その結果が当該方法の定量限界を下回ることをいう。
3. 海域については、ふっ素及びほう素の基準値は適用しない。
4. 硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素の濃度は、日本産業規格 K0102-2 15.3、15.4、15.6、15.7 又は 15.8 により測定された硝酸イオンの濃度に換算係数 0.2259 を乗じたものと規格 K0102-2 14.2、14.3 又は 14.4 により測定された亜硝酸イオンの濃度に換算係数 0.3045 を乗じたものの和とする。

2) 生活環境の保全に関する環境基準

【表 6-2 生活環境の保全に関する環境基準（河川）】

ア

類型	利用目的の 適応性	基準値					該当水域
		水素イオン濃度 (pH)	生物科学的酸素 要求量 (BOD)	浮遊物質 (SS)	溶存酸素量 (DO)	大腸菌数	
AA	水道1級・自然環境保全 及びA以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	1mg/ L以下	25mg/ L以下	7.5mg/ L以上	20CFU/ 100ml以下	第1の2の(2) により水域 類型ごとに 指定する水 域
A	水道2級・水産1級・水浴 及びB以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	2mg/ L以下	25mg/ L以下	7.5mg/ L以上	300CFU/ 100ml以下	
B	水道3級・水産2級 及びC以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	3mg/ L以下	25mg/ L以下	5mg/ L以上	1,000CFU/ 100ml以下	
C	水産3級・工業用水1級 及びD以下の欄に掲げるもの	6.5以上 8.5以下	5mg/ L以下	50mg/ L以下	5mg/ L以上	—	
D	工業用水2級・農業用水 及びEの欄に掲げるもの	6.0以上 8.5以下	8mg/ L以下	100mg/ L以下	2mg/ L以上	—	
E	工業用水3級 環境保全	6.0以上 8.5以下	10mg/ L以下	ごみ等の浮遊 が認められな いこと。	2mg/ L以上	—	
測定方法		規格12.1に定め る 方法又はガラス 電極を用いる水 質自動監視測定 装置によりこれと 同程度の計測結 果の得られる方 法	規格21 に定める方法	水質汚濁に係る 環境基準付表9 に掲げる方法	規格32に定める 方法又は隔膜電 極若しくは光学 式センサを用い る水質自動監視 測定装置により これと同程度の 計測結果の得ら れる方法	水質汚濁に係る 環境基準付表10 に掲 げる方法	

【備考】

1. 基準値は、日間平均値とする。ただし、大腸菌数に係る基準値については、90％水質値（年間の日間平均値の全データをその値の小さいものから順に並べた際の $0.9 \times n$ 番目（ n は日間平均値のデータ数）のデータ値（ $0.9 \times n$ が整数でない場合は端数を切り上げた整数番目の値をとる。））とする（湖沼、海域もこれに準ずる。）。
2. 農業利用水点については、水素イオン濃度 6.0 以上 7.5 以下、溶存酸素量 5mg/l 以上とする（湖沼もこれに準ずる。）。
3. 水質自動監視測定装置とは、当該項目について自動的に計測することができる装置であって、計測結果を自動

第6章 水質汚濁

的に記録する機能を有するもの又はその機能を有する機器と接続されているものをいう(湖沼海域もこれに準ずる)。

4 水道1級を利用目的としている地点(自然環境保全を利用目的としている地点を除く。)については、大腸菌数100CFU/100ml以下とする。

5 水産1級、水産2級及び水産3級については、当分の間、大腸菌数の項目の基準値は適用しない(湖沼、海域もこれに準ずる。)。

6 大腸菌数に用いる単位はCFU(コロニー形成単位(Colony Forming Unit))/100mlとし、大腸菌を培地で培養し、発育したコロニー数を数えることで算出する。

注1 自然環境保全:自然探勝等の環境保全

注2 水道1級:ろ過等による簡易な浄水操作を行うもの

水道2級:沈殿ろ過等による通常の浄水操作を行うもの

水道3級:前処理等を伴う高度の浄水操作を行うもの

注3 水産1級:ヤマメ、イワナ等貧腐水性水域の水産生物用並びに水産2級及び水産3級の水産生物用

水産2級:サケ科魚類及びアユ等貧腐水性水域の水産生物用及び水産3級の水産生物用

水産3級:コイ、フナ等、 β -中腐水性水域の水産生物用

注4 工業用水1級:沈殿等による通常の浄水操作を行うもの

工業用水2級:薬品注入等による高度の浄水操作を行うもの

工業用水3級:特殊の浄水操作を行うもの

注5 環境保全:国民の日常生活(沿岸の遊歩等を含む。)において不快感を生じない限度

イ

類型	水生生物の生息状況の 適応性	基準値			当該水域
		全亜鉛	ノニフェノール	直鎖アルキルベン ゼンスルホン酸及 びその塩	
生物A	イワナ、サケマス等比 較的低温域を好む水 生生物及びこれらの餌 生物が生息する水域	0.03mg/ L以下	0.001mg/ L以下	0.03mg/ L以下	第1の2の(2) により水域類 型ごとに指定 する水域
生物特A	生物Aの水域のうち、 生物Aの欄に掲げる水 生生物の産卵場(繁殖場)又は 幼稚仔の生育場として特に保 全が必要な水域	0.03mg/ L以下	0.0006mg/ L以下	0.02mg/ L以下	
生物B	コイ、フナ等比較的高 温域を好む水生生物及びこれ らの餌生物が生息する水域	0.03mg/ L以下	0.002mg/ L以下	0.05mg/ L以下	
生物特B	生物A又は生物Bの水 域のうち、生物Bの欄に掲げる 水生生物の産卵場(繁殖場) 又は幼稚仔の生育場として特 に保全が必要な水域	0.03mg/ L以下	0.002mg/ L以下	0.04mg/ L以下	
測定方法		規格53に 定める方法	水質汚濁に係る環 境基準付表11に 掲 げる方法	水質汚濁に係る環 境基準付表12に 掲げる方法	

1 基準値は、年間平均値とする(湖沼、海域もこれに準ずる)。

2. 水質に係る要監視項目と指針値

① 人の健康の保護に係る項目

要監視項目とは、「人の健康の保護に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」として、平成5年3月に設定されたものです。その後、平成11年2月、平成16年3月、平成21年11月及び令和2年5月に改正が行われ、現在は27項目が設定されています。

【表 6-3 人の健康の保護に係る要監視項目及び指針値（公共水域）】

項目	指針値	備考
クロロホルム	0.06 mg/L 以下	
トランス-1,2-ジクロロエチレン	0.04 mg/L 以下	
1,2-ジクロロプロパン	0.06 mg/L 以下	
p-ジクロロベンゼン	0.2 mg/L 以下	
イソキサチオン	0.008 mg/L 以下	
ダイアジノン	0.005 mg/L 以下	
フェニトロチオン(MEP)	0.003 mg/L 以下	
イソプロチオラン	0.04 mg/L 以下	
オキシ銅(有機銅)	0.04 mg/L 以下	
クロロタロニル(TPN)	0.05 mg/L 以下	
プロピザミド	0.008 mg/L 以下	
EPN	0.006 mg/L 以下	
ジクロルボス(DDVP)	0.008 mg/L 以下	
フェノブカルブ(BPMC)	0.03 mg/L 以下	
イプロベンホス(IBP)	0.008 mg/L 以下	
クロルニトロフェン(CNP)	—	
トルエン	0.6 mg/L 以下	
キシレン	0.4 mg/L 以下	
フタル酸ジエチルヘキシル	0.06 mg/L 以下	
ニッケル	—	
モリブデン	0.07 mg/L 以下	
アンチモン	0.02 mg/L 以下	
塩化ビニルモノマー	0.002 mg/L 以下	
エピクロロヒドリン	0.0004 mg/L 以下	
全マンガン	0.2 mg/L 以下	
ウラン	0.002 mg/L 以下	
PFOS 及び PFOA	0.00005 mg/L 以下	PFOS 及び PFOA の合計値とする

1 PFOS(ペルフルオロオクタンスルホン酸)及びPFOA(ペルフルオロオクタン酸)は、有機フッ素化合物(PFAS)の一種。PFOS・PFOAは、撥水性と撥油性を併せ持つ特異な物質として様々な表面処理の用途に使われてきました。しかし、難分解性、高蓄積性、長距離移動性という特性があることから、環境への排出が継続された場合の将来への影響を未然に防止するために、現在では製造や輸入が禁止されています。

②水生生物の保全に係る項目

「生活環境を構成する有用な水生生物及びその餌生物並びにそれらの生息又は生育環境の保全に関連する物質ではあるが、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべきもの」についても、平成15年11月に要監視項目が設定されました。その後、平成25年3月に改正が行われ、現在6項目が設定されています。

【表 6-4 水生生物の保全に係る要監視項目及び指針値】

項目	指針値（淡水域）			
	生物A類型	生物特A類型	生物B類型	生物特B類型
クロロホルム	0.7 mg/L 以下	0.006 mg/L 以下	3 mg/L 以下	3 mg/L 以下
フェノール	0.05 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下	0.08 mg/L 以下	0.01 mg/L 以下
ホルムアルデヒド	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下	1 mg/L 以下
4-tert-オクチル フェノール	0.001 mg/L 以下	0.0007 mg/L 以下	0.004 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下
アニリン	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下
2,4-ジクロロ フェノール	0.03 mg/L 以下	0.003 mg/L 以下	0.03 mg/L 以下	0.02 mg/L 以下

3. 水質汚濁に係る生活環境の保全に関する環境基準の水質類型指定

環境基本法(平成5年法律第91号)に基づき、生活環境の保全に関する環境基準(生活環境項目)については、国又は都道府県が水質汚濁の防止を図る必要のある公共水域ごとに類型を指定することで、環境基準値を具体的に決定されることとなっています。

川西市内を流れる「猪名川水域」については、大阪府、京都府と兵庫県の2府1県にまたがることから国が類型指定を行っており、平成20年の見直しにより下記のとおり告示されています。

ア

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川上流	箕面川合流点より上流	A	イ	平成21年3月31日 (環境省告示第14号)

イ(水性生物の保全に関する環境基準の水域類型の指定)

水系	水域の名称	水域の範囲	類型	達成期間	指定年月日(告示番号)
淀川	猪名川(1)	ゴルフ橋(虫生地点)より上流	生物A	イ	平成21年11月30日 (環境省告示第80号)
	猪名川(2)	ゴルフ橋(虫生地点)より下流	生物B	イ	

(注) 達成期間の分類は次の通りとする。

「イ」は、直ちに達成。

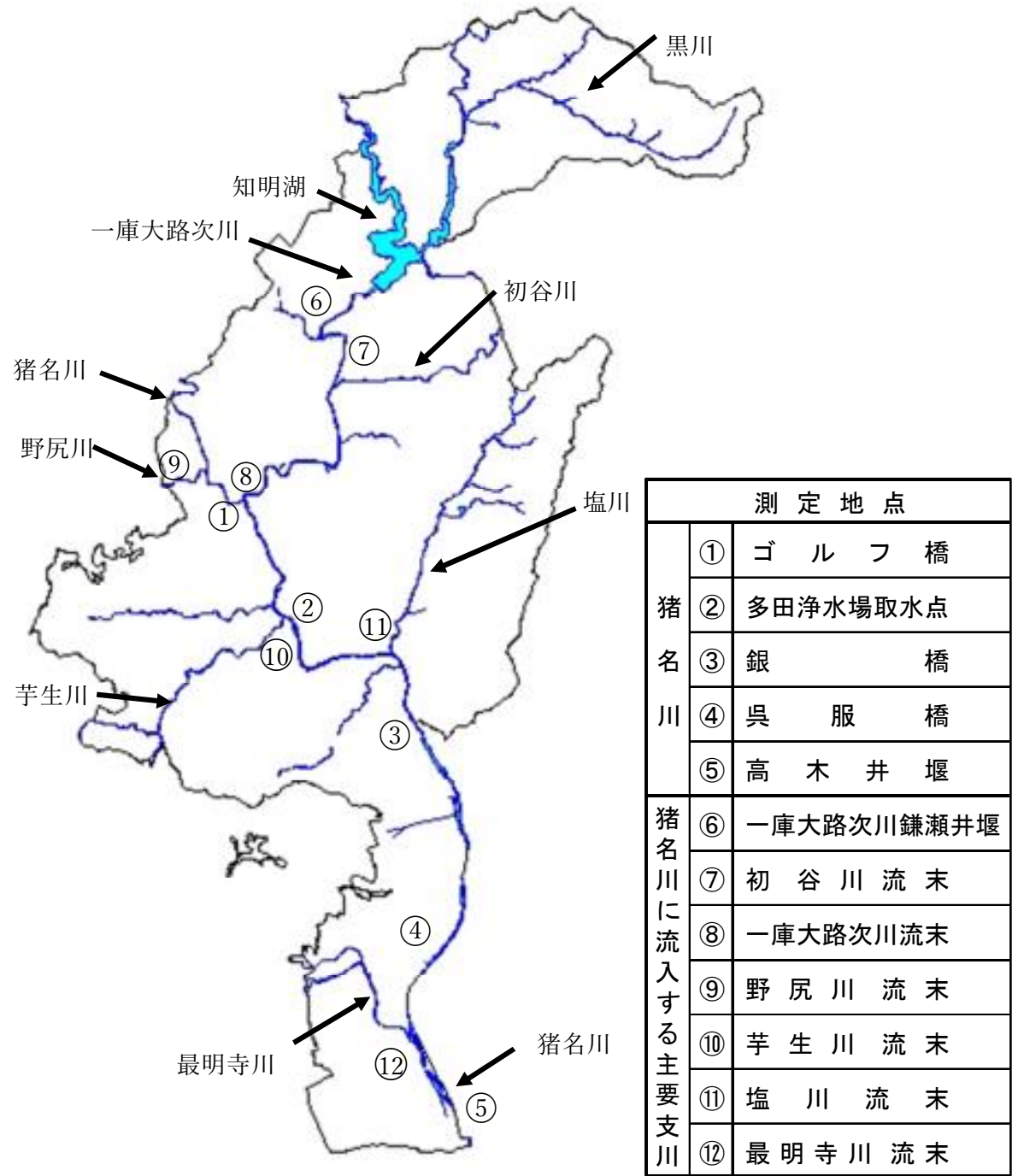
「ロ」は、5年以内で可及的速やかに達成。

「ハ」は、5年を超える期間で可及的速やかに達成。

第2節 猪名川及び猪名川に流入する主要河川の水質測定

1. 測定地点

本市における河川の水質汚濁状況を把握するため、図6-2に示す12地点で測定を実施しています。



【図 6-2 水質測定地点図】

2. 水質汚濁の現況

1) 健康項目等

令和7年度は、猪名川(多田浄水場取水点)で6月、8月、11月、2月に健康項目(環境基準が定められている項目のうち人の健康の保護に関する物質)と要監視項目(人の健康の保護に関連する物質ではあるが、現時点では直ちに環境基準を定めず、引き続き知見の集積に努めるべきと判断される物質)について測定しました。その結果は、いずれも環境基準値及び指針値を下回っていました。

【表 6-5 健康項目の環境基準及び要監視項目の指針値適合状況】

健康項目		要監視項目	
項目名	適合状況	項目名	適合状況
カドミウム	2/2	クロロホルム	2/2
全シアン	2/2	トランス-1,2-ジクロロエチレン	2/2
鉛	2/2	1,2-ジクロロプロパン	2/2
六価クロム	2/2	p-ジクロロベンゼン	2/2
砒素	2/2	イソキサチオン	2/2
総水銀	2/2	ダイアジノン	2/2
アルキル水銀	2/2	フェニトロチオン	2/2
PCB	2/2	イソプロチオラン	2/2
ジクロロメタン	2/2	オキシシン銅	2/2
四塩化炭素	2/2	クロロタロニル	2/2
1,2-ジクロロエタン	2/2	プロピザミド	2/2
1,1-ジクロロエチレン	2/2	EPM	2/2
シス-1,2-ジクロロエチレン	2/2	ジクロルボス	2/2
1,1,1-トリクロロエタン	2/2	フェノブカルブ	2/2
1,1,2-トリクロロエタン	2/2	イプロベンホス	2/2
トリクロロエチレン	2/2	クロルニトロフェン	-
テトラクロロエチレン	2/2	トルエン	2/2
1,3-ジクロロプロペン	2/2	キシレン	2/2
チウラム	2/2	フタル酸ジエチルヘキシル	2/2
ジマジン	2/2	ニッケル	-
チオベンカルブ	2/2	モリブデン	2/2
ベンゼン	2/2	アンチモン	2/2
セレン	2/2	塩化ビニルモノマー	2/2
硝酸及び亜硝酸性窒素	2/2	エピクロロヒドリン	2/2
ふっ素	2/2	全マンガン	2/2
ほう素	2/2	ウラン	2/2
1,4-ジオキサン	2/2	PFOS及びPFOA(令和6年度より)	1/1
合計	54/54	合計	49/49

【備考】

- 1 m/n:(環境基準もしくは水質環境目標に適合しているデータ数)/(全測定データ数)
- 2 要監視項目の内、クロルニトロフェン及びニッケルの指針値は削除されています。
- 3 本市では、令和6年度から要監視項目にPFOS及びPFOAを追加しています。

第6章 水質汚濁

また、平成7年1月の阪神淡路大震災以降に、猪名川及び支川で環境基準を上回る濃度の砒素が検出されたことから、河川水中の砒素に関して継続監視しております。

令和7年度は、多田浄水場取水点で2回その他、ゴルフ橋、銀橋、呉服橋、高木井堰、野尻川流末、塩川流末の7カ所で実施しました。測定結果は、6地点で環境基準を達成していました。令和5年度から令和7年度の結果において塩川流末では、0.009mg/Lから0.019mg/Lの範囲内で推移していますが、引き続き経過を注視していきます。

【表 6-6 猪名川水系における砒素の測定結果の状況】 単位：mg/L

番号	測定地点	令和5年度				令和6年度				令和7年度			
		R5. 5. 22	R5. 8. 28	R5. 11. 13	R6. 2. 19	R6. 5. 22	R6. 8. 22	R6. 11. 13	R7. 2. 18	R7. 5. 20	R7. 8. 16	R7. 11. 21	R8. 2. 12
①	ゴルフ橋				0.001				0.002				0.001
②	多田浄水場取水点		0.002		0.001		0.003		0.002		0.003		0.001
③	銀橋				0.002				0.003				0.002
④	呉服橋				0.004				0.005				0.003
⑤	高木井堰				0.003				0.004				0.003
⑨	野尻川流末				0.007				0.007				0.005
⑪	塩川流末	0.011	0.018	0.010	0.017	0.013	0.015	0.014	0.019	0.017	0.009	0.016	0.017

※環境基準 0.01mg/L 以下 (P49 参照)

本市では、令和6年度よりPFOS・PFOAについて、猪名川本流部の2カ所(ゴルフ橋、多田浄水場取水点)を含む12箇所で、年1回(8月)に測定しています。令和7年度の測定結果は、12カ所とも環境基準を達成していました。

2) 生活環境項目

令和7年度は、概ね環境基準に適合しているものの、pHの数値で一部環境基準に不適合がありました。

pHが基準値超過した理由は、一般的に河川が富栄養な環境や水温が高い環境では藻類(植物プランクトン)が増殖し、二酸化炭素を光合成に利用(消費)することで、pHがアルカリ性に傾くことが多いです。

生活環境項目について、引き続き経過を注視していきます。

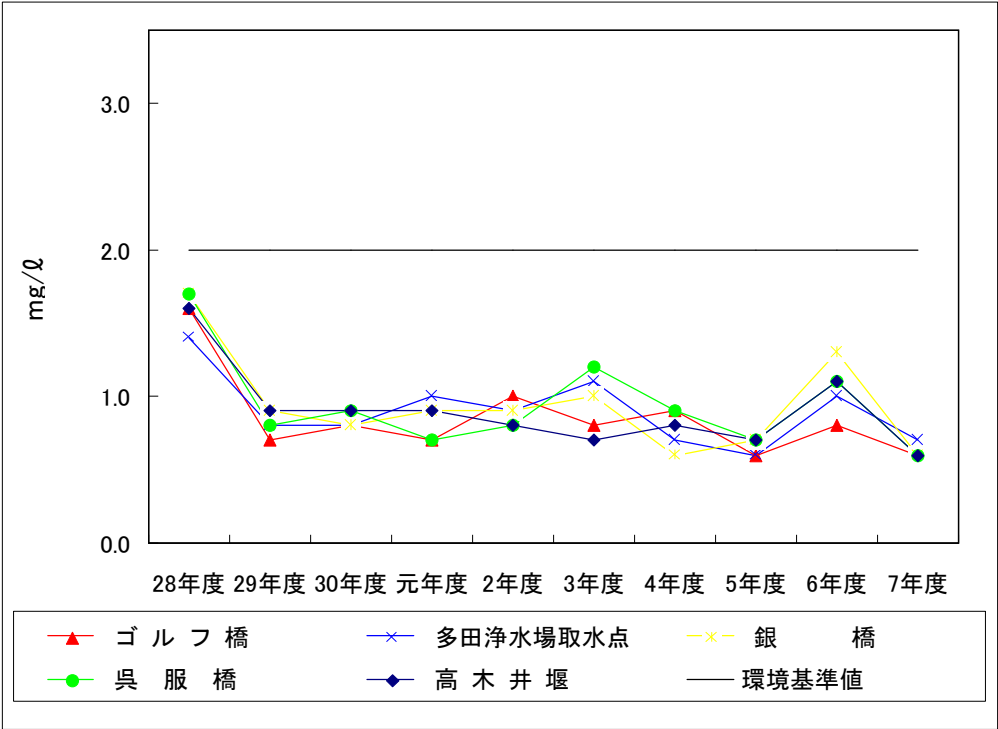
【表 6-7 令和7年度生活環境項目の調査結果(猪名川)】

河川名	地点番号	測定項目	pH												D O (mg/L)												B O D (mg/L)															
			令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度				令和5年度				令和6年度				令和7年度							
			地点名	平均値	最小値	最大値	n	平均値	最小値	最大値	n	平均値	最小値	最大値	n	平均値	最小値	最大値	n	平均値	最小値	最大値	n	平均値	最小値	最大値	n	平均値	75%値	最小値	最大値	n	平均値	75%値	最小値	最大値	n					
猪名川	①	ゴルフ橋	8.0	7.5	11	12	7.8	7.6	12	8.0	8.4	12	8.0	8.0	12	9.9	9.8	12	10.0	9.9	12	10.9	14.0	12	8.3	12	0.6	0.6	<0.5	12	0.8	0.8	0.5	12	0.6	0.6	<0.5	12	0.8	0.8	0.5	12
	②	多田浄水場取水点	8.0	7.6	12	12	7.9	7.7	12	8.0	8.7	11	8.0	8.0	12	9.8	8.8	12	10.0	9.8	12	10.8	13.0	12	8.6	12	0.6	0.6	<0.5	12	0.9	1.0	0.5	12	0.6	0.7	<0.5	12	0.8	0.8	0.5	12
	③	銀 橋	8.3	7.8	8	12	8.3	7.7	8	8.3	8.4	2	8.3	8.0	12	10.6	9.4	12	10.6	10.6	12	11.9	14.0	2	9.7	2	0.6	0.7	<0.5	12	1.0	1.3	0.5	12	0.6	0.6	0.6	2	0.6	0.6	0.5	2
	④	呉服橋	8.4	7.8	7	12	8.6	7.8	5	8.3	8.4	2	8.3	8.0	12	1.3	10.0	12	10.7	10.7	12	12.0	14.0	2	10.0	2	0.6	0.7	<0.5	12	1.0	1.1	0.6	12	0.6	0.6	0.6	2	0.6	0.6	0.5	2
	⑤	高木井堰	8.1	7.8	11	12	8.4	7.8	9	8.1	8.1	2	8.1	8.0	12	0.1	8.1	12	10.3	10.3	12	11.0	13.0	2	10.0	2	0.6	0.7	<0.5	12	1.0	1.1	0.6	12	0.6	0.6	0.6	2	0.6	0.6	0.5	2
(n=環境基準達成率)の計				49				46				29				60				60				30				60				60				30				30		
(n=測定回数)の計				60				60				60				60				60				60				60				60				60				60		

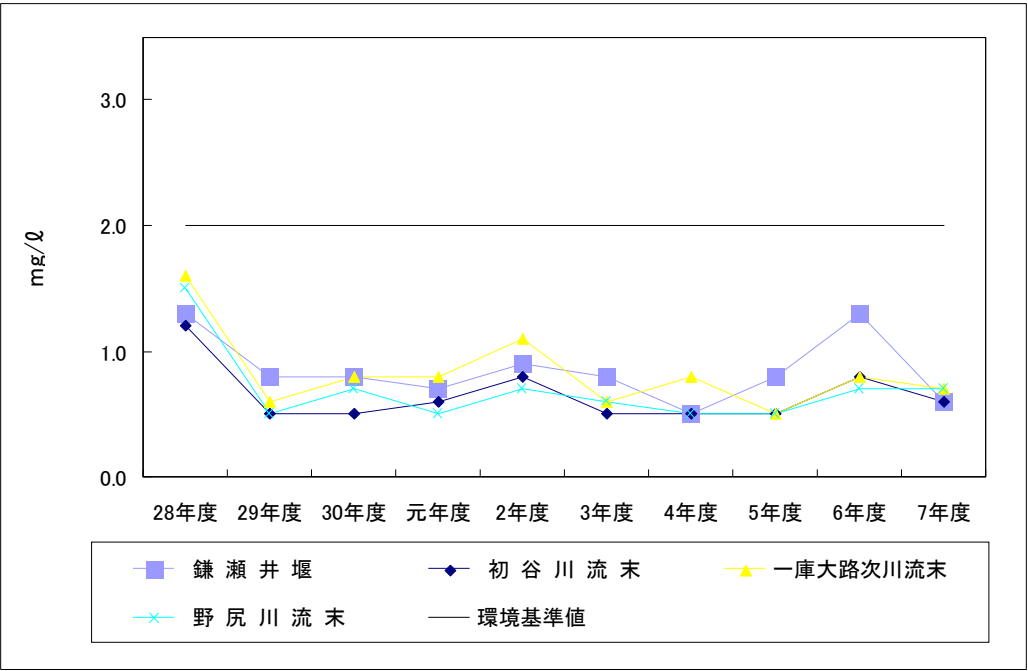
※BOD75%値について、検出下限値が0.5mg/Lであるため、計測値が0.5mg/Lより小さい場合は0.5mg/Lとして平均値を算出しています。

BOD75%値・・・BOD(生物化学的酸素要求量)の年間測定データのうち、低い方から数えて75%目

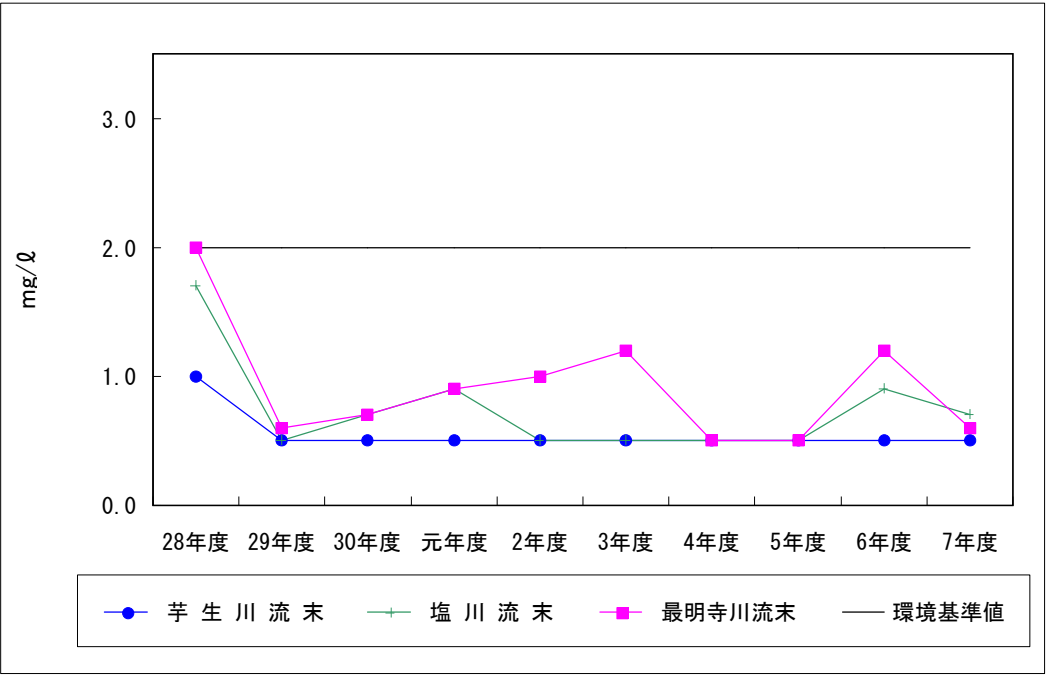
河川名	地点番号	測定項目	SS (mg/L)									大腸菌数 (CEU/100mL以下)								
			令和5年度			令和6年度			令和7年度			令和5年度			令和6年度			令和7年度		
			平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m	平均値	最小値	m
猪名川	①	ゴルフ橋	1.7	1	12	1.4	<1	12	1.2	<1	12	231	20	11	114	30	12	47	1	12
				4	12		3	12		3	12		1,900	12		190	12		110	12
	②	多田浄水場取水点	2.4	1	12	2.4	1	12	1.8	<1	12	178	43	11	164	42	11	63	5	12
				4	12		4	12		3	12		1,200	12		310	12		260	12
	③	銀 橋	4.3	1	11	2.3	1	12	1.5	1	2	108	48	11	135	14	11	53	15	2
				28	12		6	12		2	2		470	12		700	12		90	2
	④	呉服橋	3.6	1	12	2.3	1	12	1.0	<1	2	157	34	11	259	22	10	61	55	2
				14	12		4	12		1	2		790	12		1,200	12		66	2
	⑤	高木井堰	2.1	1	12	2.6	1	12	1.5	<1	2	94	7	11	45	2	12	48	46	2
				4	12		6	12		2	2		320	12		92	12		50	2
(m=環境基準値以下の計 (n=測定回数)の計)			59			60			30			55			56			30		
			60			60			30			60			60			30		



【図 6-3 猪名川におけるBOD75%値の経年変化】



【図 6-4 猪名川に流入する各主要 4 河川の B O D 75% 値の経年変化】



【図 6-5 猪名川に流入する各主要河川の B O D 75% 値経年変化】

※上記グラフにおける BOD75% 値について、検出下限値が 0.5mg/L であるため、計測値が 0.5mg/L より小さい場合は 0.5mg/L として表示しています。

3) 水生生物の生息状況の適応性

本市では、亜鉛、ノニルフェノール、直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩基(LAS)について、猪名川本流部の2か所(ゴルフ橋、多田浄水場取水点)で、年4回測定しています。令和7年度の測定結果は、2か所とも環境基準を達成していました。

【表 6-8 全亜鉛の年間測定平均値】

単位：mg/L

	測定地点	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	ゴルフ橋	0.007	0.007	0.003
②	多田浄水場取水点	0.006	0.005	0.002

【表 6-9 ノニルフェノールの年間測定平均値】

単位：mg/L

	測定地点	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	ゴルフ橋	<0.00006	<0.00006	<0.00006
②	多田浄水場取水点	<0.00006	<0.00006	<0.00006

【表 6-10 LASの年間測定平均値】

単位：mg/L

	測定地点	令和5年度	令和6年度	令和7年度
①	ゴルフ橋	<0.0006	0.0007	<0.0006
②	多田浄水場取水点	<0.0006	<0.0006	<0.0006

4) その他の項目

環境基準値は定められてはいませんが、人畜による糞便汚染の指標となる塩化物イオンや生活排水汚染の指標となるMBAS(メチレンブルー活性物質・合成洗剤の主成分)について、猪名川本流部5地点及び主要河川1地点で年2回測定しています。

【表 6-11 その他の項目の年間測定平均値】

単位：mg/L

河川名	地点番号	測定地点名	塩化物イオン (mg/L)	MBAS (mg/L)
猪名川	①	ゴルフ橋	34.5	0.01
	②	多田浄水場取水点	29.5	0.01
	③	銀橋	38.5	0.01
	④	呉服橋	36.0	0.01
	⑤	高木井堰	36.0	0.01
一庫大路次川	⑥	鎌瀬井堰	16.0	0.01

第3節 ゴルフ場での使用農薬に関する水質その他の水質調査

環境省は、ゴルフ場における農薬使用の適正化を推進し、水質汚濁の防止を図る観点から、平成2年5月に、ゴルフ場の排出水の農薬濃度に係る上限としての水濁指針値を定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止に係る暫定指導指針」を策定しました。

平成29年3月には、水濁指針値に加え、生態系保全の観点から水産動植物被害の防止のための水産指針値を新たに定め、「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水産動植物被害の防止に係る指導指針」を策定しました。その後、平成30年の農薬取締法改正に係る令和2年4月1日施行内容を踏まえ、令和2年3月に「ゴルフ場で使用される農薬による水質汚濁の防止及び水域の生活環境動植物の被害防止に係る指導指針」を策定しました。

兵庫県では、平成元年4月に「ゴルフ場における農薬等の安全使用に関する指導要綱」を施行し、農薬の適正な使用を各ゴルフ場に対して指導をしています。

本市では、暫定指導指針が定められたことにともない、平成2年度からこれらゴルフ場での使用農薬に関する水質調査を継続して実施していましたが、市の行財政改革の推進に伴い、令和3年度を以て調査を終了しました。

兵庫県下における令和6年度の調査結果は、調査した全てのゴルフ場で暫定指導指針値を下回っていました。令和8年8月末日時点では、令和7年度の結果は未だ公表されていませんが、環境省のホームページにて順次公表されます。

(環境省 URL : https://www.env.go.jp/water/dojo/novaku/golf_chosa.html)

第7章 騒音、振動

騒音とは、一般に「好ましくない音」「無い方がよい音」と定義されていますが、好ましい音かそうでない音かはそれを聞く人の主観的・感覚的な判断によります。

騒音は、大気汚染・水質汚濁に比べ、局所的・多発的であり、発生してから短時間で消えていく一過性の性質があり、発生源から被害者までの距離も比較的短く、さらに感情問題も伴い苦情にはさまざまなものがあります。

騒音には、機械の稼働による工場・事業場騒音、道路・建物の建設等に伴う建設作業騒音、鉄道・自動車等による交通騒音、スナック店などのカラオケ等による深夜営業騒音のほか、いわゆる近隣騒音と呼ばれるクーラー・ステレオ・ピアノ等の騒音など、身近な生活に結びついたものもあります。

騒音に係る環境基準は、昭和46年に設定されましたが、騒音影響に関する研究の進展、騒音測定技術の向上及び国際的な動向を踏まえ、環境庁は、平成11年4月に騒音に係る改正環境基準を施行し、評価手法として、騒音レベル中央値(LA50)から等価騒音レベル(LAeq)に変更するとともに、環境基準値や地域の類型及び時間の区分の見直しを行いました。

公害としての振動については、工場の活動、建設作業、交通機関の運行などにより人為的に地盤振動が発生し、建物を振動させることで物的被害を与えるなど私たちの日常生活に影響を与えるものをいいます。公害振動の伝搬距離は、発生源から100m以内(例外的なものを除く)で、その大きさは、地震でいうところのおおよそ震度1(微震)から震度3(弱震)の範囲内です。

また、音として通常聞こえる空気振動のうち、周波数20Hz～100Hzの低い周波数の音と、音としては通常聞こえない20Hz以下の空気振動を、まとめて「低周波音」と呼んでいます。環境省では、近年増加傾向にある「低周波音問題」の対応のため、平成16年に「低周波音問題対応の手引書」を策定し公表しています。

【表 7-1 騒音の大きさの例】

120dB	飛行機エンジン近く
110dB	自動車の警笛（前方 2m）、リベット打ち
100dB	電車が通る時のガード下
90dB	大声による独唱、騒々しい工場の中
80dB	地下鉄の車内、電車の車内
70dB	電話のベル、騒々しい事務所の中、騒々しい街頭
60dB	静かな乗用車、普通の会話
50dB	静かな事務所
40dB	市内の深夜、図書館、静かな住宅地の昼
30dB	郊外の深夜、ささやき声
20dB	木の葉のふれ合う音、置き時計の秒針の音（前方 1m）

兵庫県ホームページ「ひょうごの環境」より

第1節 環境基準及び要請限度

1. 騒音の環境基準

環境基本法第16条において、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として、「環境基準」が設定されています。騒音については、地域の類型及び時間の区分ごとに環境基準が定められています。

(1) 一般地域における騒音の環境基準

【表 7-2 一般地域における環境基準】

地 域 の 類 型	基準値		該当地域の目安（※）
	昼間	夜間	
A A (特に静穏を要する地域)	50dB 以下	40dB 以下	療養施設、社会福祉施設等が集合して設置される地域など、特に静穏を要する地域 ※本市に該当する地域はありません。
A (専ら住居の用に供される地域)	55dB 以下	45dB 以下	第一種低層住居専用地域、第二種低層住居専用地域、第一種中高層住居専用地域、第二種中高層住居専用地域
B (主として住居の用に供される地域)			第一種住居地域、第二種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
C (相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域)	60dB 以下	50dB 以下	近隣商業地域、商業地域、準工業地域、工業地域

注1. 各類型の指定は、原則、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号に定める用途地域に準拠して指定していますがあくまでも目安です。

注2. 「時間の区分」は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

(2) 道路に面する地域における環境基準

【表 7-3 道路に面する地域における環境基準】

地 域 の 区 分	基準値	
	昼間	夜間
A地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	60dB 以下	55dB 以下
B地域のうち2車線以上の車線を有する道路に面する地域	65dB 以下	60dB 以下
C地域のうち車線を有する道路に面する地域		

【備考】車線とは、1縦列の自動車安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状の車道部分をいう。

この場合において、幹線交通を担う道路に近接する空間については、表7-3にかかわらず特例として、表7-4に掲げたとおりとする。

【表 7-4 幹線交通を担う道路に接近する地域の環境基準】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	70dB 以下	65dB 以下
【備考】個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、室内へ透過する騒音にかかる基準（昼間45dB以下、夜間40dB以下）によることができる。		

注1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等をいう。

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその囲を特定する。

- ① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路……15m
- ② 2車線を超える車線を有する道路……20m

2. 自動車騒音の要請限度

騒音規制法第17条の規定により、市町村長が法に基づく騒音の測定を行った場合、指定区域内における自動車騒音が環境省令で定める限度（許容限度・表7-5）を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれると認めるときは、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定に基づく措置をとるよう要請することができます。

また、必要があると認めるときは、当該道路の部分の構造の改善その他自動車騒音の大きさの減少に資する事項に関し、道路管理者又は関係行政機関の長に意見を述べることができます。

【表 7-5 道路交通騒音に係る要請限度】

区 域 の 区 分	昼間	夜間
a 区域及び b 区域のうち 1 車線を有する道路に面する区域	65dB	55dB
a 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域	70dB	65dB
b 区域のうち 2 車線以上の車線を有する道路に面する区域及び c 区域のうち車線を有する道路に面する区域	75dB	70dB

注1 区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1条に定める用途地域に準拠して指定(a区域、b区域、c区域はそれぞれ環境基準の地域の類型A、B、Cと同じ用途地域)していますが、あくまでも目安です。

注2 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

【表 7-6 幹線交通を担う道路に接近する区域の要請限度】

幹線交通を担う道路に近接する空間	昼間	夜間
	75db 以下	70db 以下

注1 「幹線交通を担う道路」とは、高速自動車国道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る。)等をいう。

注2 「幹線交通を担う道路に近接する空間」とは、次の車線数の区分に応じて道路端からの距離によりその圏を特定する。

① 2車線以下の車線を有する幹線交通を担う道路……15m

② 2車線を超える車線を有する道路……20m

注3 時間の区分は、昼間を午前6時から午後10時までの間とし、夜間を午後10時から翌日の午前6時までの間とする。

3. 道路交通振動の要請限度

振動規制法第16条の規定により、市町村長が法に基づく振動の測定を行った場合、指定区域内における道路交通振動が環境省令で定める限度(要請限度・表 7-7)を超えていることにより道路周辺の生活環境が著しく損なわれていると認めるときは道路管理者に対し当該道路の部分につき道路交通振動の防止のための舗装、維持または修繕の措置を執るべきことを要請したり、または、都道府県公安委員会に対し道路交通法の規定による措置をとるべきことを要請することができます。

【表 7-7 道路交通振動の要請限度】

時間区分 区域区分	昼間	夜間
	午前 7 時から午後 8 時まで	午後 8 時から翌日の午前 7 時まで
第一種区域	65dB	60dB
第二種区域	70dB	65dB

注 1 区域区分の指定は、原則、都市計画法(昭和 43 年法律第 100 号)第 8 条第 1 項第 1 条に定める用途地域に準拠して指定していますが、あくまでも目安です。

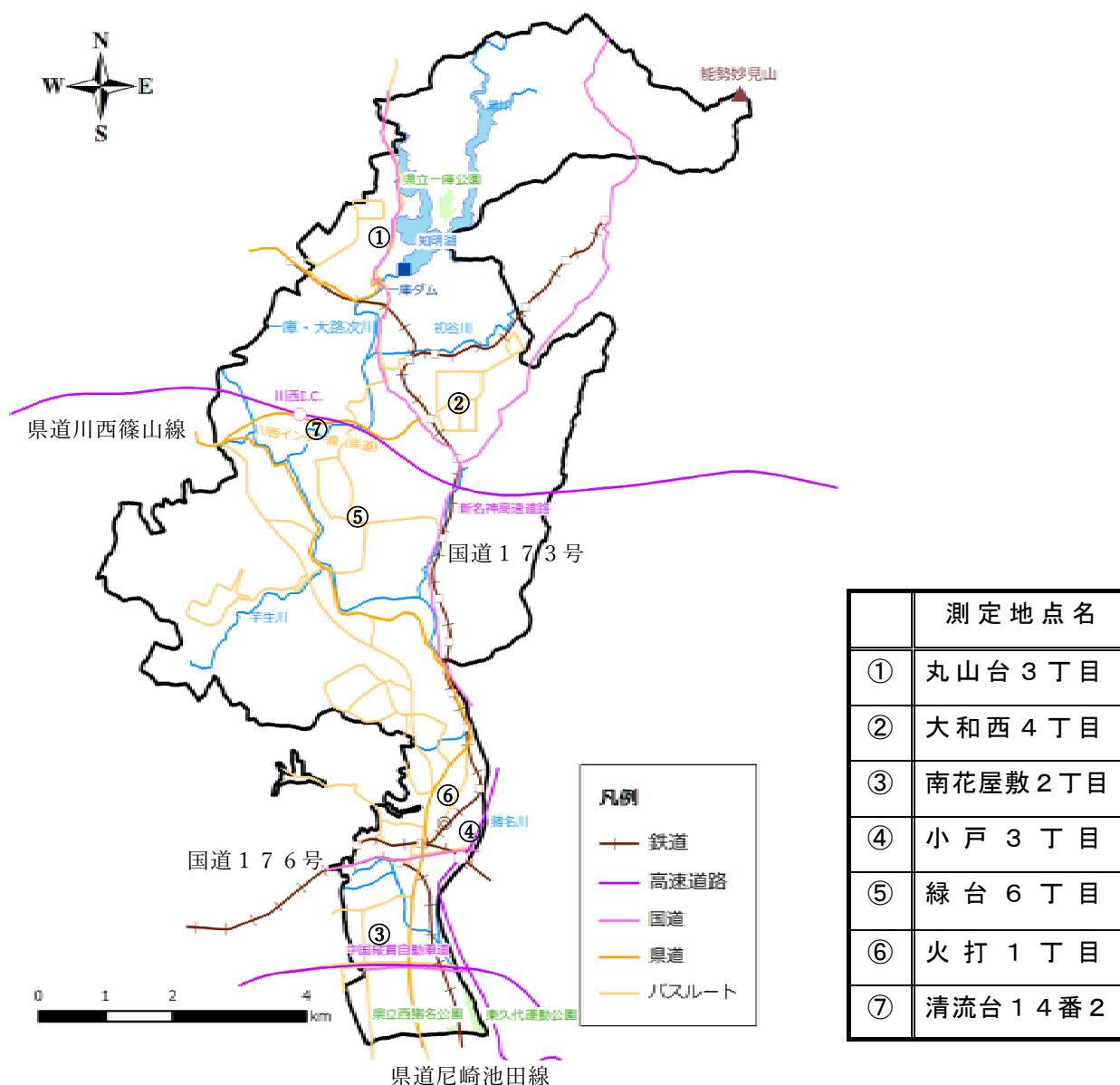
注 2 第一種区域:良好な住居の環境を保全するため、特に静穏の保持を必要とする区域及び住居の用に供されているため、静穏の保持を必要とする区域 第二種区域:住居の用にあわせて商業、工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を保全するため、振動の発生を防止する必要がある区域及び主として工業等の用に供されている区域であって、その区域内の住民の生活環境を悪化させないため、著しい振動の発生を防止する必要がある区域

注 3 学校、病院等特に静穏を必要とする施設の周辺の道路における限度は、上記表に定める値以下当該値から 5 デシベル減じた値以上とする。(振動規制法施行規則第 12 条)

第2節 一般地域等における環境騒音の現況

1. 測定地点

本市における環境騒音の現況を把握するため、令和7年度は、A地域3地点、B地域3地点、C地域1地点の合計7地点(図7-1)で環境騒音測定を実施しました。



【図 7-1 測定地点図】

2. 測定地点別の騒音レベル及び環境基準適合状況

令和7年度の騒音測定結果は、すべての地点の昼間及び夜間において、環境基準値に適合しました。

【表 7-8 一般地域における環境騒音測定結果及び環境基準の適否】

地点 番号	調査地点名 (所在地)	地域類型 (用途地域)	測定期間	時間 区分	24時間測定		
					騒音レベル (LAeq:dB)	環境基準 (dB)	環境基準 適合状況
①	一庫中区配水池 (丸山台3丁目)	A (1種低層住居)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	40	55	○
				夜間	32	45	○
②	大和自治会館 (大和西4丁目)	A (1種低層住居)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	49	55	○
				夜間	39	45	○
③	文化財資料館 (南花屋敷2丁目)	A (2種中高層住居)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	53	55	○
				夜間	43	45	○
④	心身障害者総合福祉センター (小戸3丁目)	B (2種住居)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	52	55	○
				夜間	42	45	○
⑤	旧川西市緑台老人福祉センター (緑台6丁目)	C (近隣商業)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	48	60	○
				夜間	38	50	○
⑥	シルバー人材センター (火打1丁目)	B (2種住居)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	50	55	○
				夜間	44	45	○
⑦	川西文珠橋局 (清流台)	B (市街化調整区域)	12 / 18 ~ 12 / 19	昼間	58	70	○
				夜間	56	65	○

注1 ⑦川西文珠橋局の地域類型は「B」に該当するが、幹線交通を担う道路に近接するため、道路に面する地域の環境基準を適用する。



【図 7-2 測定の様子（一庫中区配水池）】

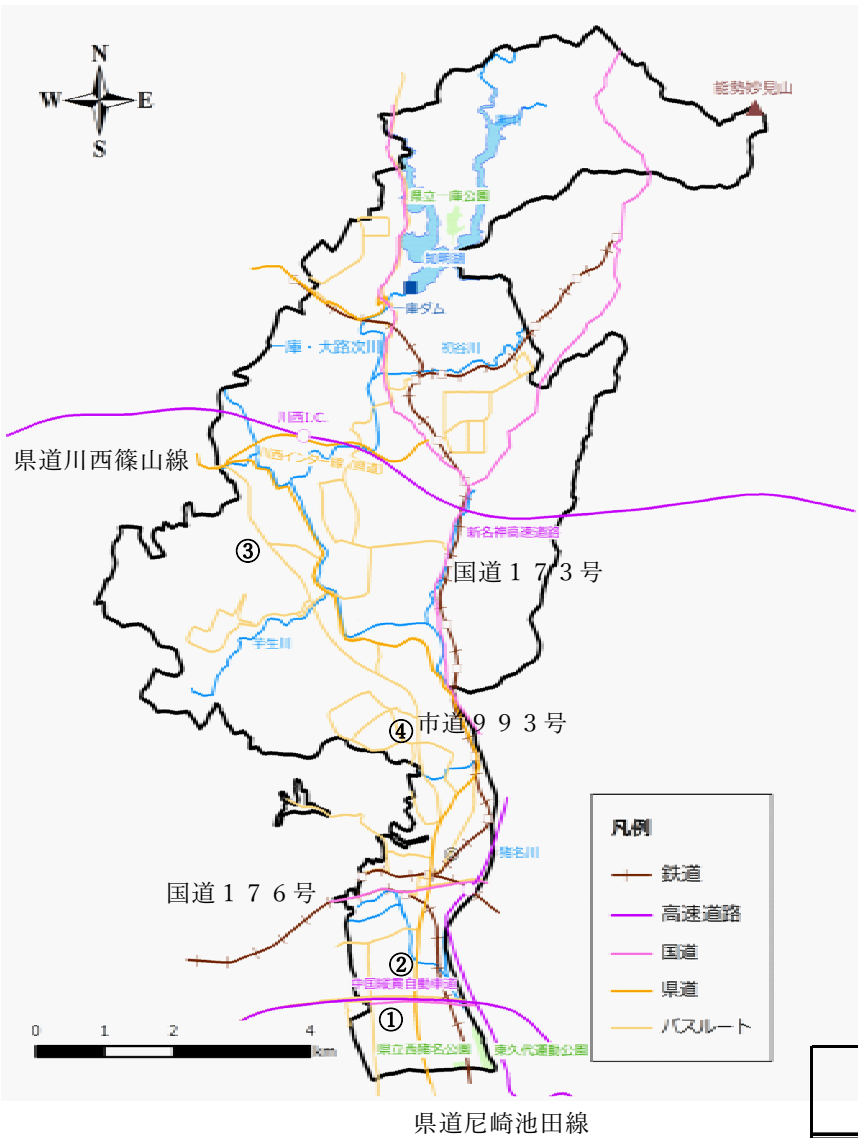


【図 7-3 測定の様子（川西文珠橋局）】

第 3 節 自動車騒音及び道路交通振動の現況

1. 測定地点

本市の幹線交通を担う道路の沿道地域における騒音及び振動の現況を把握し、道路に面する地域の環境基準等の適合状況、騒音規制法及び振動規制法に定める要請限度の適合状況を調べるため、令和7年度は、4路線4地点(図7-4)で自動車騒音測定を実施しました。



【図 7-4 測定地点図】

	測定地点名	測定項目	
		騒音	振動
①	久代3丁目	●	●
②	加茂5丁目	●	●
③	清和台西3丁目	●	●
④	萩原台西3丁目	●	●

2. 測定地点別の自動車騒音レベル及び環境基準適合状況

令和7年度の自動車騒音測定結果は、地点番号①の「昼間」と「夜間」で、幹線交通を担う道路に近接する空間についての環境基準値に不適合でしたが、次項3のとおり、要請限度は適合しています。その他の地点は、それぞれの時間区分で適合しています。

【表 7-9 令和7年度自動車騒音測定結果及び環境基準の適否】 (L_{Aeq} : dB)

地点 番号	測定地点名 (所在地)	道 路 名	測 定 期 間	地域の区分 (用途地域)	車線 数	時間 区分	騒 音 レベル	環境基準		測 定 位 置
								基準値	適否	
①	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/11 ～ 12/12	C地域 (準工業)	10	昼間	71	70	×	道路端
						夜間	69	65	×	0 m
②	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/11 ～ 12/12	C地域 (準工業)	6	昼間	69	70	○	道路端
						夜間	65	65	○	0 m
③	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/15 ～ 12/16	C地域 (近隣商業)	4	昼間	66	70	○	道路端
						夜間	59	65	○	0 m
④	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/15 ～ 12/16	A地域 (第二種中高層住居)	4	昼間	70	70	○	道路端
						夜間	62	65	○	0 m

注1 上表の環境基準は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例基準値」とする。(この基準値は、個別の住居等において騒音の影響を受けやすい面の窓を主として閉めた生活が営まれていると認められるときは、屋内へ透過する騒音にかかる基準によることができる。昼間:45dB以下、夜間:40dB以下)

注2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)等をいう。

3. 測定地点別自動車騒音レベル及び要請限度適合状況

令和7年度の自動車騒音測定結果では、調査を行った全ての地点及び時間区分で要請限度に適合しています。ただし、要請限度に係る騒音測定は、当該道路のうち原則として交差点を除く部分に係る自動車騒音を対象とし、連続する7日間のうち、当該自動車騒音の状況を代表すると認められる3日間について行うものとされており、測定条件が満たされていないため測定結果は、あくまでも参考値として取り扱っています。

【表 7-10 令和7年度自動車騒音測定結果及び要請限度との適否】 (L_{Aeq} : dB)

地点 番号	測定地点名 (所在地)	道 路 名	測 定 期 間	区域の区分 (用途地域)	車線 数	時間 区分	騒 音 レベル	要請限度		測 定 位 置
								限度値	適否	
①	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/11 ～ 12/12	C地域 (準工業)	10	昼間	71	75	○	道路端
						夜間	69	70	○	0 m
②	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/11 ～ 12/12	C地域 (準工業)	6	昼間	69	75	○	道路端
						夜間	65	70	○	0 m
③	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/15 ～ 12/16	C地域 (近隣商業)	4	昼間	66	75	○	道路端
						夜間	59	70	○	0 m
④	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/15 ～ 12/16	A地域 (第二種中高層住居)	4	昼間	70	75	○	道路端
						夜間	62	70	○	0 m

注1 上表の要請限度は、「幹線交通を担う道路に近接する空間についての特例要請限度値」とする。

注2 幹線交通を担う道路とは、高速自動車道、一般国道、都道府県道及び市町村道(市町村道にあつては4車線以上の区間に限る)等をいう。

4. 測定地点別の振動レベル及び要請限度適合状況

令和7年度の道路交通振動測定結果は、地点番号①～④の全ての地点において要請限度以下となっています。

【表 7-11 令和7年度道路交通振動測定結果及び要請限度との適否】

(L₁₀: dB)

地点番号	測定地点名 (所在地)	道路名	測定 期 間	区域の区分 (用途地域)	車線 数	時間 区 分	振 動 レ ベ ル	要請限度 基準値 適否	測 定 位 置
①	久代浄水場前 (久代3丁目)	中国縦貫自動車道 及び国道176号	12/11 ～ 12/12	第二種区域 (準工業)	10	昼間	37	70 ○	道路端
						夜間	34	65 ○	0 m
②	加茂大気測定室前 (加茂5丁目)	県道13号 (尼崎池田線)	12/11 ～ 12/12	第二種区域 (準工業)	6	昼間	43	70 ○	道路端
						夜間	35	65 ○	0 m
③	清和台公民館前 (清和台西3丁目)	県道12号 (川西篠山線)	12/15 ～ 12/16	第二種区域 (近隣商業)	4	昼間	38	70 ○	道路端
						夜間	32	65 ○	0 m
④	萩原台配水場前 (萩原台西3丁目)	市道993号	12/15 ～ 12/16	第一種区域 (第二種中高層住居)	4	昼間	39	65 ○	道路端
						夜間	32	60 ○	0 m

【表 7-12 振動による影響例】

大きさ	人体に及ぼす影響	震度	気象庁震度階級 (振動の大きさのめやす)
90dB	人体に影響が生じ始める	Ⅳ：中震 85～95dB	家屋の振動が激しくすわりの悪い花瓶などは倒れ、器内の水はあふれ出る。また、歩いている人にも感じられ、多くの人戸外に飛び出す程度の地震
80dB	産業職場で振動が気になる (8時間振動にさらされた場合) 深い眠りに影響が出る	Ⅲ：弱震 75～85dB	家屋が揺れ、戸、障子がガタガタと鳴動し、電灯のような吊り下げ物は相当揺れ器内の水面の動くのがわかる程度の地震
70db	浅い睡眠にも影響がある	Ⅱ：軽震 65～75dB	大勢のひとに感ずる程度のもので、戸、障子がわずかに動くのがわかる程度の地震
60dB	振動を感じ始める	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
50dB	ほとんど睡眠に影響はない	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震
40dB	常時微動	Ⅰ：微震 55～65dB	静止している人や、特に地震に注意深い人だけに感じる程度の地震

兵庫県のホームページ「ひょうごの環境」より

5. 自動車騒音常時監視（面的評価）

自動車騒音の状況の常時監視は、騒音規制法第18条の規定に基づき、自動車騒音の状況及び対策の効果等を把握することにより自動車騒音対策の基礎資料となるように、道路を走行する自動車の運行に伴い発生する騒音に対して道路に面する地域全体の騒音の状況を把握することを目的としています。この目的のため、いわゆる面的評価という手法が取られます。この面的評価とは、幹線道路に面した地域（道路端から50メートルの範囲）において、個々の建物ごとの騒音レベルを推計し、環境基準を超過する住居等の戸数の割合を算出して、道路交通騒音の状況を評価しようとするものです。これまでの面的評価の結果は次のとおりです。

第7章 騒音、振動

【表 7-13 令和7年度自動車騒音常時監視（面的評価）結果】

一連番号	評価の実施年度	評価対象道路		評価区間の始点の住所	評価区間の終点の住所	評価区間の延長	評価区間全体				
		路線名	車線数				評価対象住居等戸数	昼間・夜間とも基準値以下	昼間のみ基準値以下	夜間のみ基準値以下	昼間・夜間とも基準値超過
							a. =b+c+d+e	b	c	d	e
						(km)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)	(戸)
1	2021	一般国道173号	4	川西市鼓が滝1丁目1	川西市平野2丁目6	1.3	312	312	0	0	0
2	2021	一般国道173号	4	川西市平野2丁目6	川西市平野3丁目1	0.3	78	37	18	0	23
3	2021	一般国道173号	4	川西市平野3丁目1	川西市長尾町4	1.4	60	60	0	0	0
4	2021	一般国道173号	4	川西市長尾町4	川西市見野2丁目8	1.6	481	443	33	0	5
5	2021	一般国道173号	4	川西市見野2丁目8	川西市見野3丁目20	0.4	92	56	9	0	27
6	2021	一般国道173号	4	川西市見野3丁目20	川西市山下町21	0.5	134	129	5	0	0
7	2021	一般国道173号	4	川西市山下町21	川西市一庫	0.9	31	21	6	0	4
8	2022	阪神高速大飯池田線	4	川西市下加茂1丁目1	川西市小花2丁目18	0.5	191	191	0	0	0
9	2022	阪神高速大飯池田線	4	川西市小花2丁目18	川西市小花2丁目4	0.3	225	225	0	0	0
10	2022	阪神高速大飯池田線	4	川西市小花2丁目4	川西市小花2丁目3	0.1	29	29	0	0	0
11	2022	阪神高速大飯池田線	4	川西市小花2丁目3	川西市小戸3丁目24	0.6	320	320	0	0	0
12	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目2	川西市加茂4丁目4	0.2	47	38	9	0	0
13	2022	一般国道176号	4	川西市加茂4丁目4	川西市3丁目	0.3	137	121	16	0	0
14	2022	一般国道176号	4	川西市加茂5丁目3	川西市加茂4丁目2	0.2	64	64	0	0	0
15	2023	一般国道176号	4	川西市加茂6丁目10	川西市加茂	0.3	3	3	0	0	0
16	2023	一般国道176号	4	川西市加茂	川西市加茂6丁目2	0.2	13	13	0	0	0
17	2023	尼崎池田線	4	川西市久代2丁目8	川西市久代5丁目	0.7	260	237	3	0	20
18	2023	尼崎池田線	4	川西市加茂6丁目2	川西市久代2丁目8	0.5	75	75	0	0	0
19	2023	尼崎池田線	6	川西市加茂6丁目1	川西市加茂6丁目2	0.4	30	30	0	0	0
20	2023	尼崎池田線	6	川西市下加茂1丁目5	川西市加茂6丁目1	0.7	262	262	0	0	0
21	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目21	川西市下加茂1丁目5	0.2	124	124	0	0	0
22	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目2	川西市栄根2丁目21	0.4	355	355	0	0	0
23	2023	尼崎池田線	6	川西市栄根2丁目1	川西市栄根2丁目2	0.1	39	39	0	0	0
24	2023	尼崎池田線	6	川西市小花1丁目11	川西市栄根2丁目1	0.1	49	49	0	0	0
25	2024	県道川西篠山線	4	川西市小花1丁目11	川西市日高町10	1.0	1051	1051	0	0	0
26	2024	県道川西篠山線	4	川西市日高町10	川西市萩原1丁目7	0.7	221	221	0	0	0
27	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目7	川西市萩原1丁目16	0.1	22	22	0	0	0
28	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原1丁目16	川西市萩原台東	0.2	51	51	0	0	0
29	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原台東	川西市萩原台西	0.6	192	188	0	0	0
30	2024	県道川西篠山線	4	川西市鶯台2丁目20	川西市錦松台9	0.2	39	39	0	0	0
31	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台9	川西市西多田2丁目2	0.2	110	110	0	0	0
32	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田2丁目2	川西市西多田1丁目4	0.1	8	8	0	0	0
33	2024	県道川西篠山線	4	川西市萩原台西	川西市錦松台3	0.3	42	38	0	0	0
34	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台3	川西市錦松台5	0.1	3	3	0	0	0
35	2024	県道川西篠山線	4	川西市錦松台5	川西市鶯台1丁目23	0.1	8	6	0	0	0
36	2024	県道川西篠山線	4	川西市鶯台1丁目23	川西市鶯台2丁目20	0.1	55	53	0	0	0
37	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目4	川西市西多田1丁目31	0.3	13	13	0	0	0
38	2024	県道川西篠山線	4	川西市多田院西1丁目1	川西市多田院	0.9	11	11	0	0	0
39	2024	県道川西篠山線	4	川西市多田院	川西市清和台東5丁目3	0.2	4	4	0	0	0
40	2024	県道川西篠山線	4	川西市清和台東5丁目3	川西市清和台西1丁目3	1.5	687	687	0	0	0
41	2024	県道川西篠山線	4	川西市西多田1丁目31	川西市西多田1丁目26	0.1	11	11	0	0	0
42	2024	県道川西篠山線	4	川西市清和台西1丁目3	川西市石道	0.6	146	146	0	0	0
43	2025	一般国道176号	2	川西市寺畑2丁目17	川西市栄根2丁目7	1.2	402	345	0	17	40
44	2025	一般国道176号	4	川西市栄根2丁目7	川西市小花1丁目7	0.3	164	164	0	0	0
45	2025	一般国道176号	2	川西市小花1丁目7	川西市小花2丁目4	0.8	881	881	0	0	0
46	2025	川西三田線	4	川西市一庫1丁目16	川西市一庫3丁目8	0.6	134	134	0	0	0
47	2025	川西三田線	4	川西市一庫3丁目8	川西市丸山台	0.4	72	72	0	0	0

第4節 航空機騒音の現況と対策

本市の南部地域は、大阪国際空港から離発着する航空機の航路直下に位置し、昭和39年ジェット機の就航以来、甚大な航空機騒音にさらされ、昭和40年代には、周辺住民から空港を設置管理する国に対し、夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで）の差止めと損害賠償を求める公害訴訟が相次いで提起されました。これらの訴訟のうち第1次から第3次訴訟については、昭和56年に最高裁判決が出され、夜間飛行の差止請求は却下されましたが、昭和50年5月までの間の損害賠償請求は認容されました。こうした形で司法の最終判断が示されたことから、第4次から第5次訴訟についても和解の気運が高まり、約1年間にわたる和解手続を経て、昭和59年に裁判上の和解が成立しました。

その後、様々な環境対策に取り組まれたほか、平成6年の関西国際空港の開港に伴い、国際線が同空港へ移転したことなどにより、航空機騒音の一定の軽減が図られたため、平成12年4月から騒音対策区域は中国自動車道以南の地域に縮小されています。（平成21年3月の告示では、川西市の変更はありませんでした。）

1. 航空機騒音の現況

本市では、南部地域における航空機騒音の実態を把握し、環境対策の要望などをするため、航空機騒音の測定を行っています。

平成25年度からは、臨時便の運航により、離発着回数が増加する夏と冬の年2回の測定を行っており、平成28年度からは、下表の5地点において、「航空機騒音に係る環境基準」に基づいた、連続7日間の測定を行っています。

【表 7-14 航空機騒音測定地点一覧表】

地点番号	測定地点	所在地	測定日	測定時間
1	摂代会児童遊園地付近	久代5丁目1	R7.8.13 ～R7.8.19	7:00～21:00
2	川西南中学校	久代3丁目3-1		
3	東久代2丁目公園	東久代2丁目8		
4	県営川西下加茂高層住宅	下加茂2丁目4	R7.12.28 ～R8.1.3	
5	旧加茂会館	加茂3丁目8-8		

※ 網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点

第7章 騒音、振動

【表 7-15 航空機騒音実態調査の測定結果】

地点 番号	機種別騒音パワーレベルの平均 (dB)													
	B787		B777		B767		B737		A350		A320		E190	
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期
1	80.3	77.9	85.0	83.4	79.9	78.5	82.7	81.5	78.9	77.0	78.5	78.8	79.2	78.8
2	73.0	71.2	79.6	78.6	73.2	74.3	76.0	76.2	71.9	70.5	74.2	75.2	74.9	75.1
3	73.8	73.3	80.5	80.4	77.2	77.3	78.0	78.4	73.6	73.5	75.7	77.7	77.4	78.3
4	68.9	68.8	73.6	74.1	70.0	71.1	71.2	72.2	67.5	67.9	68.9	70.3	70.2	71.3
5	68.1	65.8	73.1	72.9	68.6	70.6	70.9	72.2	67.0	66.5	68.7	70.4	69.4	70.6

地点 番号	機種別騒音パワーレベルの平均 (dB)										WECPNL		Lden (dB)	
	E170		CRJ		DH8		AT46		全機種		夏期	冬期	夏期	冬期
	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期	夏期	冬期				
1	76.7	77.3	74.4	74.1	72.9	74.6	71.2	73.9	79.3	78.7	76	76	63	63
2	77.5	77.5	74.4	73.9	71.6	70.3	70.7	70.0	75.0	75.1	72	72	59	59
3	79.2	79.5	79.1	79.8	73.5	72.9	72.8	72.2	77.2	77.6	74	75	60	61
4	72.2	73.3	70.0	70.4	64.6	64.8	62.9	64.1	70.1	71.1	67	68	54	56
5	72.6	73.1	67.1	68.2	63.3	62.9	61.4	62.1	69.7	70.6	66	67	54	55

※ 網掛け箇所は騒音対策区域外の測定地点。

※ WECPNL:加重等価平均感覚騒音レベル、「うるささ指数」とも呼ばれている。単位はなし。

※ Lden:時間帯補正等価騒音レベル、単位はdB。

※ 「航空機騒音に係る環境基準について」の一部を改正する告示(平成 19 年環境省告示第 11 号)に基づき、平成 25 年 4 月 1 日に WECPNL(加重等価平均感覚騒音レベル)からLden(時間帯補正等価騒音レベル)へ変更されました。WECPNLは、昭和48年から採用されていましたが、騒音測定機器の技術進歩に伴い高度な測定を簡易に行うことができるようになったこと、国際的にもLdenが主流となっていることから変更されました。

【表 7-16 機種名一覧】

B787	ボーイング787	E190	エンブラエル190
B777	ボーイング777	E170	エンブラエル170
B767	ボーイング767	CRJ	ボンバルディアCRJ
B737	ボーイング737	DH8	ボンバルディア ダッシュ 8
A350	エアバス350	AT46	アエロスパシアル
A320	エアバス320		



2. 航空機騒音対策

1) 発生源対策

①機材の改良

平成7年4月から、新基準(チャプター3)に適合しない航空機の段階的な運航制限を開始し、現在は適合する機種のための運航となっています。なお、現在はさらに厳しいチャプター4、チャプター14という基準もあり、ボーイング777、エアバス A320等はチャプター4、ボーイング787、エアバスA350、エアバス A320neo 等はチャプター14の基準もクリアしています。

※チャプターとは・・・ICAO(国際民間航空機関)が、航空機の離着陸時の騒音についての環境保全基準を主に製造された年代別に定めたもの。国際民間航空条約第16 附属書第1巻の章(チャプター)ごとに騒音の基準が規定されている。

②発着回数の上限

大阪国際空港における航空機の発着回数は、昭和47年に最大450回/日でしたが、段階的な制限がなされ、昭和49年に410回、昭和50年に400回、昭和52年から370回/日(うちジェット機枠200回、プロペラ機枠170回)が上限とされています。平成18年4月からは、3発及び4発機の規制によりジャンボ機の発着がなくなりました。平成25年3月には、需要が低かったプロペラ機枠を段階的に低騒音機枠(プロペラ機と同等程度以下の騒音の機材)に変更する取り組みが進められ、近年の発着回数は、上限の370回/日に達しています。

③運航面における措置

● 発着時間

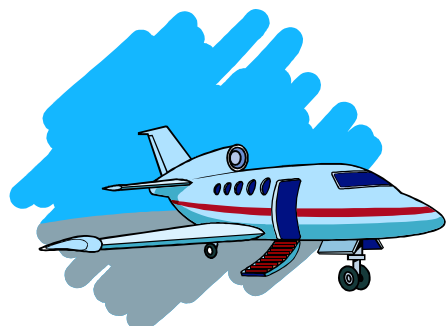
大阪国際空港では、午後9時から翌日午前7時までの間に離発着する航空ダイヤの設定は認められていません。

● 騒音軽減運航方式

離陸機が通過する地域における騒音範囲の拡大を防止するため、優先飛行経路が定められているほか、騒音軽減運航方式(急上昇方式など)を採用し、騒音の軽減が図られています。

④航空機騒音の監視

現在、大阪国際空港を運営している関西エアポート株式会社は、飛行経路にあたる市立久代小学校をはじめ、周辺市の10カ所に設置された航空機騒音監視装置で航空機騒音を常時監視しています。



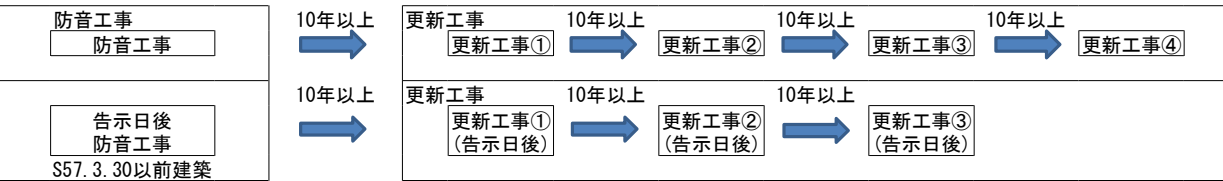
2) 空港周辺対策

空港周辺においては、「公共用飛行場周辺における航空機騒音による障害の防止等に関する法律」等に基づき、民家防音工事等(更新工事)の助成が行われています。

【表 7-17 航空機騒音に係る民家防音工事等実績数】

	民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③	更新工事④	告示日後			
						民家防音工事	更新工事①	更新工事②	更新工事③
昭和49年～平成24年6月30日	6,804	5,119	2,563	10		342	510	0	
平成24年7月1日～平成28年3月31日	0	95	64	131		0	13	40	
平成28年4月1日～令和8年3月31日	0	90	82	203	59	0	23	146	1
合 計	6,804	5,144	2,709	344	59	342	546	186	1

※ 実績数値については、平成 24 年 6 月 30 日までは(独)独立行政法人空港周辺整備機構、平成 24 年 7 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日までは、新関西国際空港㈱、平成 28 年 4 月以降は、関西エアポート㈱が集計
※ 更新工事④については、令和 4 年度から受付開始
※ 更新工事③(告示日後)については、令和 5 年度から受付開始。



【図 7-5 防音工事と更新工事の流れ】

3. 航空機騒音に係る環境基準

航空機騒音公害防止のための施策の目標となる「航空機騒音に係る環境基準」は、次のように定められています。

【表 7-18 航空機騒音に係る環境基準】

地域の類型	基準値	
	H25. 3. 31まで 指標：WECPNL	H25. 4. 1以降 指標：Lden
I	70以下	57dB以下
II	75以下	62dB以下

※ Iをあてはめる地域は専ら住居用に供される地域とし、IIをあてはめる地域はI以外の地域であって通常の生活を保全する必要がある地域とする。

第5節 騒音・振動防止対策

1. 法律・県条例に基づく規制等

工場・事業場から発生する騒音・振動を規制する法令として、騒音規制法、振動規制法、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例があります。

これらの法令では、生活環境を保全するための地域を定め、この地域内の政令等で定める施設(特定施設)を設置している工場・事業場(特定工場等)を対象として届け出義務を課す等の規制を行っています。工場・事業場には規制基準の遵守義務が課せられており、そこから発生する騒音や振動が規制基準に適合しないことにより、周辺的生活環境が損なわれると認められる場合は、改善勧告や命令等ができることになっています。

また、建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音や振動を発生するものには特定建設作業として政令等で定められており、当該作業の実施に当たっては事前の届出が必要となっています。特定建設作業は、日曜日、その他の休日及び夜間は原則として禁止されています。

カラオケなど深夜営業騒音については、兵庫県の環境の保全と創造に関する条例第63条及び同条例施行規則第19条において、深夜における騒音の防止を図る必要がある区域であって、知事が指定する区域内においては、午後11時から翌日の午前6時までの間にカラオケなどの音響機器の使用を制限しています。

1) 特定施設及び特定建設作業による騒音・振動の規制基準

工場・事業場等に適用される騒音や振動の規制基準は、工場・事業場等の敷地境界線上の騒音や振動の大きさについて区域別、時間帯別に定められています。また、特定建設作業の規制基準は建設現場の敷地境界線上での騒音・振動の大きさがそれぞれ定められています。基準値については以下のとおりです。

【表 7-19 騒音の特定施設を有す工場、事業場に関する時間及び区域区分ごとの規制基準】

時間区分 区域区分	昼 間	朝 夕	夜 間
	午前 8 時～午後 6 時	午前 6 時～午前 8 時 午後 6 時～午後 10 時	午後 10 時～ 翌日午前 6 時
第 1 種区域	50dB	45dB	40dB
第 2 種区域	60dB	50dB	45dB
第 3 種区域	65dB	60dB	50dB
第 4 種区域	70dB	70dB	60dB

【備考】第2種区域、第3種区域又は第4種区域内に所在する学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校、児童福祉法(昭和22年法律第164号)第7条に規定する保育所、医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院及び同条第2項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和25年法律第118号)第2条第1項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和38年法律第133号)第5条の3に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね50メートルの区域内における当該基準は、この表の値から5デシベル減じた値とする。

第 7 章 騒音、振動

【表 7-20 振動の特定施設を有する工場、事業場に関する時間及び区域区分の規制基準】

区域の区分	時間の区分	昼 間	夜 間
		午前 8 時～午後 7 時	午後 7 時～翌日午前 8 時
第 1 種区域		60dB	55dB
第 2 種区域		65dB	60dB

【備考】第 1 種区域又は第 2 種区域内に所在する学校教育法(昭和 22 年法律第 26 号)第 1 条に規定する学校、児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 7 条に規定する保育所、医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 1 条の 5 第 1 項に規定する病院及び同条第 2 項に規定する診療所のうち患者の収容施設を有するもの、図書館法(昭和 25 年法律第 118 号)第 2 条第 1 項に規定する図書館並びに老人福祉法(昭和 38 年法律第 133 号)第 5 条の 3 に規定する特別養護老人ホームの敷地の周囲概ね 50 メートルの区域内における当該基準は、この表の値から 5 デシベル減じた値とする。

【表 7-21 特定建設作業に伴って発生する騒音・振動の規制に関する基準】

		騒音の基準	振動の基準	適用除外
騒音又は振動 の大きさ	基準値	85dB	75dB	－
	測定位置	敷地境界		
作業時間	1 の区域	午後 7 時～翌日午前 7 時の時間内でないこと		イロハニ
	2 の区域	午後 10 時～翌日午前 6 時の時間内でないこと		
1 日当たりの 作業時間	1 の区域	10 時間を超えないこと		イロ
	2 の区域	14 時間を超えないこと		
作業期間		連続して 6 日を超えないこと		イロ
作 業 日		日曜日その他の休日でないこと		イロハニホ

【区域の内容及び適用除外については下記参照】

適 用 除 外	
イ	災害その他非常事態の発生により緊急を要する場合
ロ	人の生命・身体の危険防止のため必要な場合
ハ	鉄道・軌道の正常な運行確保のため必要な場合
ニ	道路法による占用許可（協議）又は道路交通法による使用許可（協議）に条件が付された場合
ホ	変電所の変更工事で必要な場合

区域の区分	騒音規制法に基づく区域	都市計画法の区域のめやす
1 の区域	第 1 種区域	第 1 種低層住居専用地域、第 2 種低層住居専用地域
	第 2 種区域	第 1 種中高層住居専用地域、第 2 種中高層住居専用地域、第 1 種住居地域、第 2 種住居地域、準住居地域、市街化調整区域
	第 3 種区域	近隣商業地域、商業地域、準工業地域
	第 4 種区域のうち学校、保育所、病院、診療所、図書館、特別養護老人ホームの周囲概ね 80 メートルの区域	工業地域
2 の区域	第 4 種区域のうち 1 の区域以外の区域	

2) 特定施設に係る届出状況

令和7年度の法律及び県条例に基づく特定施設の設置等の届出状況は次のとおりです。

【表 7-22 令和7年度特定施設に係る届出状況】

届出の種類		騒音規制法	振動規制法	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	
				騒音	振動
設置		1		7	
使用					
変更	種類ごとの数				
	防止の方法				
	使用の方法				
氏名等の変更		2		5	4
承継					
廃止				3	
合計		3	0	15	4

3) 特定建設作業に係る届出状況

令和7年度の法律及び県条例に基づく特定建設作業の届出状況は次のとおりです。

【表 7-23 令和7年度特定建設作業に係る届出状況】

区分		建設作業の種類	届出件数
騒音	騒音規制法	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用を除く）	1
		びょう打機を使用する作業	
		さく岩機を使用する作業	178
		空気圧縮機を使用する作業	10
		コンクリートプラント等を設けて行う作業	
		掘削機械を使用する作業	8
	条例と境界 する庫保 環境に全	くい打ち機等を使用する作業（アースオーガー併用の場合）	1
		掘削機械を使用する作業	426
		建物の解体・破壊作業	35
小 計		659	
振動	振動規制法	くい打ち機等を使用する作業	3
		鋼球を使用して行う建築物・工作物の解体・破壊作業	
		舗装版破砕機を使用する作業	
		ブレーカー（手持ち式のものを除く）を使用する作業	140
	小 計		143
合 計			802

2. 生活騒音の防止

クーラーなどの設備機器を「低騒音型のものにする」「設置場所を民家から離したりする」音源対策や「扉、窓などを防音型のものにする」受音対策、「ピアノ、ステレオなどの楽器や音響機器」には音量の調節・使用時間の考慮・防音室の設置など生活騒音の低減・防止方法があります。生活騒音に対する苦情等の発生の背景には、音の大きさのみならず近隣関係に左右されやすいという心理的要因が強く働いていることもあるので、コミュニケーションを良好に保ち、お互いに気配りを行うことなどが望まれています。

第8章 悪臭

悪臭は、人の感覚を直接刺激し、快適な生活環境を損なうものとして、従来から問題となっています。産業の発展、市街地の拡大等により住民の日常生活に身近な公害として、悪臭問題が全国的に取り上げられた状況を受け、昭和47年に悪臭防止法(昭和46年法律第91条)が施行されました。工場及び事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について必要な規制等を行うことにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護を図ることを目的としています。

また、兵庫県内では、兵庫県環境の保全と創造に関する条例による規制も適用されています。

悪臭防止法による規制

- ① 敷地境界線における規制物質(22物質)
- ② 煙突等の気体排出施設から排出される排出口における規制物質(13物質)
- ③ 排出水における規制物質(4物質)

【表 8-1 悪臭物質の排出形態別規制の一覧】

物 質 名	① 敷地境界線の規制	② 気体排出口の規制	③ 排出水の規制
アンモニア	○	○	
メチルメルカプタン	○		○
硫化水素	○	○	○
硫化メチル	○		○
二硫化メチル	○		○
トリメチルアミン	○	○	
アセトアルデヒド	○		
スチレン	○		
ノルマル酪酸	○		
イソ吉草酸	○		
ノルマル吉草酸	○		
プロピオン酸	○		
プロピオンアルデヒド	○	○	
ノルマルブチルアルデヒド	○	○	
イソブチルアルデヒド	○	○	
ノルマルバレルアルデヒド	○	○	
イソバレルアルデヒド	○	○	
イソブタノール	○	○	
酢酸エチル	○	○	
メチルイソブチルケトン	○	○	
トルエン	○	○	
キシレン	○	○	

【表 8-2 敷地境界線における悪臭物質の規制基準及び物質の主要発生事業場等】

物質名 [化学式]	におい	主な発生源	地域	規制基準 値 (ppm)
アンモニア [NH ₃]	し尿のよう なにおい	畜産事業場、化製場、 し尿処理場等	一般 順応	1 5
メチルメルカプタン [CH ₃ SH]	腐ったたまねぎ のよう なにおい	パルプ製造工場、化製 場、し尿処理場等	一般 順応	0.002 0.01
硫化水素 [H ₂ S]	腐った卵のよう なにおい	畜産事業場、パルプ製 造工場、し尿処理場等	一般 順応	0.02 0.2
硫化メチル [(CH ₃) ₂ S]	腐ったキャベツ のよう なにおい	パルプ製造工場、化製 場、し尿処理場等	一般 順応	0.01 0.2
二硫化メチル [CH ₃ SSCH ₃]			一般 順応	0.009 0.1
トリメチルアミン [(CH ₃) ₃ N]	腐った魚のよう なにおい	畜産事業場、化製場、 水産缶詰製造工場等	一般 順応	0.005 0.07
アセトアルデヒド [CH ₃ CHO]	青ぐさい刺激臭	化学工場、魚腸骨処理 場、たばこ製造工場等	一般 順応	0.05 0.5
スチレン [C ₆ H ₅ CH=CH ₂]	都市ガスのよう なにおい	化学工場、FRP 製品製 造工場等	一般 順応	0.4 2
ノルマル酪酸 [CH ₃ (CH ₂) ₂ COOH]	汗くさいにおい	畜産事業場、化製場、 でん粉工場等	一般 順応	0.001 0.006
イソ吉草酸 [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ COOH]	むれたくつ下 のにおい		一般 順応	0.001 0.01
ノルマル吉草酸 [CH ₃ (CH ₂) ₃ COOH]			一般 順応	0.0009 0.004
プロピオン酸 [CH ₃ CH ₂ COOH]	すっぱいよう な刺激臭	脂肪酸製造工場、染色 工場等	一般 順応	0.03 0.2
プロピオンアルデヒド [CH ₃ CH ₂ CHO]	刺激的な甘酸 っぱい焦げた におい	焼付け塗装工程を有 する事業場等	一般 順応	0.05 0.5
ノルマルブチルアルデヒド [CH ₃ (CH ₂) ₂ CHO]			一般 順応	0.009 0.08
イソブチルアルデヒド [(CH ₃) ₂ CHCHO]			一般 順応	0.02 0.2
ノルマルバレールアルデヒド [CH ₃ (CH ₂) ₃ CHO]	一般 順応		0.009 0.05	
イソバレールアルデヒド [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ CHO]	一般 順応		0.003 0.01	
イソブタノール [(CH ₃) ₂ CHCH ₂ OH]	刺激的な発酵し たにおい	塗装工程を有する事 業場等	一般 順応	0.9 20
酢酸エチル [CH ₃ CO ₂ C ₂ H ₅]	刺激的なシンナ ーのよう なにおい	塗装工程又は印刷工 程を有する事業場等	一般 順応	3 20
メチルイソブチルケトン [CH ₃ COCH ₂ CH(CH ₃) ₂]			一般 順応	1 6
トルエン [C ₆ H ₅ CH ₃]	ガソリンのよう なにおい		一般 順応	10 60
キシレン [C ₆ H ₄ (CH ₃) ₂]			一般 順応	1 5

【表 8-3 地域の区分ごとの該当地域】

地域の区分	該当地域
順応地域	都市計画法(昭和43年法律第100号)第8条第1項第1号の規定により定められた工業地域、工業専用地域及び農業振興地域の整備に関する法律(昭和44年法律第58号)第8条第2項第1号の規定により定められた農用地区域
一般地域	順応地域以外の地域

第9章 ダイオキシン等の新たな化学物質問題

第1節 ダイオキシン類

1. ダイオキシン類

ダイオキシン類は、塩素含有物質の不完全燃焼や、薬品類合成の際に意図しない副生成物として発生する物質です。発生源は、廃棄物焼灼処理過程、金属精錬施設、自動車の排出ガス、たばこの煙などから発生するほか、山火事や火山活動などによっても発生します。ダイオキシン類は分解しにくく、健康影響も大きい化学物質であり、大気中に排出されたダイオキシン類が付着した粒子等が地表に達することにより、土壌や水を汚染し、さらに、食物連鎖を通してプランクトンや魚介類などの生物にも蓄積されていくと考えられています。

このように社会的関心の高まりから、平成12年1月に大気、水質（底質含む。）及び土壌の環境基準や排出ガス及び排水の排出基準並びに汚染土壌に関する措置等を定めた「ダイオキシン類対策特別措置法」が施行されました。

2. 環境基準等

①耐用一日摂取量（Tolerable Daily Intake：TDI）

生涯にわたって継続的に摂取したとしても健康に影響を及ぼすおそれがない1日あたりの摂取量

$$\text{TDI} = \frac{\text{人の体重1kg当たり 4pg-TEQ}}{\text{日あたり1kgあたり100gの摂取量}}$$

②環境基準

【表 9-1 ダイオキシン類に係る環境基準】

媒 体	基 準 値	測 定 方 法
大 気	0.6pg-TEQ/m ³ 以下	ポリウレタンフォームを装着した採取筒をろ紙後段に取り付けたエアサンプラーにより採取した試料を高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
水 質 (水底の底質を除く)	1pg-TEQ/l以下	日本産業規格K0312に定める方法
水底の底質	150pg-TEQ/g以下	水底の底質中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法
土 壌	1,000pg-TEQ/g以下	土壌中に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計により測定する方法

【備考】

- 1 基準値は、2,3,7,8-四塩化ジベンゾ-パラ-ジオキシンの毒性に換算した値とする。
- 2 大気及び水質（水底の底質を除く。）の基準値は、年間平均値とする。
- 3 土壌に含まれるダイオキシン類をソックスレー抽出又は高圧流体抽出し、高分解能ガスクロマトグラフ質量分析計、ガスクロマトグラフ四重極形質量分析計又はガスクロマトグラフ三次元四重極形質量分析計により測定する方法（この表の土壌の欄に掲げる測定方法を除く。以下「簡易測定方法」という。）により測定した値（以下「簡易測定値」という。）に2を乗じた値を上限、簡易測定値に0.5を乗じた値を下限とし、その範囲内の値をこの表の土壌の欄に掲げる測定方法により測定した値とみなす。
- 4 土壌にあつては、環境基準が達成されている場合であつて、土壌中のダイオキシン類の量が、 $250\text{pg-TEQ}/\text{g}$ 以上の場合には、必要な調査を実施することとする。

注1 大気の汚染に係る環境基準は、工業専用地域、車道その他一般公衆が通常生活していない地域又は場所については適用しない。

注2 水質の汚濁（水底の底質の汚染を除く）に係る環境基準は、公共用水域及び地下水について適用する。

注3 水底の底質の汚染に係る環境基準は、公共用水域の水底の底質について適用（平成14年9月）する。

注4 土壌の汚染に係る環境基準は、廃棄物の埋立地その他の場所であつて、外部から適切に区分されている施設に係る土壌については適用しない。

2. 本市域でのダイオキシン類の測定

本市域では、兵庫県により平成19年度までは毎年、20年度以降は隔年で大気中のダイオキシン調査が行われてきていましたが、平成24年度以降は調査されていません。

3. 県下のダイオキシン類の測定状況

兵庫県では、全県的なダイオキシン類の環境濃度を継続して監視するため、大気、水質、底質で調査を行っています。令和7年度の測定結果は次のとおりです。（「令和7年度大気・水質等常時監視結果」より。）

（1）大気

（2）水質

（3）底質

「令和7年度大気・水質等常時監視結果」が公表（8月末頃公表予定）され次第反映予定。

第2節 外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）

外因性内分泌攪乱化学物質（環境ホルモン）とは、“動物の生体内に取り込まれた場合に、本来、その生体内で営まれている正常なホルモン作用に影響を与える外因性の物質”を意味します。化学物質が内分泌系を攪乱する作用が人の健康や野生生物に及ぼす影響については、科学的に未解明な点が多いものの、世代を越えた影響をもたらすおそれがある重要な課題として内外の関心を集めてきました。この内分泌攪乱作用問題については、国において関係府省が連携して、環境中濃度の実態把握、試験方法の開発、生態系影響やヒト健康影響等に関する科学的知見を集積するための調査研究を、OECD における活動を通じた多国間協力や2国間協力など国際的に協調して実施されています。

これまでの調査研究においては、魚類に対して、環境中の濃度を考慮した濃度で、4-ノニルフェノール（分岐型）、4-tert-オクチルフェノール、ビスフェノールA 及びジクロロジフェニルトリクロロエタン(o,p'-DDT)の4物質について、内分泌攪乱作用を有することが推察されましたが、哺乳類に対しては、ヒト推定暴露量を考慮した用量での明らかな内分泌攪乱作用が認められた物質は見つかりませんでした。

その後、「化学物質の内分泌攪乱作用に関する環境省の今後の対応方針について－ExTEND2005－」に基づき、野生生物の観察、環境中濃度の実態の把握及び暴露の測定、基盤的研究の推進、影響評価並びに情報提供及びリスクコミュニケーションの推進といったより一層幅広い取組を進められ、これを引き継ぐ形で平成22年7月には「化学物質の内分泌かく乱作用に関する今後の対応－EXTEND2010－」、平成28年6月には同EXTEND2016を策定しました。さらに、令和4年10月には同EXTEND2022を策定し、EXTEND2016の枠組みを踏襲しつつ所要の改善や新たな要素を加えた上で、2030年（令和12年）を見据えた新たなプログラムを構築し、内分泌かく乱作用に関する検討を着実に進めるとしています。

第3節 アスベスト

アスベストは、天然の繊維状の鉱物で「石綿」とも呼ばれています。化学薬品に強く、断熱性や防音性に優れているため、建物の壁の吹き付けや建材として多用されてきたが、繊維を吸い込むと肺などに刺さり、健康被害が問題となっています。平成18年9月1日より、石綿及び石綿をその重量の0.1%を超えて含有するすべての物の製造、輸入、譲渡、提供、使用が禁止されています。

令和10年にピークを迎えると言われているアスベスト含有建材使用建築物の解体・改修時におけるアスベストの大気中への飛散防止に係る所管連携して努めております。

第4節 香害

香害とは、合成洗剤や柔軟剤等に含まれる合成着色料などの化学物質により引き起こされる健康障害のことを意味します。香害が原因となって化学物質過敏症を発症する人もいます。



第 10 章 公害防止計画

兵庫県公害防止計画は、環境基本法第17条の規定に基づき、現に公害が著しいか、人口及び産業の急速な集中で公害が著しくなるおそれがあり、公害防止対策を講じる必要がある地域において、同法第18条で地方公共団体や事業者が公害防止に関する事業及び施策を推進するものとしています。

1. 公害防止計画策定状況

【表 10-1 兵庫地域公害防止計画策定状況】

計画期間（年度）								
昭和 47 ~ 51	52 ~ 56	57 ~ 61	平成 62 ~ 3	4 ~ 8	9 ~ 13	14 ~ 18	19 ~ 22	令和 23 ~ 3

(1) 本表は現行計画を整理したものである。

旧計画 ←……………→ 現行計画期間(平成 23 年度策定:令和 3 年度まで) →

(2) 地域の範囲(7 市):川西市、神戸市、尼崎市、西宮市、伊丹市、加古川市、宝塚市

(3) 策定年月日 平成 24 年 3 月 23 日

2. 兵庫地域公害防止計画の主要課題に対する対策

(1) 自動車交通公害対策

- ① 自動車単体対策の推進
- ② 車種規制の実施
- ③ ディーゼル自動車等運行規制の実施
- ④ 低公害車等の普及促進
- ⑤ 交通需要の調整・低減
- ⑥ 交通流対策の推進
- ⑦ 道路構造等対策
- ⑧ 調査・測定
- ⑨ 普及啓発活動の推進

(2) 海域の水質汚濁対策

- ① 水質汚濁防止法に基づく排水基準の遵守徹底
- ② 水質総量削減計画の推進
- ③ 流出油等対策

※詳しくは兵庫県策定の「兵庫地域公害防止計画(平成24年3月)」をご覧ください。

(URL:<https://www.kankyo.pref.hyogo.lg.jp/application/files/8514/7001/8809/201203keikaku.pdf>)

第 11 章 公害の苦情

公害に関する苦情は、地域住民の生活に密着した問題であり、適切な処理に努めなければならない重要な業務です。このような観点から、市では関係行政機関と連携を密にとりつつ、苦情や相談に対し現場調査、指導及び助言に努めています。

令和7年度に本市で対応した公害苦情総件数は 45 件、内訳(大気汚染、水質汚濁、騒音、悪臭)は表 11-1 の通りで、令和6年度と比較して総件数および内訳ともに同水準の件数でありました。

【表 11-1 公害苦情件数の経年変化】

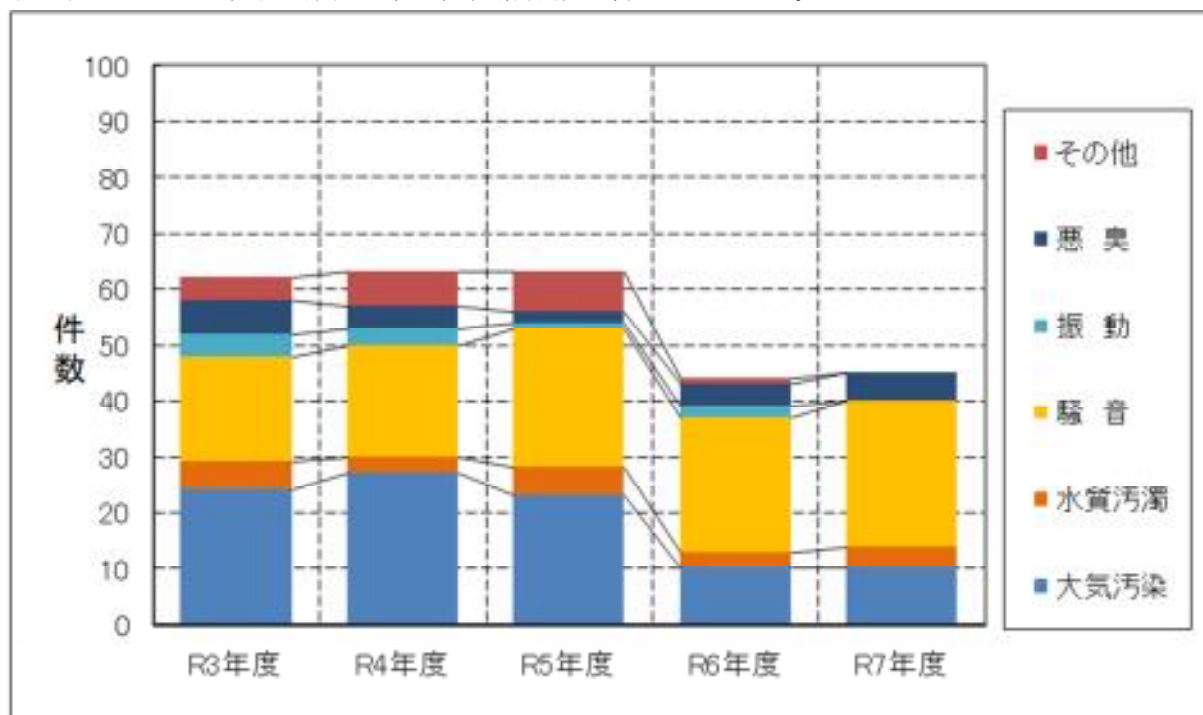
(単位：件)

年度	合計	計	典型7公害							その他 典型7公害以外
			大気汚染	水質汚濁	土壌汚染	騒音	振動	地盤沈下	悪臭	
令和3年度	62	58	24	5	0	19	4	0	6	4
令和4年度	63	57	27	3	0	20	3	0	4	6
令和5年度	63	56	23	5	0	25	1	0	2	7
令和6年度	44	43	10	3	0	24	2	0	4	1
令和7年度	45	45	10	4	0	26	0	0	5	0

(注1) 一つのお問合せに複数項目ある場合は、それぞれの項目でカウントしています。

(注2) 野焼きは、大気汚染に分類しています。

(注3) 空き宅地の草木の繁茂は、公害苦情件数に含めていません。



【図 11-1 公害苦情件数の経年変化】

発 行

川西市 市民環境部
環境政策課
令和8年 月

〒666-8501

川西市中央町12番1号

☎ 072-740-1202

この冊子は市役所内で印刷しています